官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九二）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同九三）　七七

省令

○総務省令第九十二号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［略］

［2　略］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　略］

八　平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

4　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる補正係数の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　略］

八　上水道事業の水源開発及び広域化対策に係る事業費の出資金並びに防災対策事業の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［九～二十三　略］

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
一　人口	国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和七年十月一日現在における人口。以下別段の定めがある場合を除き同じ。	人
二　面積	［1　略］ 2　都道府県の「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、当該都道府県の区域内の市町村に係る3による「宅地の面積」を合計して得た数値とし、「耕地の面積」は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）によつて調査した令和七年二月一日現在における耕地の面積とし、「林野の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における民有林野（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学	平方キロメートル

改正前

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［同上］

［2　同上］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　同上］

八　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

4　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる補正係数の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　同上］

八　上水道事業の水源開発及び広域化対策に係る事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［九～二十三　同上］

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
一　人口	国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口。以下別段の定めがある場合を除き同じ。	人
二　面積	［1　同上］ 2　都道府県の「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、当該都道府県の区域内の市町村に係る3による「宅地の面積」を合計して得た数値とし、「耕地の面積」は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）によつて調査した令和二年二月一日現在における耕地の面積とし、「林野の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における民有林野（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学	平方キロメートル

法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の所管する林野を除く。）の面積とし、「その他の面積」は、１の面積から「宅地の面積」、「耕地の面積」及び「林野の面積」を除いたものとする。

３　市町村の「地域振興費」及び「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調書（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十八条又は第四百二十一条第一項に規定する概要調書をいう。以下同じ。）に記載されている宅地の面積とし、「田畑の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田の面積と畑の面積との合計数とし、「森林の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における公有及び私有の森林の合計面積とし、「その他の面積」は、１の面積から「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」を除いたものとする。ただし、「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」の合計数が１の面積を超えるときは、その合計数が１の面積となるようにそれぞれ按分した数値とする。

［４　略］

［略］

［略］

［三・四　略］

五　道路の延長

前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和八年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月

キロメートル

［略］

［三・四　同上］

五　道路の延長

法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の所管する林野を除く。）の面積とし、「その他の面積」は、１の面積から「宅地の面積」、「耕地の面積」及び「林野の面積」を除いたものとする。

３　市町村の「地域振興費」及び「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調書（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十八条又は第四百二十一条第一項に規定する概要調書をいう。以下同じ。）に記載されている宅地の面積とし、「田畑の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田の面積と畑の面積との合計数とし、「森林の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有及び私有の森林の合計面積とし、「その他の面積」は、１の面積から「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」を除いたものとする。ただし、「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」の合計数が１の面積を超えるときは、その合計数が１の面積となるようにそれぞれ按分した数値とする。

［４　同上］

［同上］

［同上］

前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和七年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月

キロメートル

［同上］

二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。

［六～十二　略］	［略］	［略］
十三　小学校の教職員数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数	［略］
［十四　略］	［略］	［略］
十五　小学校の学級数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	［略］
［十六　略］	［略］	［略］
十七　中学校の教職員数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該都道府県立の中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの（以下「夜間中学」という。）に限る。）及び中等教	［略］

二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。

［六～十二　同上］	［同上］	［同上］
十三　小学校の教職員数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第一項、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号。以下「標準法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第三条第二項及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数	［同上］
［十四　同上］	［同上］	［同上］
十五　小学校の学級数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項、標準法改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第三条第二項及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	［同上］
［十六　同上］	［同上］	［同上］
十七　中学校の教職員数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該都道府県立の中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの（以下「夜間中学」という。）に限る。）及び中等教	［同上］

育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。以下「標準法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第三条第二項及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数		
［十八　略］	［略］	
十九　中学校の学級数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項、標準法改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第三条第二項及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	［略］
［二十～二十四　略］	［略］	
二十五　高等専門学校及び大学の学生の数	［１　略］ ２　公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数は、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とする。	［略］
［二十六～三十一　略］	［略］	
三十二　農家数	農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数	戸
三十三　公有	農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在におけ	ヘクタール

育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数		
［十八　同上］	［同上］	
十九　中学校の学級数	当該年度の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	［同上］
［二十～二十四　同上］	［同上］	
二十五　高等専門学校及び大学の学生の数	［１　同上］ ２　公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数は、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とする。	［同上］
［二十六～三十一　同上］	［同上］	
三十二　農家数	農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数	戸
三十三　公有	農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在におけ	ヘクタール

以外の林野の面積

三十四　公有林野の面積

三十五　水産業者数

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める公有林野をいう。）を除く。）の面積

農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在におけるヘクタール

る公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積

１　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林人省令第三十九号）によつて調査した令和五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した令和五年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。

［２　略］

［略］

［三十六～三十九　略］

１　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和七年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成六年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた

［略］

以外の林野の面積

三十四　公有林野の面積

三十五　水産業者数

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める公有林野をいう。）を除く。）の面積

農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在におけるヘクタール

る公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積

１　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林人省令第三十九号）によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。

［２　同上］

［同上］

［三十六～三十九　略］

１　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和六年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成五年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた

地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであつた分を除く。以下同じ。）

［一～八　略］

［2・3　略］

［略］

［略］

［四十一　略］

四十二　平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成六年度において「平成六年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年二月十三日付け自治地第二十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「平成六年度国の第二次補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年三月七日付け自治地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成七年度において「平成七年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年五月三十日付け自治地第百四十六号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成七年十月二十七日付け自治地第二百十一号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事

千円

［略］

［略］

［四十一　同上］

四十二　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成五年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年六月二十二日付け自治地第百四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」、「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年十二月二十四日付け自治地第二百十九号各都道府県総務部長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成六年三月十一日付け自治地第四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において同市が経営していた地下鉄事業等を承継するため同市の全額出資により設立された大阪市高速電気軌道株式会社への事業承継（以下「事業承継」という。）前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成六年度において「平成六年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年二月十三日付け自治地第二十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「平成六年度国の第二次補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年三月七日付け自治地第三十四

千円

［同上］

［同上］

業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成八年度において「平成八年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成九年二月十三日付け自治地第十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成九年度において「平成九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年六月十九日付け自治地第百十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年十二月十七日付け自治地第百九十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十一年度において「平成十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十一年二月十六日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十二年度において「平成十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十二年二月二十一日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十三年度において「平成十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十三年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十四年度において「平成十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十四年二月二十一日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十五年度において「平成十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十五年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十六年度において「平成十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十六年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十七年二月二十一日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十八年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十九年度において「平成十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十九年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十年度において「平成二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十一年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十二年度において「平成二十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十二年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十三年二月二十一日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十四年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十五年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十六年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十七年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十八年度において「平成二十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十八年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成二十九年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成三十年度において「平成三十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成三十年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生

	度の元利償還金	
四十三　平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十八年二月九日付け総財地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十九年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十九年度において「平成十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年二月七日付け総財地第十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局長及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金 ［2　略］	千円

四十三　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十八年二月九日付け総財地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十九年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十九年度において「平成十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年二月七日付け総財地第十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局長及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金 ［2　同上］	千円

局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十年度において「平成二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年十月十七日付け総財地第二百一号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業

局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十年度において「平成二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年十月十七日付け総財地第二百一号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業

及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を

及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を

受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予

受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予

算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十

算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十

八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度一般会計予備費の使用に係る

八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和六年度において「令和六年度一般会計予備費の使用に

地方債の取扱いについて」（令和六年四月二十三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年六月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年九月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月十七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年二月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和七年度において「令和七年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和七年十二月十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業、公共施設等適正管理推進事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

［２　略］

四十四　地方税の減収補塡のため平

１　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第

千円

地方債の取扱いについて」（令和六年四月二十三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年六月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年九月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月十七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年二月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

［２　同上］

四十四　地方税の減収補塡のため平

１　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第

千円

成十七年度から令和七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意

成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意

又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補塡債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補塡債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補塡債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号

又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補塡債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補塡債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補塡債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号

都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和元年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第二十一号による改正後の令和二年総務省告示第百二十七号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）、令和五年度において令和五年度地方債同意等基準（令和五年総務省告示第七十一号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）、令和六年度において令和六年度地方債同意等基準（令和六年総務省告示第百三十四号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度減収補塡債」という。）及び令和七年度において令和七年度地方債同意等基準（令和七年総務省告示第百三十五号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額

四十五　平成十三年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発

［2・3　略］

1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。）　千円

［2　略］

都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和元年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第二十一号による改正後の令和二年総務省告示第百二十七号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）、令和五年度において令和五年度地方債同意等基準（令和五年総務省告示第七十一号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）及び令和六年度において令和六年度地方債同意等基準（令和六年総務省告示第百三十四号）第二の二の1の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額

四十五　平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発

［2・3　同上］

1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。）　千円

［2　同上］

行について同意又は許可を得た地方債の額	［四十六　略］	［略］
四十七　臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項	［略］
	千円	

行について同意又は許可を得た地方債の額	［四十六　同上］	［同上］
四十七　臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項	［同上］
	千円	

の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）及び同項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地

1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行に

千円

の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）、地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）及び同項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地

1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行に

千円

方債の額	
ついて同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	
［2　略］	
四十九　令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国土強靱化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靱化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靱化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靱化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靱化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靱化施策債」という。）、令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靱化施策債」という。）及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度国土強靱化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　略］

［2～4　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

方債の額	
ついて同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	
［2　同上］	
四十九　令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国土強靱化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靱化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靱化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靱化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靱化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靱化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靱化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　同上］

［2～4　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～四　略］ 五　補正予算債償還費	［略］	［略］
		1　平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(1)～(5)　［略］
		2　平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	(1)～(16)　［略］ (17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県六十・〇％分」という。） ［イ　略］ (18)　令和四年度補正予算債 ［ア　略］ イ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。） ［ウ　略］ (19)　令和五年度補正予算債 ［ア・イ　略］

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～四　同上］ 五　補正予算債償還費	［同上］	(1)　平成五年度補正予算債
		1　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(2)～(6)　［同上］
		2　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	(1)～(16)　［同上］ (17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県六十・〇％分」という。） ［イ　同上］ (18)　令和四年度補正予算債 ［ア　同上］ イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。） ［ウ　同上］ (19)　令和五年度補正予算債 ［ア・イ　同上］

ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。）	ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。）
［エ　略］	［エ　同上］
(20)　令和六年度補正予算債	(20)　令和六年度補正予算債
［ア・イ　略］	［ア・イ　同上］
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）	ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）
［エ　略］	［エ　同上］
(21)　令和七年度補正予算債	［新設］
ア　令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県八十・〇％分」という。）	
イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県七十二・〇％分」という。）	
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県六十・〇％分」という。）	
エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業）に限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年	

度都道府県五十・〇％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分））	
オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県五十・〇％分」という。）	
六　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十八年度から令和七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
［削る］	(1)～(19)　［略］
	(20)　令和七年度減収補塡債
七　財源対策債償還費	平成十七年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)～(20)　［略］	
(21)　令和七年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和七年度財源対策債」という。）	
［八・九　略］	
十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	［略］
(1)～(12)　［略］	
(13)　令和七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債	
ア　「令和七年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和七年四月一日付け総財地第五十五号、総財公第二十一号、総財務第四十九号各都道府県知	平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防

度都道府県五十・〇％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分））	
オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県五十・〇％分」という。）	
六　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
(1)　平成十七年度減収補塡債	
(2)～(20)　［同上］	
［新設］	
七　財源対策債償還費	平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)～(20)　［同上］	
［新設］	
［八・九　同上］	
十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	［同上］
(1)～(12)　［同上］	
［新設］	
	平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防

災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	事、各指定都市市長あて総務副大臣通知。以下「令和七年度地方債同意等基準運用要綱」という。）第一の二の1の（一）の（6）の⑤のエにおいて定める地方単独事業（以下「緊急防災・減災事業債分（デジタル活用推進事業分）」という。） イ　緊急防災・減災事業分（アに掲げる事業を除く。） (1)～(2)　［略］
十一　国土強靱化施策債償還費 令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(3)　令和三年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　略］ (4)　令和四年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　略］ (5)　令和五年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意

災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)～(2)　［同上］
十一　国土強靱化施策債償還費 令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(3)　令和三年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　同上］ (4)　令和四年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　同上］ (5)　令和五年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許

市町村	
［一～五　略］ 六　補正予算債償還費	
［略］ 1　平成六年度から平成十年度までの各年度に	
［略］ (1)～(5)　［略］	又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　略］ ［イ　略］ (6)　令和六年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　略］ ［イ　略］ (7)　令和七年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県国土強靱化施策債五十・〇％分」という。） イ　緊急自然災害防止対策事業分

市町村	
［一～五　同上］ 六　補正予算債償還費	
［同上］ 1　平成五年度から平成十年度までの各年度に	
［同上］ (1)～(6)　［同上］	可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　同上］ ［イ　同上］ (6)　令和六年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　同上］ ［イ　同上］ ［新設］ (1)　平成五年度補正予算債

おいて国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
［(1)～(16)　略］	(17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村六十・〇％分」という。） ［(ｱ)・(ｲ)　略］ ［イ　略］
［(ｱ)・(ｲ)　略］	(18)　令和四年度補正予算債 ［ア　略］ イ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）
	［(ｱ)・(ｲ)　略］

おいて国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
［(1)～(16)　同上］	(17)　令和三年度補正予算債 ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村六十・〇％分」という。） ［(ｱ)・(ｲ)　同上］ ［イ　同上］
［(ｱ)・(ｲ)　同上］	(18)　令和四年度補正予算債 ［ア　同上］ イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）
	［(ｱ)・(ｲ)　同上］

［ウ　略］	［ウ　同上］
(19)　令和五年度補正予算債	(19)　令和五年度補正予算債
［ア・イ　略］	［ア・イ　同上］
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村六十・〇％分」という。）	ウ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村六十・〇％分」という。）
［(ア)・(イ)　略］	［(ア)・(イ)　同上］
［エ　略］	［エ　同上］
(20)　令和六年度補正予算債	(20)　令和六年度補正予算債
［ア・イ　略］	［ア・イ　同上］
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村六十・〇％分」という。）	ウ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村六十・〇％分」という。）
［(ア)・(イ)　略］	［(ア)・(イ)　同上］
［エ　略］	［エ　同上］
(21)　令和七年度補正予算債	［新設］
ア　令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村八十・〇％分」という。）	
(ア)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(イ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発	

行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村七十二・〇％分」という。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村六十・〇％分」という。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業）に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村五十・〇％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分））」という。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村五十・〇％分」という。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(20)　略］	
(21)　令和七年度減収補塡債	
ア　令和七年度市場公募都市に係るもの	
イ　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(24)　略］	
(25)　令和七年度財源対策債	
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	
(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	
(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	
(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
［九・十　略］	
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和七年度まで
［略］	
［(1)～(12)　略］	
(13)　令和七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債	

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(20)　同上］	
［新設］	
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(24)　同上］	
［新設］	
［九・十　同上］	
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和六年度まで
［同上］	
［(1)～(12)　同上］	
［新設］	

での各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

ア　「令和七年度地方債同意等基準運用要綱」第一の二の1の（一）の（6）の⑤のエにおいて定める地方単独事業（以下「緊急防災・減災事業債分（デジタル活用推進事業分）」という。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　緊急防災・減災事業分（アに掲げる事業を除く。）

(ｱ)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

十二　国土強靭化施策債償還費

令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

［(1)・(2)　略］

(3)　令和三年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［(ｲ)　略］

(4)　令和四年度国土強靭化施策債

［イ　略］

での各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

十二　国土強靭化施策債償還費

令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

［(1)・(2)　同上］

(3)　令和三年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［(ｲ)　同上］

(4)　令和四年度国土強靭化施策債

［イ　同上］

［(ｲ)　略］

［イ　略］

(5)　令和五年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［(ｲ)　略］

［イ　略］

(6)　令和六年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［(ｲ)　略］

［イ　略］

(7)　令和七年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

(i)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ii)　令和七年度市場公募都市以外の

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

(5)　令和五年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

(6)　令和六年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

［新設］

［２・３　略］

市町村に係るもの	
(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村国土強靱化債五十・〇％分」という。）	
(i)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(ii)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
イ　緊急自然災害防止対策事業分	
(ア)　令和七年度市場公募都市に係るもの	
(イ)　令和七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

［２・３　同上］

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した令和三年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した令和三年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B+C)\times 0.775}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=7}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$ A_n　平成n年度に建設に着手した第１種公営住宅（公営住宅法の一部を改正する法律（平成８年法律第55号。以下「公営住宅法改正法」という。）の規定による改正前の公営住宅法
	二　その他の土木費	人口	

（昭和 26 年法律第 193 号。以下「旧公営住宅法」という。）第 2 条第 3 号に規定する第一種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の 100 分の 3 に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　平成 n 年度に建設に着手した第 2 種公営住宅（旧公営住宅法第 2 条第 4 号に規定する第二種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の 100 分の 4 に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和 55 年度以降管理開始されたものに限り、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法第 2 条第 6 号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和 57 年 4 月 5 日付け建設省住整発第 26 号）第 2 第 7 項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住市発第 46 号）第 2 第 11 号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に

準ずる事業の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 1 日付け建設省住整発第 91 号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和 54 年 5 月 11 日付け建設省住整発第 25 号）第 2 第 16 号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け建設省住備発第 10 号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住建発第 50 号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 3 条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第 12 条第 1 項（住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和 54 年 5 月 11 日付建設省住整発第 6 号）第 4 第 1 項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第 3 条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、家賃（特目要綱第 17 第 1 項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則」という。）第 20 条の規定に準じて算定した額（以下「限度額家賃」という。）又は特目要綱第 17 第 1 項ただし書に規

定する特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第1項の基準に該当する場合において特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第2項に準じて算定した額（以下「変更限度額家賃」という。）を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃）として国土交通大臣が調査した額

b　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、入居階層に応じての負担能力を勘案して、国土交通省住宅局長が別に定める額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額

α　新法公営住宅のうち、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため借上をした公営住宅にあつては3分の2、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした新法公営住宅にあつては3分の2（最初の5年間は4分の3）、その他の公営住宅にあつては2分の1、旧法公営住宅のうち旧第一種公営住宅にあつては2分の1、旧第二種公営住宅にあつては3分の2、特定住宅及び特目住宅のうち阪神・淡路大震災の被災居住者等が入居す

る管理人住宅以外の住宅にあつては 3 分の 2（最初の 5 年間は 4 分の 3）、管理人の居住する住宅にあつては 3 分の 1、その他の住宅にあつては 2 分の 1

三　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 6{,}271{,}000}$$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$42{,}700 \times b1 \times (1 + b2)$

算式の符号

［同左］

b2　スクールバス等の数に 144.99 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$1{,}053{,}000 \times c1 \times (c2 + c3)$

算式の符号

c1　当該年度の 5 月 1 日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編成の標準によつて算定した学級数

二　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 6{,}675{,}000}$$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$45{,}300 \times b1 \times (1 + b2)$

算式の符号

［略］

b2　スクールバス等の数に 140.33 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$1{,}099{,}000 \times c1 \times (c2 + c3)$

算式の符号

c1　当該年度の 5 月 1 日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項、標準法改正法附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第 3 条第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編成の標準によ

つて算定した学級数

c2　当該都道府県の区域内の市町村の別表第３の４に定める地域手当の級地が１級地（旧１級地であつた地域）区分の市町村にあつては1.026、２級地（旧２級地であつた地域）の市町村にあつては1.021、２級地（旧３級地であつた地域）の市町村にあつては1.021、２級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.021、２級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.020、２級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.018、２級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.014、２級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.013、３級地（旧２級地であつた地域）の市町村にあつては1.018、３級地（旧３級地であつた地域）の市町村にあつては1.017、３級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.016、３級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.016、３級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.014、３級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.011、４級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.013、４級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.011、４級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.011、４級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.011、４級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.008、５級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.005、５級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.005、５級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.005、無級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.001、無級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.000を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

c2　当該都道府県の区域内の市町村の別表第３の４に定める地域手当の級地が１級地（旧１級地であつた地域）区分の市町村にあつては1.026、２級地（旧２級地であつた地域）の市町村にあつては1.021、２級地（旧３級地であつた地域）の市町村にあつては1.019、２級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.018、２級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.018、２級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.013、２級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.009、２級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.004、３級地（旧２級地であつた地域）の市町村にあつては1.019、３級地（旧３級地であつた地域）の市町村にあつては1.018、３級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.016、３級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.015、３級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.013、３級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.004、４級地（旧４級地であつた地域）の市町村にあつては1.015、４級地（旧５級地であつた地域）の市町村にあつては1.012、４級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.009、４級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.007、４級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.004、５級地（旧６級地であつた地域）の市町村にあつては1.006、５級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.004、５級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.002、無級地（旧７級地であつた地域）の市町村にあつては1.002、無級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては1.000を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha+\beta+\gamma$

算式の符号

α　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の給与の差による地域区分が１級地の市町村にあつては0.007、２級地の市町村にあつては0.006、３級地の市町村にあつては0.006、４級地の市町村にあつては0.005、無級地（旧４級地であつた地域）にあつては0.002、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

β　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第２号の寒冷の差による別表第４（1）の地域区分が１級地の市町村にあつては0.167、２級地の市町村にあつては0.280、３級地の市町村にあつては0.419、４級地の市町村にあつては0.634、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４（3）の地域区分が１級地の市町村にあつては0.080、２級地の市町村にあつては0.160、３級地の市町村

する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha+\beta+\gamma$

算式の符号

α　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の給与の差による地域区分が１級地の市町村にあつては0.007、２級地の市町村にあつては0.006、３級地の市町村にあつては0.006、４級地の市町村にあつては0.005、無級地（旧４級地であつた地域）にあつては0.003、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

β　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第２号の寒冷の差による別表第４（1）の地域区分が１級地の市町村にあつては0.171、２級地の市町村にあつては0.287、３級地の市町村にあつては0.429、４級地の市町村にあつては0.650、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４（3）の地域区分が１級地の市町村にあつては0.082、２級地の市町村にあつては0.165、３級地の市町村

にあつては 0.401、４級地の市町村にあつては 0.882、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

Ｄ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$11,886,000 \times d$$

算式の符号

［略］

三　特別支援学校費　特別学級数

学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六八〇を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一七を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二二を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇三一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・九四八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在におけ

にあつては 0.412、４級地の市町村にあつては 0.907、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

Ｄ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$11,217,000 \times d$$

算式の符号

［同左］

四　特別支援学校費　特別学級数

学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六七四を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二四を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇三三を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・九二七を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在におけ

る当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇六〇を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・七二〇を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

四　その他の教育費

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

{B × 103.237 + C × 68.825 + D × 34.412 + E × 75.145 + F × 50.096 + G × 25.048 + H × 45.202 + I × 30.135 + J × 15.067 + (K × 32.139 + L × 21.426 + M × 10.713) × α + N × 54.335 + O × 36.224 + P × 18.112 + Q × 32.601 + R × 21.734 + S × 10.867 + T × 16.301 + U × 10.867 + V × 5.434 + (W × 13.487 + X × 8.998 + Y × 4.509) × β + (Z × 56.840 + AA × 37.900 + AB × 18.950 + AC × 14.210) × γ + (AD × 15.414 + AE × 10.279 + AF × 5.145 + AG × 3.854) × δ} ／A

B × 103.237、C × 68.825、D × 34.412、E × 75.145、F × 50.096、G × 25.048、H × 45.202、I × 30.135、J × 15.067、K × 32.139、L × 21.426、M × 10.713、(K × 32.139 + L × 21.426 + M × 10.713) × α、N × 54.335、O × 36.224、P × 18.112、Q × 32.601、R × 21.734、S × 10.867、T × 16.301、U × 10.867、V × 5.434、W × 13.487、X × 8.998、Y × 4.509、(W × 13.487 + X × 8.998 + Y × 4.509) × β、Z × 56.840、AA × 37.900、AB × 18.950、AC × 14.210、(Z × 56.840 + AA × 37.900 + AB × 18.950 + AC × 14.210) × γ、AD × 15.414、AE × 10.279、AF × 5.145、AG × 3.854 及び（AD × 15.414 + AE × 10.279 + AF × 5.145 + AG × 3.854）× δに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

五　その他の教育費

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

［{B × 239.196 + C × 159.464 + D × 79.732 + E × 239.196 + F × 174.107 + G × 116.071 + H × 58.036 + I × 174.107 + J × 104.732 + K × 69.821 + L × 34.911 + M × 104.732 + (N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464) × α + R × 125.893 + S × 83.929 + T × 41.964 + U × 125.893 + V × 75.536 + W × 50.357 + X × 25.179 + Y × 75.536 + Z × 37.768 + AA × 25.179 + AB × 12.589 + AC × 37.768 + (AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250) × β} × 0.754 + (AH × 239.196 + AI × 174.107 + AJ × 104.732 + AK × 74.464 + AL × 125.893 + AM × 75.536 + AN × 37.768 + AO × 31.250) × 0.823 + {（AP × 131.696 + AQ × 87.813 + AR × 43.906 + AS × 131.696 + AT × 32.924) × γ + (AU × 35.714 + AV × 23.817 + AW × 11.920 + AX × 35.714 + AY × 8.929) × δ} × 1.205 + (AZ × 131.696 + BA × 35.714) × 0.658］／A

B × 239.196、C × 159.464、D × 79.732、E × 239.196、F × 174.107、G × 116.071、H × 58.036、I × 174.107、J × 104.732、K × 69.821、L × 34.911、M × 104.732、N × 74.464、O × 49.643、P × 24.821、Q × 74.464、(N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464) × α、R × 125.893、S × 83.929、T × 41.964、U × 125.893、V × 75.536、W × 50.357、X × 25.179、Y × 75.536、Z × 37.768、

AA × 25.179、AB × 12.589、AC × 37.768、AD × 31.250、AE × 20.848、AF × 10.446、AG × 31.250、(AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250) × β、{B × 239.196 + C × 159.464 + D × 79.732 + E × 239.196 + F × 174.107 + G × 116.071 + H × 58.036 + I × 174.107 + J × 104.732 + K × 69.821 + L × 34.911 + M × 104.732 + (N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464) × α + R × 125.893 + S × 83.929 + T × 41.964 + U × 125.893 + V × 75.536 + W × 50.357 + X × 25.179 + Y × 75.536 + Z × 37.768 + AA × 25.179 + AB × 12.589 + AC × 37.768 + (AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250) × β} × 0.754、AH × 239.196、AI × 174.107、AJ × 104.732、AK × 74.464、AL × 125.893、AM × 75.536、AN × 37.768、AO × 31.250、(AH × 239.196 + AI × 174.107 + AJ × 104.732 + AK × 74.464 + AL × 125.893 + AM × 75.536 + AN × 37.768 + AO × 31.250) × 0.823、AP × 131.696、AQ × 87.813、AR × 43.906、AS × 131.696、AT × 32.924、(AP × 131.696 + AQ × 87.813 + AR × 43.906 + AS × 131.696 + AT × 32.924) × γ、AU × 35.714、AV × 23.817、AW × 11.920、AX × 35.714、AY × 8.929、(AU × 35.714 + AV × 23.817 + AW × 11.920 + AX × 35.714 + AY × 8.929) × δ、{(AP × 131.696 + AQ × 87.813 + AR × 43.906 + AS × 131.696 + AT × 32.924) × γ + (AU × 35.714 + AV × 23.817 + AW × 11.920 + AX × 35.714 + AY × 8.929) × δ} × 1.205、AZ × 131.696、BA × 35.714、(AZ × 131.696 + BA × 35.714) × 0.658、及び［{B × 239.196 + C × 159.464 + D × 79.732 + E × 239.196 + F × 174.107 + G × 116.071 + H × 58.036 + I × 174.107 + J × 104.732 + K × 69.821 + L × 34.911 + M × 104.732 + (N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464) × α + R × 125.893 + S × 83.929 + T × 41.964 + U × 125.893 + V × 75.536 + W × 50.357 + X × 25.179 + Y × 75.536 + Z × 37.768 + AA ×

	25.179 ＋ AB × 12.589 ＋ AC × 37.768 ＋（AD × 31.250 ＋ AE × 20.848 ＋ AF × 10.446 ＋ AG × 31.250）× β｝× 0.754 ＋（AH × 239.196 ＋ AI × 174.107 ＋ AJ × 104.732 ＋ AK × 74.464 ＋ AL × 125.893 ＋ AM × 75.536 ＋ AN × 37.768 ＋ AO × 31.250）× 0.823 ＋｛（AP × 131.696 ＋ AQ × 87.813 ＋ AR × 43.906 ＋ AS × 131.696 ＋ AT × 32.924）× γ ＋（AU × 35.714 ＋ AV × 23.817 ＋ AW × 11.920 ＋ AX × 35.714 ＋ AY × 8.929）× δ｝× 1.205 ＋（AZ × 131.696 ＋ BA × 35.714）× 0.658］／ A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式アの符号 ［略］	算式アの符号 ［同左］
B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 8 年 4 月 27 日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和 7 年度授業料減免対象学生数」（地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が同法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「都道府県立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数	B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 7 年 4 月 21 日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和 6 年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が同法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号 C、符号 D 及び符号 E において同じ。）
［略］	［同左］

D　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

F　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

G　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

D　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

E　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

F　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号 G、符号 H 及び符号Ｉにおいて同じ。）

G　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

H　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

I　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のう「多子世帯支援」の数

J　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都

道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号Ｋ、符号Ｌ及び符号Ｍにおいて同じ。）

Ｉ　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｋ　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｊ　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｌ　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｍ　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

Ｋ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

Ｎ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

Ｌ　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｏ　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｍ　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｎ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。以下「都道府県立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

Ｐ　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｑ　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

Ｒ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号Ｓ、符号Ｔ及び符号Ｕにおいて同じ。）

Ｏ　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｓ　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Ｐ　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち

Ｔ　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち

「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

R　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

S　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

「準非課税世帯：１／３区分」の数

U　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

V　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号 W、符号 X 及び符号 Y において同じ。）

W　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

X　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Y　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生

数とする。符号 AA、符号 AB 及び符号 AC において同じ。）

AA　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AD　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AE　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AF　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AG　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AL において同じ。）

AI　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち

U　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

V　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

X　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Y　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AM において同じ。）

AJ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号 AN において同じ。）

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AL　都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AM　都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AN　都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AO　都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のう

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（以下この号において「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

AA　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

AD　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（以下この号において「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

AE　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AF　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AG　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当

ち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AP　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AQ　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AR　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AS　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AT　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

AU　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AV　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AW　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AX　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AY　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

AZ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「私立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

BA　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当

該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

｛（a × 3）／（b × 3 ＋ c × 2 ＋ d）｝／ 166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和７年度授業料減免額（実績）」

b　符号 K に同じ。

c　符号 L に同じ。

d　符号 M に同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

｛（f × 3）／（g × 3 ＋ h × 2 ＋ i）｝／ 70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和７年度入学金減免額（実績）」

g　符号 W に同じ。

h　符号 X に同じ。

i　符号 Y に同じ。

γ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

｛（k × 3）／（l × 3 ＋ m × 2 ＋ n ＋ o × 0.75）｝／ 590,000

o × 0.75 に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

k　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和７年度授業料減免額（実績）」

該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

［（a × 3）／｛（b ＋ e）× 3 ＋ c × 2 ＋ d）｝］／ 166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」

b　符号 N に同じ。

c　符号 O に同じ。

d　符号 P に同じ。

e　符号 Q に同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

［（f × 3）／｛（g ＋ j）× 3 ＋ h × 2 ＋ i）｝］／ 70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」

g　符号 AD に同じ。

h　符号 AE に同じ。

i　符号 AF に同じ。

j　符号 AG に同じ。

γ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）

算式

［（k × 3）／｛（l ＋ o）× 3 ＋ m × 2 ＋ n ＋ p × 0.75｝］／ 590,000

p × 0.75 に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

k　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」

l　符号Zに同じ。
m　符号AAに同じ。
n　符号ABに同じ。
o　符号ACに同じ。

δ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）
算式
{（q × 3）／（r × 3 ＋ s × 2 ＋ t ＋ u × 0.75）}／160,000
u × 0.75に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。
算式の符号
q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和７年度入学金減免額（実績）」
r　符号ADに同じ。
s　符号AEに同じ。
t　符号AFに同じ。
u　符号AGに同じ。

算式イ
（B × 85.934 ＋ C × 17.148 ＋ D × 63.198）／A
B × 85.934、C × 17.148、D × 63.198、（B × 85.934 ＋ C × 17.148 ＋ D × 63.198）／Aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式イの符号
［略］
B　「公立学校施設の空調設備調査等について」（令和８年２月24日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課事務連絡。以下「公立学校施設空調設備調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

l　符号APに同じ。
m　符号AQに同じ。
n　符号ARに同じ。
o　符号ASに同じ。
p　符号ATに同じ。

δ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）
算式
［（q × 3）／{（r ＋ u）× 3 ＋ s × 2 ＋ t ＋ v × 0.75）}］／160,000
v × 0.75に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。
算式の符号
q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」
r　符号AUに同じ。
s　符号AVに同じ。
t　符号AWに同じ。
u　符号AXに同じ。
v　符号AYに同じ。

算式イ
（B × 197.107 ＋ C × 39.732 ＋ D × 146.429）／A
B × 197.107、C × 39.732、D × 146.429、（B × 197.107 ＋ C × 39.732 ＋ D × 146.429）／Aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式イの符号
［同左］
B　「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知。以下この号において「公立学校体育館等空調設置状況調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置して

C　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数

D　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

(B × 5.723 ＋ C × 1.561 ＋ D × 0.301 ＋ E × 5.723 ＋ F × 0.231 ＋ G × 11.301 ＋ H × 22.023 ＋ I × 22.023 ＋ J × 16.243 ＋ K × 22.023 ＋ L × 5.723 ＋ M × 22.023 × α ＋ N × 22.023 ＋ O × 16.243 × β ＋ P × 22.023 ＋ Q × 22.023 ＋ R × 22.023 ＋ S × 22.023 ＋ T × 22.023 ＋ U × 16.023 ＋ V × 22.023 ＋ W × 19.075 ＋ X × 5.723）／ A

M × 22.023 × α及びO × 16.243 × βに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　「令和８年度高等学校等就学支援金に係る状況調査の実施について」（令和８年４月９日付け文部科学省初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室事務連絡。以下この号において「就学支援金対象生徒数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「生徒数調査表（公立）」（以下この号において「生徒数調査表（公立）」という。）における「合計」の表側「高等学校全日制」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

C　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「高等学校定時制」の「うち支援対象生徒

C　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数

D　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

D　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「高等学校通信制」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

E　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「中等教育後期課程」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

F　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「特別支援学校高等部」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

G　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「高等専門学校」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

H　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程昼間学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

I　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程夜間等学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

J　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程通信制学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

K　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「各種学校」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

L　「生徒数調査表（公立）」における「合計」の表側「総計」の「うち支援対象生徒数」のうち「家族滞在（定住の意思がないもの）等」、表頭「生徒数」の欄及び「留学」、表頭「生徒数」の欄の数値を合算した数

M　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文

部科学省に報告された「生徒数調査表（私立）」（以下「生徒数調査表（私立）」という。）における「合計」の表側「高等学校全日制」のうち「うち支援対象生徒数」の「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

N　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「高等学校定時制」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

O　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「高等学校通信制」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

P　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「中等教育学校後期課程」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

Q　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「特別支援学校高等部」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

R　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「高等専門学校」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

S　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程昼間学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

T　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程夜間等学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

U　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「専修学校高等課程・一般課程通信制学科」の「うち支援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

V　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「各種学校（外国人学校含む）」の「うち支

援対象生徒数」のうち「日本国籍等」、表頭「生徒数」の欄の数

W　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「総計」の「うち支援対象生徒数」のうち「家族滞在（定住の意思がないもの）等」、表頭「生徒数」の欄の数

X　「生徒数調査表（私立）」における「合計」の表側「総計」の「うち支援対象生徒数」のうち「留学」、表頭「生徒数」の欄の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

a ／ 457,200

算式の符号

a　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文部科学省に報告された「授業料等調査表私立高等学校（全日制）」における表頭「支援単価加重平均額」の「定額制授業料」の欄の数

β　次の算式により算定した率（算定の過程及び当該率に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）

算式

{b × c ＋（d × e × 337,200 ／ 13,668）} ／ {（b ＋ d）× 337,200}

算式の符号

b　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文部科学省に報告された「授業料等調査表私立高等学校（通信制）」における表頭「生徒数計」の「定額制授業料の学校」の欄の数

c　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文部科学省に報告された「授業料等調査表私立高等学校（通信制）」における表頭「支援単価加重平均額」の「定額制授業料」の欄の数

d　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文部科学省に報告された「授業料等調査表私立高等学校（通信制）」における表頭「生徒数計」の「単位制授業料の学校」の欄の数

e　「就学支援金対象生徒数等調査」に基づいて文部科学省に報告された「授業料等調査表私立高等学校（通信制）」における表頭「支援単価加重平均額」の「単位制授業料」の欄の数

3　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 5.511 ＋ C × 5.087 ＋ D × 1.272 ＋ E × 5.511 ＋ F × 5.087 ＋ G × 1.272 ＋ H × 3.285 ＋ I × 6.570 ＋ J × 3.073 ＋ K × 6.146 ＋ L × 0.636 ＋ M × 1.272）／ A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　「給食費負担軽減交付金における対象児童数等に係る調査について」（令和８年４月10日付け文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課事務連絡）に基づいて文部科学省に報告された「調査票」（以下この号において「調査票」という。）における表側「小学校」の「完全給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

C　「調査票」における表側「小学校」の「補食給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

D　「調査票」における表側「小学校」の「ミルク給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

E　「調査票」における表側「義務教育学校前期課程」の「完全給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

F　「調査票」における表側「義務教育学校前期課程」の「補食給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

G　「調査票」における表側「義務教育学校前期課程」の「ミルク給食」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

H　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「完全給食」のうち「うち支弁区分Ⅱ」、

表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

I　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「完全給食」のうち「上記以外」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

J　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「補食給食」のうち「うち支弁区分Ⅱ」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

K　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「補食給食」のうち「上記以外」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

L　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「ミルク給食」のうち「うち支弁区分Ⅱ」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

M　「調査票」における表側「特別支援学校小学部」の「ミルク給食」のうち「上記以外」、表頭「交付金の対象となる児童数」の欄の数

五　生活保護費

町村部人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{[B + \{C - (D \times 0.974)\} \times 1.000] \times 100}{A}$$

D × 0.974 及び｛C － （D × 0.974）｝× 1.000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［２～５　略］

六　社会福祉費

人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times 69.19}{A}$$

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 64.74}{A}$$

［略］

六　生活保護費

町村部人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{[B + \{C - (D \times 0.980)\} \times 1.013] \times 100}{A}$$

D × 0.980 及び｛C － （D × 0.980）｝× 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［２～５　同上］

七　社会福祉費

人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times 70.27}{A}$$

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times 67.73}{A}$$

［同左］

算式ウ

$$\frac{B \times 58.04}{A}$$

［略］

2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和七年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

3　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「就労選択支援」の「都道府県合計」及び「就労定着支援」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［4　略］

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$815{,}000\text{円} \times B_1 + 345{,}000\text{円} \times B_2 + C_1 \times 1{,}000 \times \frac{0.6 + C_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n)}{\sum_{n=15}^{24}(F_n \times 1{,}000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{\text{分7}}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + }$$

七　衛生人口費

算式ウ

$$\frac{B \times 57.70}{A}$$

［同左］

2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和六年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

3　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」及び「就労定着支援」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［4　同上］

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$760{,}000\text{円} \times B_1 + 345{,}000\text{円} \times B_2 + C_1 \times 1{,}000 \times \frac{0.6 + C_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n)}{\sum_{n=15}^{24}(F_n \times 1{,}000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{\text{分6}}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + }$$

八　衛生人口費

$$\frac{\sum_{n=27}^{令7}(H'_n \times 1{,}000 \times I'_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n)}{15{,}300\text{円} \times A + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times I2'_n) + \sum_{n=28}^{令7}(J_n \times 1{,}000 \times K_n) + \sum_{n=28}^{令7}(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=28}^{令6}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=28}^{令3}(N'_n \times 1{,}000 \times O'_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(P_n \times 1{,}000 \times Q_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(R_n \times 1{,}000 \times S_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(R'_n \times 1{,}000 \times S'_n)}$$

算式アの符号

［略］

E_{17} ＝0.02628

［略］

E_{20} ＝0.03179

E_{21} ＝0.03062

E_{22} ＝0.03003

E_{23} ＝0.02951

E_{24} ＝0.02954

［略］

G_{17} ＝0.01971

［略］

G_{20} ＝0.02384

G_{21} ＝0.02297

G_{22} ＝0.02252

G_{23} ＝0.02214

$$\frac{\sum_{n=27}^{令6}(H'_n \times 1{,}000 \times I'_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n)}{15{,}000\text{円} \times A + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times I2'_n) + \sum_{n=27}^{令6}(J_n \times 1{,}000 \times K_n) + \sum_{n=27}^{令6}(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=27}^{令6}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{令3}(N'_n \times 1{,}000 \times O'_n)}$$

算式アの符号

［同左］

E_{17} ＝0.033

［同左］

E_{20} ＝0.03181

E_{21} ＝0.03064

E_{22} ＝0.03005

E_{23} ＝0.02954

E_{24} ＝0.02960

［同左］

G_{17} ＝0.025

［同左］

G_{20} ＝0.02386

G_{21} ＝0.02298

G_{22} ＝0.02254

G_{23} ＝0.02215

$G_{24} = 0.02216$

［略］

$I_{17} = 0.01971$

［略］

$I_{20} = 0.02384$

$I_{21} = 0.02297$

$I_{22} = 0.02252$

$I_{23} = 0.02214$

$I_{24} = 0.02216$

$I_{25} = 0.02236$

$I_{26} = 0.02260$

$I_{27} = 0.02435$

［略］

$I_{30} = 0.02280$

$I_{令元} = 0.02243$

$I_{令2} = 0.02298$

$I_{令3} = 0.01037$

$I_{令4} = 0.01397$

［略］

$I_{令6} = 0.00908$

$I_{令7} = 0.01363$

［略］

$I'_{27} = 0.02922$

［略］

$I'_{30} = 0.02735$

$I'_{令元} = 0.02691$

$I'_{令2} = 0.02757$

$I'_{令3} = 0.01244$

$I'_{令4} = 0.01676$

［略］

$I'_{令6} = 0.01090$

$I'_{令7} = 0.01635$

［略］

$I2_{21} = 0.02552$

$I2_{22} = 0.02753$

$I2_{23} = 0.02460$

$I2_{24} = 0.02708$

$I2_{25} = 0.02733$

$G_{24} = 0.02220$

［同左］

$I_{17} = 0.025$

［同左］

$I_{20} = 0.02386$

$I_{21} = 0.02298$

$I_{22} = 0.02254$

$I_{23} = 0.02215$

$I_{24} = 0.02220$

$I_{25} = 0.02242$

$I_{26} = 0.02271$

$I_{27} = 0.022$

［同左］

$I_{30} = 0.02282$

$I_{令元} = 0.02245$

$I_{令2} = 0.01225$

$I_{令3} = 0.01039$

$I_{令4} = 0.00503$

［同左］

$I_{令6} = 0.00908$

［同左］

$I'_{27} = 0.027$

［同左］

$I'_{30} = 0.02738$

$I'_{令元} = 0.02694$

$I'_{令2} = 0.01469$

$I'_{令3} = 0.01247$

$I'_{令4} = 0.00603$

［同左］

$I'_{令6} = 0.01090$

［同左］

$I2_{21} = 0.02553$

$I2_{22} = 0.02754$

$I2_{23} = 0.02462$

$I2_{24} = 0.02714$

$I2_{25} = 0.02741$

$I2_{26}$ ＝0.02763 $I2_{27}$ ＝0.02435 ［略］ $I2_{30}$ ＝0.02280 $I2_{令元}$＝0.02243 $I2_{令2}$＝0.02298 $I2_{令3}$＝0.01867 $I2_{令4}$＝0.01955 ［略］ $I2'_{27}$ ＝0.01461 ［略］ $I2'_{30}$ ＝0.01368 $I2'_{令元}$＝0.01346 $I2'_{令2}$＝0.01379 $I2'_{令3}$＝0.01867 ［略］	$I2_{26}$ ＝0.02775 $I2_{27}$ ＝0.022 ［同左］ $I2_{30}$ ＝0.02282 $I2_{令元}$＝0.02245 $I2_{令2}$＝0.01225 $I2_{令3}$＝0.01870 $I2_{令4}$＝0.00704 ［同左］ $I2'_{27}$ ＝0.013 ［同左］ $I2'_{30}$ ＝0.01369 $I2'_{令元}$＝0.01347 $I2'_{令2}$＝0.00735 $I2'_{令3}$＝0.01870 ［同左］
K_{28} ＝0.0565 ［略］ $K_{令6}$＝0.05859 $K_{令7}$＝0.01154 ［略］	K_{27} ＝0.057 K_{28} ＝0.0565 ［同左］ $K_{令6}$＝0.00565 ［同左］
M_{28} ＝0.0678 ［略］ $M_{令6}$＝0.07030 $M_{令7}$＝0.01384 ［略］	M_{27} ＝0.069 M_{28} ＝0.0678 ［同左］ $M_{令6}$＝0.00678 ［同左］
O_{28} ＝0.0565 ［略］ $O_{令6}$＝0.08202 ［略］	O_{27} ＝0.057 O_{28} ＝0.0565 ［同左］ $O_{令6}$＝0.00791 ［同左］
O'_{28} ＝0.0339 ［略］ $O'_{令3}$＝0.10120	O'_{27} ＝0.034 O'_{28} ＝0.0339 ［同左］ $O'_{令3}$＝0.10120
P_n　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・	

防災対策事業分（国庫補助事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 P'_n に係るものを除く。）

$Q_{令7} = 0.01363$

P'_n　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・防災対策事業分（地方単独事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$Q'_{令7} = 0.01908$

R_n　災害拠点病院の機械器具整備事業（防災対策事業分（国庫補助事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 R'_n に係るものを除く。）

$S_{令7} = 0.01154$

R'_n　災害拠点病院の機械器具整備事業（防災対策事業分（地方単独事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$S'_{令7} = 0.01615$

算式イ

$$815{,}000\text{円} \times B \times 0.9 + 815{,}000\text{円} \times C \times 0.7 + D \times \frac{1{,}000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24}(E_n \times 1{,}000 \times F_n) + \sum_{n=15}^{24}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令7}(I_n \times 1{,}000 \times J_n) + \sum_{n=28}^{令7}(K_n \times L_n) + \sum_{n=20}^{令3}(M_n \times 1{,}000 \times N_n) + \sum_{n=28}^{令3}(O_n \times P_n) + 33{,}600{,}000\text{円} \times Q_1 + 2{,}032{,}000\text{円} \times Q_2 + (R + S) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum^{令7}(T_n \times 1{,}000 \times$$

算式イ

$$760{,}000\text{円} \times B \times 0.9 + 760{,}000\text{円} \times C \times 0.7 + D \times \frac{1{,}000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24}(E_n \times 1{,}000 \times F_n) + \sum_{n=15}^{24}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令6}(I_n \times 1{,}000 \times J_n) + \sum_{n=27}^{令6}(K_n \times L_n) + \sum_{n=20}^{令3}(M_n \times 1{,}000 \times N_n) + \sum_{n=27}^{令3}(O_n \times P_n) + 33{,}600{,}000\text{円} \times Q_1 + 1{,}866{,}000\text{円} \times Q_2 + (R + S) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum^{令6}(T_n \times 1{,}000 \times$$

$$\sum_{n=11}$$

$$15{,}300\text{ 円}\times A$$

$$U_n)+\sum_{n=令元}^{令7}(V_n\times 1{,}000\times W_n)+\sum_{n=令7}^{令7}(X_n\times 1{,}000$$

$$\times Y_n)+\sum_{n=令7}^{令7}(X'_n\times 1{,}000\times Y'_n)+\{Z\times 1{,}000$$

$$\times AA+AB\times 1{,}000\times AC+\sum_{n=令5}^{令7}(Z2_n\times 1{,}000$$

$$\times AA2_n)+\sum_{n=令5}^{令7}(AB2_n\times 1{,}000\times AC2_n)\}\times\frac{\alpha}{0.30}$$

$$+\sum_{n=令5}^{令7}(Z3_n\times 1{,}000\times AA3_n)+\sum_{n=令5}^{令7}(Z4_n\times 1{,}000$$

$$\times AA4_n)+\sum_{n=令4}^{令7}(Z5_n\times 1{,}000\times AA5_n)+\sum_{令4}^{令7}(Z5'_n\times$$

$$1{,}000\times AA5_n)+\sum_{令5}^{令7}(AB3_n\times 1{,}000\times AC3_n)+$$

$$\sum_{n=令5}^{令7}(AB4_n\times 1{,}000\times AC4_n)+1{,}629{,}000\text{ 円}\times AD$$

$$+189{,}932{,}000\text{ 円}\times AE$$

算式イの符号

［略］

$F_{17}=\underline{0.01752}$

［略］

$F_{20}=\underline{0.02119}$

$$\sum_{n=11}$$

$$15{,}000\text{ 円}\times A$$

$$U_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(V_n\times 1{,}000\times W_n)+\{X\times 1{,}000\times Y+$$

$$Z\times 1{,}000\times AA+\sum_{n=令5}^{令6}(X2_n\times 1{,}000\times Y2_n)+\sum_{n=令5}^{令6}$$

$$(Z2_n\times 1{,}000\times AA2_n)\}\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=令5}^{令6}(X3_n\times 1{,}000$$

$$\times Y3_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(X4_n\times 1{,}000\times Y4_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(X5_n\times$$

$$1{,}000\times Y5_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(X5'_n\times 1{,}000\times Y5'_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(Z3_n\times$$

$$1{,}000\times AA3_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(Z4_n\times 1{,}000\times AA4_n)+$$

$$1{,}523{,}000\text{ 円}\times AB+189{,}932{,}000\text{ 円}\times AC$$

算式イの符号

［同左］

$F_{17}=\underline{0.022}$

［同左］

$F_{20}=\underline{0.02121}$

○

［略］

F_{22} ＝0.02002

F_{23} ＝0.01968

F_{24} ＝0.01970

［略］

H_{17} ＝0.01314

［略］

H_{20} ＝0.01589

H_{21} ＝0.01531

［略］

H_{23} ＝0.01476

H_{24} ＝0.01477

［略］

J_{17} ＝0.00986

［略］

J_{20} ＝0.01192

J_{21} ＝0.01148

J_{22} ＝0.01126

J_{23} ＝0.01107

J_{24} ＝0.01108

J_{25} ＝0.01118

J_{26} ＝0.01130

J_{27} ＝0.01096

［略］

J_{30} ＝0.01026

$J_{令元}$＝0.01009

$J_{令2}$＝0.01034

$J_{令3}$＝0.00467

$J_{令4}$＝0.00628

［略］

$J_{令6}$＝0.00409

$J_{令7}$＝0.00613

［略］

L_{28} ＝0.0254

［略］

L_{30} ＝0.02500

［略］

△

○

［同左］

F_{22} ＝0.02003

F_{23} ＝0.01969

F_{24} ＝0.01974

［同左］

H_{17} ＝0.017

［同左］

H_{20} ＝0.01591

H_{21} ＝0.01532

［同左］

H_{23} ＝0.01477

H_{24} ＝0.01480

［同左］

J_{17} ＝0.012

［同左］

J_{20} ＝0.01193

J_{21} ＝0.01149

J_{22} ＝0.01127

J_{23} ＝0.01108

J_{24} ＝0.01110

J_{25} ＝0.01121

J_{26} ＝0.01135

J_{27} ＝0.010

［同左］

J_{30} ＝0.01027

$J_{令元}$＝0.01010

$J_{令2}$＝0.00551

$J_{令3}$＝0.00468

$J_{令4}$＝0.00226

［同左］

$J_{令6}$＝0.00409

［同左］

L_{27} ＝0.026

L_{28} ＝0.0254

［同左］

L_{30} ＝0.02501

［同左］

$L_{令6}$ ＝0.02636	$L_{令6}$ ＝0.00254
$L_{令7}$ ＝0.00519	
［略］	［同左］
N_{20} ＝0.02649	N_{20} ＝0.02651
N_{21} ＝0.02552	N_{21} ＝0.02553
N_{22} ＝0.02503	N_{22} ＝0.02504
N_{23} ＝0.02460	N_{23} ＝0.02462
N_{24} ＝0.02462	N_{24} ＝0.02467
N_{25} ＝0.02485	N_{25} ＝0.02492
N_{26} ＝0.02512	N_{26} ＝0.02523
N_{27} ＝0.02435	N_{27} ＝0.022
［略］	［同左］
N_{30} ＝0.02280	N_{30} ＝0.02282
$N_{令元}$＝0.02243	$N_{令元}$＝0.02245
$N_{令2}$＝0.02298	$N_{令2}$＝0.01225
$N_{令3}$＝0.01037	$N_{令3}$＝0.01039
［略］	［同左］
P_{28} ＝0.0565	P_{27} ＝0.057 P_{28} ＝0.0565
［略］	［同左］
U_{17} ＝0.01971	U_{17} ＝0.025
［略］	［同左］
U_{20} ＝0.02384	U_{20} ＝0.02386
U_{21} ＝0.02297	U_{21} ＝0.02298
U_{22} ＝0.02252	U_{22} ＝0.02254
U_{23} ＝0.02214	U_{23} ＝0.02215
U_{24} ＝0.02216	U_{24} ＝0.02220
U_{25} ＝0.02236	U_{25} ＝0.02242
U_{26} ＝0.02260	U_{26} ＝0.02271
U_{27} ＝0.02192	U_{27} ＝0.020
［略］	［同左］
U_{29} ＝0.0208	U_{29} ＝0.0209
U_{30} ＝0.02052	U_{30} ＝0.02054
$U_{令元}$＝0.02018	$U_{令元}$＝0.02021
$U_{令2}$＝0.02068	$U_{令2}$＝0.01102
$U_{令3}$＝0.00933	$U_{令3}$＝0.00935
$U_{令4}$＝0.01236	$U_{令4}$＝0.00503
［略］	［同左］

$U_{令6}$＝0.00817
$U_{令7}$＝0.01226

［略］

$W_{令元}$＝0.02691
$W_{令2}$＝0.02757
$W_{令3}$＝0.01244
$W_{令4}$＝0.01676

［略］

$W_{令6}$＝0.01090
$W_{令7}$＝0.01635

X_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、国庫補助事業に係るもの限る。））の額（符号 X'_n に係るものを除く。また、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y_{令7}$＝0.01363

X'_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、地方単独事業に係るもの限る。））の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y'_{令7}$＝0.01908

Z　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA ＝0.00838

$Z2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和 5 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化

$U_{令6}$＝0.00817

［同左］

$W_{令元}$＝0.02694
$W_{令2}$＝0.01469
$W_{令3}$＝0.01247
$W_{令4}$＝0.00603

［同左］

$W_{令6}$＝0.01090

X　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y ＝0.00302

$X2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和 5 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化

推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）④及び⑤並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和７年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）④及び⑤並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$AA2_{令5} = 0.00380$

$AA2_{令6} = 0.00545$

$AA2_{令7} = 0.00818$

$Z3_n$　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨、令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①、②及び③並びに２（１）①、②、⑦及び⑨又は令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①、②及び③並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千

推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y2_{令5} = 0.00380$

$Y2_{令6} = 0.00545$

$X3_n$　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA3 令5 ＝0.00634

AA3 令6 ＝0.00908

AA3 令7 ＝0.01363

Z4n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥、令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑥並びに２（１）⑥又は令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑥並びに２（１）⑥において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA4 令5 ＝0.00380

AA4 令6 ＝0.00545

AA4 令7 ＝0.00818

AB　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC ＝0.00838

AB2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC2 令5 ＝0.00380

AC2 令6 ＝0.00545

AC2 令7 ＝0.00818

AB3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を

Y3 令5 ＝0.00634

Y3 令6 ＝0.00908

X4n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 令5 ＝0.00380

Y4 令6 ＝0.00545

Z　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA ＝0.00302

Z2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA2 令5 ＝0.00380

AA2 令6 ＝0.00545

Z3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を

四捨五入する。）

AC3 令5 ＝ 0.00634

AC3 令6 ＝ 0.00908

AC3 令7 ＝ 0.01363

AB4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC4 令5 ＝ 0.00380

AC4 令6 ＝ 0.00545

AC4 令7 ＝ 0.00818

［略］

Z5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA5 令4 ＝ 0.01397

AA5 令5 ＝ 0.00634

AA5 令6 ＝ 0.00908

AA5 令7 ＝ 0.01363

Z5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA5'令4 ＝ 0.01676

AA5'令5 ＝ 0.00760

AA5'令6 ＝ 0.01090

AA5'令7 ＝ 0.01635

AD　精神病床数

AE　救命救急センター数

四捨五入する。）

AA3 令5 ＝ 0.00634

AA3 令6 ＝ 0.00908

Z4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA4 令5 ＝ 0.00380

AA4 令6 ＝ 0.00545

［同左］

X5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y5 令4 ＝ 0.00503

Y5 令5 ＝ 0.00634

Y5 令6 ＝ 0.00908

X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y5'令4 ＝ 0.00603

Y5'令5 ＝ 0.00760

Y5'令6 ＝ 0.01090

AB　精神病床数

AC　救命救急センター数

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和七年十一月十二日付け総財準第百三十二号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和四年七月二日から令和七年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和六年十一月十八日付け総財準第九十三号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和三年七月二日から令和六年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含

む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

［略］

［３・４　略］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和七年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和七年四月一日付け総財公第二十八号。以下この表において「令和七年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和七年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6　平成十五年度から令和七年度までの各年度分の都道

む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

［同左］

［３・４　同上］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和六年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和六年四月一日付け総財公第二十六号。以下この表において「令和六年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の都道

府県立病院事業債同意等額は、令和七年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１　3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この6において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和三年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一

府県立病院事業債同意等額は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１　3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この6において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一

（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）並びに令和七年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」（令和七年四月一日付け総財公第三十六号、総財営第四十二号、総財準第六十号。以下この表において「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」という。）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したもの

（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十

のを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、令和七年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり八十五万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和七年八月五日付け総財公第七十一号、総財営第六十八号、総財準第百十号。以下この表において「繰出金等について」という。）によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

九万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和六年八月六日付け総財公第五十五号、総財営第二十四号、総財準第六十一号。以下この表において「繰出金等について」という。）によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。）とする。

8　平成十五年度から令和七年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、令和七年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり八十五万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［9～13　略］

14　平成十一年度から令和七年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充

する。）とする。

8　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［9～13　同上］

14　平成十一年度から令和六年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充

てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（防災対策事業及び脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

15　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金又は防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和七年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

16　公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企

てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

15　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金又は防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和六年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［新設］

業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

18・19　［略］

20　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

$$[\{(1/6)+(5/6)\times\alpha\}\times B\times\underline{0.937}+\{(1/6)+(5/6)\times\beta\}\times C\times\underline{0.557}]/A$$

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17・18　［同上］

19　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

$$[\{(1/6)+(5/6)\times\alpha\}\times B\times\underline{0.863}+\{(1/6)+(5/6)\times\beta\}\times C\times\underline{0.530}]/A$$

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}623}$$

（a × 1,000）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}899}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式エ

$$\frac{B \times 0.383}{A}$$

［略］

算式オ

$$\frac{B \times 0.269}{A}$$

［略］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 15{,}300}$$

算式カの符号

［略］

B　「令和 6 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 7 年 5 月 15 日付け保国発第 0515 第 1 号。以下この表において「令和 6 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 6 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 6 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}005}$$

（a × 1,000）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}766}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 0.350}{A}$$

［同左］

算式オ

$$\frac{B \times 0.254}{A}$$

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 15{,}000}$$

算式カの符号

［同左］

B　「令和 5 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 6 年 5 月 16 日付け保国発第 0516 第 1 号。以下この表において「令和 5 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 5 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 5 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県

様式第６－Ｂ　令和６年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和６年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

21┃　α　0.99880783

七（ホ）　割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下21及び22において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

22┃～25┃　［略］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

八┃　こども子育て費

十八歳以下人口

様式第６－Ｂ　令和５年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額」「52」」欄の数値の合算値を控除し、「都道府県様式第６－Ｂ　令和５年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和５年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

20┃　α　0.96006848

七（ホ）　割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下20及び21において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21┃～24┃　［同上］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

九┃　こども子育て費

十八歳以下人口

算式ア（1）

$$\frac{\alpha \times B \times 4.114}{A}$$

算式ア（1）の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{440{,}993}$$

｛（a － b）× 12 × 0.25｝／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式ア（2）

$$\frac{\alpha \times B \times 1.816}{A}$$

算式ア（2）の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{244{,}468}$$

（a × 12 × 0.25）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ

（B × 0.112 ＋ C × 0.125 ＋ D × 0.125 ＋ E × 0.125 ＋ F × 0.125 ＋ G × 0.125 ＋ H × 0.125 ＋ I × 0.224 ＋ J × 0.374 ＋ K × 0.374 ＋ L × 1.682 ＋ M × 1.121 ＋ N × 1.121 ＋ O × 1.121 ＋ P × 3.364）／ A

B × 0.112、C × 0.125、D × 0.125、E × 0.125、F × 0.125、G × 0.125、H × 0.125、I × 0.224、J × 0.374、K × 0.374、L × 1.682、M × 1.121、N × 1.121、O × 1.121、P × 3.364 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式ア（1）

$$\frac{\alpha \times B \times 4.068}{A}$$

算式ア（1）の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{412{,}178}$$

｛（a － b）× 12 × 0.25｝／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式ア（2）

$$\frac{\alpha \times B \times 1.857}{A}$$

算式ア（2）の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{235{,}139}$$

（a × 12 × 0.25）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式イ

（B × 0.117 ＋ C × 0.129 ＋ D × 0.129 ＋ E × 0.129 ＋ F × 0.129 ＋ G × 0.129 ＋ H × 0.129 ＋ I × 0.233 ＋ J × 0.388 ＋ K × 0.388 ＋ L × 1.748 ＋ M × 1.165 ＋ N × 1.165 ＋ O × 1.165 ＋ P × 3.495）／ A

B × 0.117、C × 0.129、D × 0.129、E × 0.129、F × 0.129、G × 0.129、H × 0.129、I × 0.233、J × 0.388、K × 0.388、L × 1.748、M × 1.165、N × 1.165、O × 1.165、P × 3.495 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.183 + C \times 0.092}{A}$$

［略］

算式エ

$$\frac{B \times 3.64}{A}$$

［略］

算式オ

［｛B × 1.211 ＋ C × 1.000 ＋ （D ＋ J）× 0.772 ＋ E × 0.981 ＋ F × 2.483 ＋ G × 0.931 ＋ H × 0.811 ＋ I × 0.794｝× 6.222］／ A

B × 1.211、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.772、E × 0.981、F × 2.483、G × 0.931、H × 0.811 及び I × 0.794 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式オの符号

［略］

C　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業Ａ型（満三歳以上限定小規模保育を含む。以下同じ。）に係る子どもの数の合計数

［略］

算式カ

$$\frac{B \times 56.981 + C \times 26.766}{A}$$

算式カの符号

［略］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

｛a －（b － c）／ 1,000｝／ 40

｛a －（b － c）／ 1,000｝が負数となるときは０とする。

算式の符号

a　当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数（当該年度の前年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間において児童相

［同左］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.185 + C \times 0.086}{A}$$

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 3.90}{A}$$

［同左］

算式オ

［｛B × 1.236 ＋ C × 1.000 ＋ （D ＋ J）× 0.815 ＋ E × 1.036 ＋ F × 2.439 ＋ G × 0.957 ＋ H × 0.848 ＋ I × 0.690｝× 5.769］／ A

B × 1.236、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.815、E × 1.036、F × 2.439、G × 0.957、H × 0.848 及び I × 0.690 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式オの符号

［同左］

C　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業Ａ型に係る子どもの数の合計数

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times 54.893 + C \times 27.592}{A}$$

算式カの符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

｛a －（b － c）／ 1,000｝／ 40

｛a －（b － c）／ 1,000｝が負数となるときは０とする。

算式の符号

a　当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数

談所を設置した市を包括する都道府県にあつては、当該市の児童相談所における虐待相談対応件数に準ずる件数として総務大臣が調査した件数を除く。）

［略］

c　国勢調査によつて調査した令和２年10月１日現在における当該都道府県の区域内の指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

［略］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.577}{A}$$

算式キの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{12{,}013}$$

｛（a－b）×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［２～20　略］

21　児童扶養手当支給者数は、令和六年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22～36　略］

37　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B \times C \times 3.783$$

［同左］

c　当該都道府県の区域内の令和６年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

［同左］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.474}{A}$$

算式キの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{11{,}272}$$

｛（a－b）×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［２～20　同上］

21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22～36　同上］

37　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B \times C \times 3.709$$

	A
［略］	［略］
算式	算式
$\frac{a／b \times 12}{1,147,900}$	$\frac{a／b \times 12}{1,065,925}$
a／b×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	a／b×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［略］	［同左］
算式イ	算式イ
$\frac{B \times 0.721}{A}$	$\frac{B \times 0.749}{A}$
［略］	［同左］
［38　略］	［38　同上］
39　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示（令和八年こども家庭庁告示第九号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和七年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。	39　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和七年こども家庭庁告示第四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和六年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。
40　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和七年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。	40　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和六年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。
［41　略］	［41　同上］

九	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 3.845 ＋ C × 10.644）／A

［略］

算式イ

B × 0.060 ／ A

［略］

2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和八年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。

3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和八年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。

4　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和五年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。

十	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 4.085 ＋ C × 9.874）／A

［同左］

算式イ

B × 0.061 ／ A

［同左］

2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。

3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。

4　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和四年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.203}) \ / \ A$

［略］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和7年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第5表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割2割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割5割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割7割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［1・2　略］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0496} \times B + \underline{0.0116} \times C + \underline{9.7690} \times D) \ / \ A$

［略］

4　基幹的農業従事者数は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における基幹的農業従事者数の数とする。

5　耕地面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における耕地面積とする。

6　市町村数は、令和七年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0527} \times \alpha + \underline{0.0336} \times \beta + \underline{0.0048} \times \gamma) \ / \ A$

［略］

8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における田及び

十㈣　農業行政費　　農家数

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.192}) \ / \ A$

［同左］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和6年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第5表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割2割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割5割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割7割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［1・2　同上］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0388} \times B + \underline{0.0107} \times C + \underline{10.0826} \times D) \ / \ A$

［同左］

4　基幹的農業従事者数は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における基幹的農業従事者数の数とする。

5　耕地面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における耕地面積とする。

6　市町村数は、令和二年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0521} \times \alpha + \underline{0.0332} \times \beta + \underline{0.0047} \times \gamma) \ / \ A$

［同左］

8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における田及び

十一　農業行政費　　農家数

牧草専用地の面積とする。

9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0790 \times B + 0.0433 \times C + 0.0395 \times D) \div A$$

［略］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\{(B \times 263) \times 2 + (C \times 11{,}010) \times 2 + D \times 7 + E \times 71\} \div (5{,}410 \times A)$$

算式の符号

［略］

D　都道府県の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口

E　都道府県の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口

［2・3　略］

4　都道府県の森林環境譲与税の九月譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県九月譲与基準人口」という。）は、森林環境税法施行規則第三条

十一　林野行政費　公有以外の林野の面積

牧草専用地の面積とする。

9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0768 \times B + 0.0420 \times C + 0.0383 \times D) \div A$$

［同左］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 540 + C \times 22{,}644 + D \times 14) \div (5{,}410 \times A)$$

算式の符号

［同左］

D　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

［2・3　同上］

4　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県譲与基準人口」という。）は、森林環境税法施行規則第三条に規定す

十二　林野行政費　公有以外の林野の面積

				に規定する各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。
				5　都道府県の森林環境譲与税の三月譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県三月譲与基準人口」という。）は、当該都道府県内の市町村の項第十四号８に規定する市町村ごとの人口の合計数とする。
十二　地域振興費	人口	一　消防費	市町村	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五三・二八六を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇一九・五を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三五五・二を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 2　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B \times 5.226)}{(A \times 0.563)}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県が語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のため採用した外国青年の数のうち、国際交流員の数として総務大臣が調査した数

				る各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。 ［新設］
十三　地域振興費	人口	一　消防費	市町村	密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に四〇・〇〇〇を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に二、二六六・七を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に二六六・七を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［新設］	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式

（B × 661）／A

［略］

［2　略］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{60.960 \times B - 29{,}138 \times A \times C \times D / 100{,}000}{13.0 \times A}$$

60.960 × B が 29,138 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 60.960 × B を 29,138 × A × C × D／100,000 × ２とし、60.960 × B が 29,138 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 60.960 × B を 29,138 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60.960 × B、29,138 × A × C × D／100,000、13.0 × A 及び 29,138 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［略］

4　標準額支払団員数は、「令和八年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和八年三月四日付け消防地第百五十六号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 6.45 ＋ C × 13.23 ＋ D × 18.65 ＋ E × 27.11 ＋ F × 32.08 ＋ G × 24.59 ＋ H × 27.63 ＋ I × 28.92 ＋ J × 36.64 ＋ K × 17.22 ＋ L × 30.77 ＋ M × 24.55 ＋ N × 20.88 ＋ O × 28.21）／A

［略］

［2　略］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二　下水道費	人口
三　その他の土木費	人口

（B × 663）／A

［同左］

［2　同上］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{60.245 \times B - 28{,}797 \times A \times C \times D / 100{,}000}{12.3 \times A}$$

60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × ２とし、60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60.245 × B、28,797 × A × C × D／100,000、12.3 × A 及び 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［同左］

4　標準額支払団員数は、「令和七年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和七年三月十一日付け消防地第百五十五号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 5.84 ＋ C × 11.97 ＋ D × 16.82 ＋ E × 25.06 ＋ F × 29.50 ＋ G × 22.25 ＋ H × 25.12 ＋ I × 26.17 ＋ J × 33.42 ＋ K × 15.71 ＋ L × 29.74 ＋ M × 25.07 ＋ N × 21.39 ＋ O × 26.74）／A

［同左］

［2　同上］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二　下水道費	人口
三　その他の土木費	人口

算式

｛（B × 265.789 ／ A）− 0.256｝× 0.1

B × 265.789 ／ A に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　「令和７年度公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅等管理の実態調査の実施について」（令和７年10月６日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡）に基づいて国土交通省に報告された公営住宅（災害公営住宅を除く。以下同じ。）の管理戸数のうち、平成18年度から令和６年度に市町村が建設（買取り及び借上げを含む。以下この号において同じ。）をした公営住宅の管理戸数（平成18年度から平成27年度に市町村が建設をした公営住宅にあつては、用地取得を行つているものに限る。）に、都道府県知事が調査した令和７年度中に市町村が建設をした公営住宅の管理戸数を加えた数

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.685}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=7}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A_n　平成 n 年度に建設に着手した第１種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成 n 年度市町村営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　平成 n 年度市町村営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　平成 n 年度市町村営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　平成 n 年度に建設に着手した第２種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成 n 年度市町村営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　平成 n 年度市町村営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成 n 年度市町村営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C　次の算式によつて新法公営住宅、旧法公営住宅等、特定住宅、特目住宅のそれぞれに算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第12条第1項（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日付建設省住整発第6号）第4第1項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、家賃（限度額家賃又は変更限度額家賃を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃）として国土交通大臣が調査した額

b　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、入居階層に応じての負担能力を勘案して、国土交通省住宅局長が別に定める額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額

α　新法公営住宅にあつては、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため借上をした公営住宅は3分の2、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第22条第１項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした新法公営住宅にあっては３分の２（最初の５年間は４分の３）、その他の新法公営住宅にあっては２分の１、旧法公営住宅にあっては、旧第一種公営住宅にあっては２分の１、旧第二種公営住宅にあっては３分の２、特定住宅及び特目住宅にあっては、阪神・淡路大震災の被災居住者等が入居する管理人住宅以外の住宅にあっては３分の２（最初の５年間は４分の３）、管理人の居住する住宅にあっては３分の１、その他の住宅にあっては２分の１

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一八・一五を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　同上］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{52{,}400 \times A} \times (466 \times A + 144{,}631 \times B + 680 \times C)$$

算式の符号

［同左］

B　当該市町村における「被保護者調査」によって厚生労働省に報告された令和６年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「令和５年度学校給食実施状況等調査」によって文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数

四　小学校費　児童数

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一九・九四を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　略］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{53{,}000 \times A} \times (629 \times A + 76{,}660 \times B)$$

算式の符号

［略］

B　当該市町村における「被保護者調査」によって厚生労働省に報告された令和７年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

五　中学校費　生徒数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一二六・三八を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

2　スクールバス等の数は、都道府県知事が調査した生徒の通学の用に供するため当該年度において当該市町村が運行しているスクールバス及びスクールボート（当該市町村が生徒の通学の用に供するため他の者に運行を委託したものを含み、特別支援学校の生徒の通学の用に供するためのものを除く。）の合計数とする。この場合において、二以上の市町村が共同で所有し、又は設置したスクールバス等（市町村が組織する組合立の中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係るものを除く。）は、当該スクールバス等の定置場所在地の市町村が所有したものとみなす。

3　市町村が組織する組合立の中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程があるときは、当該学校に係る生徒の数、スクールバス等の数は、当該学校の所在する市町村の数値とみなして、1及び2の規定を適用する。

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{50{,}300 \times A}\quad (1{,}206 \times A + 187{,}228 \times B + 754 \times C)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和７年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち中学校及び義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「令和７年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された中学校及び義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係る数

五　中学校費　生徒数

前号に準ずる。この場合において、「一二八・一五」とあるのは「一二八・九八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「52,400」とあるのは「48,000」と、「466」とあるのは「1,206」と、「144,631」とあるのは「195,600」と、「680」とあるのは「699」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する生徒数、補食給食実施校に在籍する生徒数及びミルク給食実施校に在籍する生徒数を合算した数

六　その他の教育費人口

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 805 ＋ C × 312 ＋ D × 358 ＋ E × 48 ＋ F × 92 ＋ G × 171 ＋ H × 191 ＋ I × 79 ＋ J × 130 ＋ K × 147 ＋ L × 11 ＋ M × 99 ＋ N × 119 ＋ O × 143）／ A

算式アの符号

［略］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。以下この号において同じ。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設（学部及び学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設 2 年度目にあつては 1.5 を、開設 3 年度目にあつて

六　その他の教育費人口

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 836 ＋ C × 322 ＋ D × 368 ＋ E × 49 ＋ F × 96 ＋ G × 176 ＋ H × 197 ＋ I × 81 ＋ J × 135 ＋ K × 152 ＋ L × 11 ＋ M × 101 ＋ N × 121 ＋ O × 152）／ A

算式アの符号

［同左］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。以下この号において同じ。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設（学部及び学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設 2 年度目にあつては 1.5 を、開設 3 年度目にあつては 1.25 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨

は 1.25 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。符号Cから符号Gまでにおいて同じ。）

［略］

算式イ

{B × 109.795 ＋C × 73.197 ＋D × 36.598 ＋E × 79.918 ＋F × 53.279 ＋G × 26.639 ＋H × 48.074 ＋I × 32.049 ＋J × 16.025 ＋（K × 34.180 ＋L × 22.787 ＋M × 11.393）×α＋N × 57.787 ＋O × 38.525 ＋P × 19.262 ＋Q × 34.672 ＋R × 23.115 ＋S × 11.557 ＋T × 17.336 ＋U × 11.557 ＋V × 5.779 ＋（W × 14.344 ＋X × 9.570 ＋Y × 4.795）×β}／A

B × 109.795、C × 73.197、D × 36.598、E × 79.918、F × 53.279、G × 26.639、H × 48.074、I × 32.049、J × 16.025、K × 34.180、L × 22.787、M × 11.393、（K × 34.180 ＋L × 22.787 ＋M × 11.393）×α、N × 57.787、O × 38.525、P × 19.262、Q × 34.672、R × 23.115、S × 11.557、T × 17.336、U × 11.557、V × 5.779、W × 14.344、X × 9.570、Y × 4.795、（W × 14.344 ＋X × 9.570 ＋Y × 4.795）×βに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

五入する。）とする。符号Cから符号Gまでにおいて同じ。）

［同左］

算式イ

［{B × 116.732 ＋C × 77.821 ＋D × 38.911 ＋E × 116.732 ＋F × 84.967 ＋G × 56.645 ＋H × 28.322 ＋I × 84.967 ＋J × 51.111 ＋K × 34.074 ＋L × 17.037 ＋M × 51.111 ＋（N × 36.340 ＋O × 24.227 ＋P × 12.113 ＋Q × 36.340）×α＋R × 61.438 ＋S × 40.959 ＋T × 20.479 ＋U × 61.438 ＋V × 36.863 ＋W × 24.575 ＋X × 12.288 ＋Y × 36.863 ＋Z × 18.431 ＋AA × 12.288 ＋AB × 6.144 ＋AC × 18.431 ＋（AD × 15.251 ＋AE × 10.174 ＋AF × 5.098 ＋AG × 15.251）×β}×0.842 ＋（AH × 116.732 ＋AI × 84.967 ＋AJ × 51.111 ＋AK × 36.340 ＋AL × 61.438 ＋AM × 36.863 ＋AN × 18.431 ＋AO × 15.251）×0.935］／A

B × 116.732、C × 77.821、D × 38.911、E × 116.732、F × 84.967、G × 56.645、H × 28.322、I × 84.967、J × 51.111、K × 34.074、L × 17.037、M × 51.111、N × 36.340、O × 24.227、P × 12.113、Q × 36.340、（N × 36.340 ＋O × 24.227 ＋P × 12.113 ＋Q × 36.340）×α、R × 61.438、S × 40.959、T × 20.479、U × 61.438、V × 36.863、W × 24.575、X × 12.288、Y × 36.863、Z × 18.431、、AA × 12.288、AB × 6.144、AC × 18.431、AD × 15.251、AE × 10.174、AF × 5.098、AG × 15.251、（AD × 15.251 ＋AE × 10.174 ＋AF × 5.098 ＋AG × 15.251）×β、{B × 116.732 ＋C × 77.821 ＋D × 38.911 ＋E × 116.732 ＋F × 84.967 ＋G × 56.645 ＋H × 28.322 ＋I × 84.967 ＋J × 51.111 ＋K × 34.074 ＋L × 17.037 ＋M × 51.111 ＋（N × 36.340 ＋O × 24.227 ＋P × 12.113 ＋Q × 36.340）×α＋R × 61.438 ＋S × 40.959 ＋T × 20.479 ＋U × 61.438 ＋V × 36.863 ＋W × 24.575 ＋X × 12.288 ＋Y × 36.863 ＋Z × 18.431 ＋AA × 12.288 ＋AB × 6.144 ＋AC × 18.431 ＋（AD × 15.251 ＋

AE × 10.174 ＋ AF × 5.098 ＋ AG × 15.251）× β｝× 0.842、AH × 116.732、AI × 84.967、AJ × 51.111、AK × 36.340、AL × 61.438、AM × 36.863、AN × 18.431、AO × 15.251、（AH × 116.732 ＋ AI × 84.967 ＋ AJ × 51.111 ＋ AK × 36.340 ＋ AL × 61.438 ＋ AM × 36.863 ＋ AN × 18.431 ＋ AO × 15.251）× 0.935 及び［｛B × 116.732 ＋ C × 77.821 ＋ D × 38.911 ＋ E × 116.732 ＋ F × 84.967 ＋ G × 56.645 ＋ H × 28.322 ＋ I × 84.967 ＋ J × 51.111 ＋ K × 34.074 ＋ L × 17.037 ＋ M × 51.111 ＋（N × 36.340 ＋ O × 24.227 ＋ P × 12.113 ＋ Q × 36.340）× α ＋ R × 61.438 ＋ S × 40.959 ＋ T × 20.479 ＋ U × 61.438 ＋ V × 36.863 ＋ W × 24.575 ＋ X × 12.288 ＋ Y × 36.863 ＋ Z × 18.431 ＋ AA × 12.288 ＋ AB × 6.144 ＋ AC × 18.431 ＋（AD × 15.251 ＋ AE × 10.174 ＋ AF × 5.098 ＋ AG × 15.251）× β｝× 0.842 ＋（AH × 116.732 ＋ AI × 84.967 ＋ AJ × 51.111 ＋ AK × 36.340 ＋ AL × 61.438 ＋ AM × 36.863 ＋ AN × 18.431 ＋ AO × 15.251）× 0.935］／ A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和７年４月21日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しない

算式イの符号

［略］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和８年４月27日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務

大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数	ときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C、符号D及び符号Eにおいて同じ。）
［略］	［同左］
D　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数	D　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数
E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数	E　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数 F　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号G、符号H及び符号Iにおいて同じ。）
F　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数	G　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数
G　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数 H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率	H　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数 I　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数 J　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の

（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

I　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

J　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和７年度授業料減免対象学生数」（以下この号において「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

L　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

M　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立大学入学金減免対象学生数」と

設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号Ｋ、符号Ｌ及び符号Ｍにおいて同じ。）

K　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

L　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

M　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

O　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

R　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市

いう。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

O　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

R　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

S　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高

町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号S、符号T及び符号Uにおいて同じ。）

S　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

T　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

U　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

V　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号W、符号X及び符号Yにおいて同じ。）

W　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

X　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Y　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置

等専門学校の入学金減免対象学生数とする。以下この号において「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

U　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

V　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和７年度入学金減免対象学生数」（以下この号において「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・多子世帯：満額区分」の数

X　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Y　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号AA、符号AB及び符号ACにおいて同じ。）

AA　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AD　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AE　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AF　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AG　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号ALにおいて同じ。）

AI　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号AMにおいて同じ。）

AJ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号ANにおいて同じ。）

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AL　市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AM　市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AN　市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AO　市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

｛（a×3）／（b×3＋c×2＋d）｝／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和７年度授業料減免額（実績）」

b　符号Kに同じ。

c　符号Lに同じ。

d　符号Mに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

｛（f×3）／（g×3＋h×2＋i）｝／70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和７年度入学金減免額（実績）」

g　符号Wに同じ。

h　符号Xに同じ。

i　符号Yに同じ。

算式ウ

（B×67.213＋C×91.393＋D×18.238＋E×67.213）／A

B×67.213、C×91.393、D×18.238、E×67.213、（B×67.213＋C×91.393＋D×18.238＋E×67.213）／Aに小数点以下３位未満の端数があると

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（a×3）／｛（b＋e）×3＋c×2＋d｝］／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」

b　符号Nに同じ。

c　符号Oに同じ。

d　符号Pに同じ。

e　符号Qに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（f×3）／｛（g＋j）×3＋h×2＋i｝］／70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」

g　符号ADに同じ。

h　符号AEに同じ。

i　符号AFに同じ。

j　符号AGに同じ。

算式ウ

（B×71.460＋C×97.168＋D×19.390＋E×71.460）／A

B×71.460、C×97.168、D×19.390、E×71.460、（B×71.460＋C×97.168＋D×19.390＋E×71.460）／Aに小数点以下３位未満の端数があると

			きは、その端数を四捨五入する。 算式ウの符号 ［同左］ B　「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知。以下この号において「公立学校体育館等空調設置状況調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置小学校数」という。） C　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置中学校数」という。） D　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立武道場空調設備設置中学校数」という。） E　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数」という。） １　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{[B + \{C - (D \times 0.980)\} \times 1.013] \times 100}{A}$ D × 0.980 及び｛C －（D × 0.980）｝× 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
七　生活保護費	市部人口		

			きは、その端数を四捨五入する。 算式ウの符号 ［略］ B　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置小学校数」という。） C　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置中学校数」という。） D　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立武道場空調設備設置中学校数」という。） E　「公立学校施設空調設備調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数」という。） １　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{[B + \{C - (D \times 0.974)\} \times 1.000] \times 100}{A}$ D × 0.974 及び｛C －（D × 0.974）｝× 1.000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
七　生活保護費	市部人口		

［略］ 算式イ $\frac{B \times 100}{A}$ ［略］ ［２～５　略］ １　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{B \times 100}{A} \times 0.626$ ［略］ 算式イ $\frac{B \times 100}{A} \times 0.586$ ［略］ 算式ウ $\frac{B \times 100}{A} \times 0.525$ ［２　略］ ３　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」、「就労定着支援」及び「就労選択支援」を合算した数とする。 ［４　略］ １　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $B_1 \times 7{,}100{,}000$ 円 $+ B_2 \times 407{,}500$ 円 $+ \{(C - 158) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 6{,}460$ 円 $+ F \times 1{,}000$ 円 $+$	八　社会福祉費 人口	九　保健衛生費 人口
［同左］ 算式イ $\frac{B \times 100}{A}$ ［同左］ ［２～５　同上］ １　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{B \times 100}{A} \times 0.635$ ［同左］ 算式イ $\frac{B \times 100}{A} \times 0.612$ ［同左］ 算式ウ $\frac{B \times 100}{A} \times 0.521$ ［同左］ ［２　同上］ ３　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」及び「就労定着支援」を合算した数とする。 ［４　同上］ １　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $B_1 \times 7{,}100{,}000$ 円 $+ B_2 \times 380{,}000$ 円 $+ \{(C - 162) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 6{,}780$ 円 $+ F \times 1{,}000$ 円 $+$	八　社会福祉費 人口	九　保健衛生費 人口

$$\sum_{n=12}^{令6}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 760{,}000\text{円} + I_2 \times$$

$$345{,}000\text{円} + J_1 \times 760{,}000\text{円} \times 0.9 + J_2 \times 760{,}000\text{円}$$

$$\times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}$$

$$(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=15}^{令6}$$

$$(P_n \times 1{,}000 \times Q_n) + \sum_{n=27}^{令6}(P'_n \times 1{,}000 \times Q'_n) + \sum_{n=21}^{令6}$$

$$(P2_n \times 1{,}000 \times Q2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(P2'_n \times 1{,}000 \times Q2'_n) +$$

$$R \times 1{,}000 \times S + \sum_{n=27}^{令6}(T_n \times 1{,}000 \times U_n) + \sum_{n=27}^{令6}(T'_n \times$$

$$1{,}000 \times U'_n) + \sum_{n=27}^{令6}(T2_n \times 1{,}000 \times U2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(T2'_n$$

$$\times 1{,}000 \times U2'_n) + V \times 1{,}000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24}(W_n \times$$

$$1{,}000 \times X_n) + \sum_{n=15}^{24}(Y_n \times 1{,}000 \times Z_n) + \sum_{n=15}^{令6}(AA_n \times$$

$$1{,}000 \times AB_n) + \sum_{n=27}^{令6}(AC_n \times 1{,}000 \times AD_n) + \sum_{n=20}^{令3}(AE_n$$

$$7{,}190\text{円} \times A$$

$$\times 1{,}000 \times AF_n) + \sum^{令3}(AG_n \times 1{,}000 \times AH_n) +$$

$$\sum_{n=12}^{令7}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(G'_n \times 1{,}000 \times H'_n) +$$

$$+ \sum_{n=令7}^{令7}(G''_n \times 1{,}000 \times H''_n) + I_1 \times 815{,}000\text{円} + I_2 \times$$

$$345{,}000\text{円} + J_1 \times 815{,}000\text{円} \times 0.9 + J_2 \times 815{,}000\text{円}$$

$$\times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}$$

$$(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=15}^{令7}$$

$$(P_n \times 1{,}000 \times Q_n) + \sum_{n=27}^{令7}(P'_n \times 1{,}000 \times Q'_n) + \sum_{n=21}^{令6}$$

$$(P2_n \times 1{,}000 \times Q2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(P2'_n \times 1{,}000 \times Q2'_n) +$$

$$\sum_{n=令7}^{令7}(P3_n \times 1{,}000 \times Q3_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(P3'_n \times 1{,}000 \times Q3'_n)$$

$$+ R \times 1{,}000 \times S + \sum_{n=28}^{令7}(T_n \times 1{,}000 \times U_n) + \sum_{n=28}^{令7}$$

$$(T'_n \times 1{,}000 \times U'_n) + \sum_{n=28}^{令6}(T2_n \times 1{,}000 \times U2_n) +$$

$$\sum_{n=28}^{令3}(T2'_n \times 1{,}000 \times U2'_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(T3_n \times 1{,}000 \times U3_n)$$

$$7{,}370\text{円} \times A$$

$$+ \sum^{令7}(T3'_n \times 1{,}000 \times U3'_n) + V \times 1{,}000 \times 0.4 +$$

$$\sum_{n=令7}^{令7}$$

$$+\sum_{n=15}^{24}(W_n\times 1{,}000\times X_n)+\sum_{n=15}^{24}(Y_n\times 1{,}000\times Z_n)+$$

$$\sum_{n=15}^{令7}(AA_n\times 1{,}000\times AB_n)+\sum_{n=28}^{令7}(AC_n\times 1{,}000\times$$

$$AD_n)+\sum_{n=20}^{令3}(AE_n\times 1{,}000\times AF_n)+\sum_{n=28}^{令3}(AG_n\times 1{,}000$$

$$\times AH_n)+(33{,}600{,}000\text{円}\times AI_1+2{,}032{,}000\text{円}\times$$

$$AI_2)+AJ\times 0.5+(AK+AL)\times 1{,}000\times 0.5+$$

$$\sum_{n=12}^{令7}(AM_n\times 1{,}000\times AN_n)+\sum_{n=令元}^{令7}(AO_n\times 1{,}000$$

$$\times AP_n)+\sum_{n=令7}^{令7}(AQ_n\times 1{,}000\times AR_n)+\sum_{n=令7}^{令7}(AQ'_n$$

$$\times 1{,}000\times AR'_n)+AS\times 664{,}000\text{円}+\{AT\times 1{,}000$$

$$\times AU+AV\times 1{,}000\times AW+\sum_{n=令5}^{令7}(AT2_n\times 1{,}000\times$$

$$AU2_n+AV2_n\times 1{,}000\times AW2_n)\}\times\frac{\alpha}{0.30}+$$

$$\sum_{n=令5}^{令7}(AT3_n\times 1{,}000\times AU3_n)+\sum_{n=令5}^{令7}(AT4_n\times 1{,}000\times$$

$$AU4_n)+\sum^{令7}(AT5_n\times 1{,}000\times AU5_n)+\sum^{令7}(AT5'_n\times$$

$$\sum_{n=27}^{}$$

$$(33{,}600{,}000\text{円}\times AI_1+1{,}866{,}000\text{円}\times AI_2)+AJ\times$$

$$0.5+(AK+AL)\times 1{,}000\times 0.5+\sum_{n=12}^{令6}(AM_n\times$$

$$1{,}000\times AN_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AO_n\times 1{,}000\times AP_n)+AQ\times$$

$$640{,}000\text{円}+\{AR\times 1{,}000\times AS+AT\times 1{,}000\times$$

$$AU+\sum_{n=令5}^{令6}(AR2_n\times 1{,}000\times AS2_n+AT2_n\times 1{,}000\times$$

$$AU2_n)\}\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=令5}^{令6}(AR3_n\times 1{,}000\times AS3_n)$$

$$+\sum_{n=令5}^{令6}(AR4_n\times 1{,}000\times AS4_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(AR5_n\times 1{,}000\times$$

$$AS5_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(AR5'_n\times 1{,}000\times AS5'_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(AT3_n\times$$

$$1{,}000\times AU3_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(AT4_n\times 1{,}000\times AU4_n)$$

$$\frac{\sum_{n=令4}^{} \quad \sum_{n=令4}^{}}{1{,}000 \times AU5'_n) + \sum_{n=令5}^{令7} (AV3_n \times 1{,}000 \times AW3_n) +}$$

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令7} (AV4_n \times 1{,}000 \times AW4_n)}{}$$

算式アの符号

［略］

G_n　簡易水道事業債同意等額（G'_n 及び G''_n に係るものを除く。）

［略］

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.05180

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.040

［略］

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04968

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04829

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

H_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04694

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［略］

H_{27} ＝0.000

H_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0716

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係

算式アの符号

［同左］

G_n　簡易水道事業債同意等額

［同左］

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.050

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.040

［同左］

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04971

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04831

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

H_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04696

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［同左］

H_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.073

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.072

H_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0718

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.0716

［略］

H_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.07187

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07182

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.07175

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07178

$H_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.07208

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07211

$H_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.07952

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07975

$H_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.08171

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08218

［略］

$H_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00701

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00815

$H_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01183

イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01290

G'_n　簡易水道事業債同意等額（G_nに係るものを除き、簡易水道事業に係る防災対策に要する経費に充てるためn年度に発行を同意又は許可を得た地方債（国庫補助事業に係るものに限る。）に限る。）

$H'_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01075

イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.0718

［同左］

H_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.07203

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07196

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.07184

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07187

$H_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.07221

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07226

$H_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.07967

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07994

$H_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00326

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

［同左］

$H_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00701

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00815

るもの　0.01173

G''_n　簡易水道事業債同意等額（G_n に係るものを除き、簡易水道事業に係る防災対策に要する経費に充てるため n 年度に発行を同意又は許可を得た地方債（地方単独事業に係るものに限る。）に限る。）

$H''_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01505

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

［略］

K_1　病院事業債に係る元利償還金（令和７年度繰出基準第４、1、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

K_2　病院事業債に係る元利償還金（令和７年度繰出基準第４、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

［略］

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.03108

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02981

［同左］

K_1　病院事業債に係る元利償還金（令和６年度繰出基準第５、1、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

K_2　病院事業債に係る元利償還金（令和６年度繰出基準第５、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

［同左］

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.030

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02983

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

M21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02897

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

M22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02816

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02809

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02800

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

［略］

O17　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［略］

O20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02236

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

O21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02173

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02112

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

M21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02899

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

M22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02818

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02811

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02805

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

［同左］

O17　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［同左］

O20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

O21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

O22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02113

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02108

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02100

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

［略］

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［略］

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02236

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02173

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02112

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02100

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

Q_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02138

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［同左］

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02113

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02108

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02146

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

Q_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02319

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02101

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02427

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02057

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$Q_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02073

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02479

$Q_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00879

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01176

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01218

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01595

［略］

$Q_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

$Q_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01344

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

Q_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02059

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02387

$Q_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01000

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01407

$Q_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01178

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00495

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

［同左］

$Q_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

るもの　0.01472

［略］

Q'_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02782

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

Q'_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0255

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0292

［略］

Q'_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02521

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02912

$Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02468

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02862

$Q'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02488

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02975

$Q'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01054

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01411

$Q'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.01461

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913

［略］

$Q'_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01066

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01196

$Q'_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01613

［同左］

Q'_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

Q'_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0256

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293

［同左］

Q'_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02524

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02916

$Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02470

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02864

$Q'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01199

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

$Q'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01056

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01413

$Q'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00594

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00613

［同左］

$Q'_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01066

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01196

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01766

［略］

$Q2_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02415

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02582

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02567

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02598

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02613

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

$Q2_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02319

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

$Q2_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

$Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02100

［同左］

$Q2_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02416

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02583

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02343

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02571

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02623

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

$Q2_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

$Q2_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

$Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02100

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02427

Q2 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02057

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

Q2 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02073

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02479

Q2 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01581

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02116

Q2 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01705

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02232

［略］

Q2'27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01391

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

［略］

Q2'30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01261

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01456

Q2'令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01234

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01431

Q2'令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01244

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01487

Q2'令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01581

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

Q2 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02059

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02387

Q2 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01000

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01407

Q2 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01584

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02120

Q2 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00693

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00715

［同左］

Q2'27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

［同左］

Q2'30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01262

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01458

Q2'令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01235

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01432

Q2'令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00844

Q2'令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01584

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02116

$P3_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・防災対策事業分（国庫補助事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$Q3_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01344

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01472

$P3'_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・防災対策事業分（地方単独事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$Q3'_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01882

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02061

［略］

U_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0556

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586

［略］

$U_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05796

$U_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.05649

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05884

$U_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.05715

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05799

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02120

［同左］

U_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.056

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.058

U_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0556

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586

［同左］

$U_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05798

$U_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.05649

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05887

$U_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.05715

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05316

$U_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの	0.05864
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05642
$U_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの	0.01075
イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01120
［略］	
U'_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0667
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0703
［略］	
$U'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの	0.06730
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06955
$U'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの	0.06778
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07060
$U'_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの	0.06858
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06958
$U'_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの	0.07037
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06770
$U'_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの	0.01289
イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01343
［略］	

$U_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの	0.00575
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00567
［同左］	
U'_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.067
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.070
U'_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0667
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0703
［同左］	
$U'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの	0.06730
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06958
$U'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの	0.06778
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07064
$U'_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの	0.06858
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06379
$U'_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの	0.00690
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00680
［同左］	

$U2_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.056 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.058	$U2_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.056 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.058
$U2_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0556 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586	$U2_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0556 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586
［略］	［同左］
$U2_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10433	$U2_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10436
$U2_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.07908 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08237	$U2_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.07908 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08242
$U2_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.08001 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08118	$U2_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.08001 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07442
$U2_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.08210 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07898	$U2_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00805 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00794
［略］	［同左］
$U2'_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035	$U2'_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035
$U2'_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0334 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0352	$U2'_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0334 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0352
［略］	［同左］
$U2'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10433	$U2'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10436

$T3_n$　災害拠点病院の機械器具整備（防災対策事業分（国庫補助事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$U3_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01075

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01120

$T3'_n$　災害拠点病院の機械器具整備（防災対策事業分（地方単独事業に係るものに限る。））に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

$U3'_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01504

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01567

［略］

X_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02072

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

X_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.015

［略］

X_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01987

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

［略］

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01878

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01873

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

［同左］

X_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

X_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.015

［同左］

X_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01988

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

［同左］

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01878

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01874

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの
0.01867

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.021

［略］

Z_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの
0.01554

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.012

［略］

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.01490

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.017

［略］

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの
0.01408

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの
0.01405

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの
0.01400

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

［略］

AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの
0.01166

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.009

［略］

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.01118

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.013

［略］

X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの
0.01870

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.021

［同左］

Z_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの
0.015

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.012

［同左］

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.01491

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.017

［同左］

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの
0.01409

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの
0.01406

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの
0.01403

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.016

［同左］

AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの
0.011

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.009

［同左］

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.01119

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.013

［同左］

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01056

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01053

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01050

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01063

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01069

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011

［略］

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00946

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01092

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00925

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01073

$AB_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00933

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01116

$AB_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01054

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01052

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01065

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01073

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.010

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011

［同左］

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00947

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01094

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00926

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01074

$AB_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00450

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00633

$AB_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの

0.00395

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00529

AB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00548

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00718

［略］

AB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00400

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00449

AB令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00605

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00662

［略］

AD28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0250

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

［略］

AD30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02500

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02500

［略］

AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02524

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02608

AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02542

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に

0.00396

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00530

AB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00223

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00230

［同左］

AB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00400

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00449

［同左］

AD27　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AD28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0250

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

［同左］

AD30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02501

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02501

［同左］

AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02524

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02609

AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02542

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に

係るもの　0.02648

$AD_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.02572

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02609

$AD_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.02639

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02539

$AD_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.00484

イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00504

［略］

AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AF_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02415

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AF_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02347

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AF_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02334

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02362

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

係るもの　0.02649

$AD_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.02572

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02392

$AD_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00259

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00255

［同左］

AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02486

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AF_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02416

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AF_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02348

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AF_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02343

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AF_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02367

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02319

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

AF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02101

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02427

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02057

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AF_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02073

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02479

$AF_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00879

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01176

［略］

AH_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの

AF_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02385

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0243

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

AF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02059

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02387

$AF_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01000

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01407

$AF_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01178

［同左］

AH_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.056

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.058

AH_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの

0.0556

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586

［略］

$AH_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05796

［略］

AN_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［略］

AN_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02236

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AN_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02173

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02112

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02100

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

AN_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

0.0556

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0586

［同左］

$AH_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05798

［同左］

AN_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

［同左］

AN_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AN_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AN_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02113

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02108

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AN_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02138

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

AN_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02087

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

AN_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0191

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0219

［略］

AN_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01891

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02184

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01851

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02147

$AN_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01866

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02231

$AN_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00791

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01058

$AN_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.01075

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01431

［略］

$AN_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00800

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

AN_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02146

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

AN_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

AN_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0192

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0220

［同左］

AN_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01893

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02187

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01853

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02148

$AN_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00900

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01266

$AN_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00792

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01060

$AN_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00495

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

［同左］

$AN_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00800

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

$AN_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01210
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01325
［略］	
$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02468
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02862
$AP_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02488
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02975
$AP_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01054
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01411
$AP_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.01461
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01913
［略］	
$AP_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.01066
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01196
$AP_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01613
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01766
AQ_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、国庫補助事業に係るもの限る。））の額（符号 AQ'_n に係るものを除く。また、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
$AR_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01344

［同左］	
$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02470
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02864
$AP_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01199
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01688
$AP_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01056
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01413
$AP_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00594
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00613
［同左］	
$AP_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.01066
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01196

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01472

AQ'$_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、地方単独事業に係るもの限る。））の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AR'$_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01882

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02061

AS　市町村立看護師等養成所生徒数

AT　令和４年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00731

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00957

AT2$_n$　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU2$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AU2$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AU2$_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

AT3$_n$　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費

AQ　市町村立看護師等養成所生徒数

AR　令和４年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AS　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

AR2$_n$　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AS2$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AS2$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AR3$_n$　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費

△

○

に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU3 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

AU3 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

AU3 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01344

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01472

AT4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU4 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AU4 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AU4 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

AV　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び簡易水道事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額

○

に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AS3 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

AS3 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

AR4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AS4 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AS4 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AT　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び簡易水道事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額

（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AW　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00731

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00957

AV2$_{n}$　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AW2$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AW2$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AW2$_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

AV3$_{n}$　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AW3$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

AW3$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

AT2$_{n}$　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU2$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AU2$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

AT3$_{n}$　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU3$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

AU3$_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

AW3 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの 0.01344 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01472	AT4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AV4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AW4 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00376 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385	AU4 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00376 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385
AW4 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.00533 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00598	AU4 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.00533 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00598
AW4 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの 0.00806 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00883	
［略］	［同左］
AT5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AU5 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.01218 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01595	AR5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AS5 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.00495 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00511
AU5 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00627 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00642	AS5 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00627 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00642
AU5 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	AS5 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの

	0.00889
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997
AU5 令7	ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01344
	イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01472
AT5'n	n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AU5'令4	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01461
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913
AU5'令5	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00752
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00770
AU5'令6	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01066
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01196
AU5'令7	ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01613
	イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01766

	0.00889
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997
AR5'n	n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AS5'令4	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00594
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00613
AS5'令5	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00752
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00770
AS5'令6	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01066
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01196

［２・３　略］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

Ａ＋Ｂ×0.9＋Ｃ×0.7＋Ｄ×0.5＋Ｅ×0.3＋Ｆ×0.1

算式の符号

Ａ　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和７年10月21日付け総財営第75号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［５　略］

６　平成十二年度から令和七年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十八年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額、令和

［２・３　同上］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

Ａ＋Ｂ×0.9＋Ｃ×0.7＋Ｄ×0.5＋Ｅ×0.3＋Ｆ×0.1

算式の符号

Ａ　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和６年10月25日付け総財営第43号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［同左］

［５　同上］

６　平成十二年度から令和六年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額及び令

三年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（防災対策事業及び脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、防災対策事業及び脱炭素化推進事業の残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額及び簡易水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「令和八年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和八年四月一日付け総財公第十八号。以下「令和八年度繰出基準」という。）第5、2(2)アに該当する事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五八円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七八円以上で

和三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一六二円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七七円以上で

あること。

［８～11　略］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和七年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和七年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和七年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和七年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債

あること。

［８～11　同上］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債

のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和三年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発

のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てる

行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）若しくは令和七年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

は建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、令和七年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり八十五万円を上回る額を除く。）とする。この場合において地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［14　略］

15　平成十五年度から令和七年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、令和七年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり八十五万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［14　同上］

15　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

る。）とする。

［16～18　略］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、令和八年度繰出基準第１、５(2)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－150）×B

算式の符号

A　次の(1)から(3)までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（令和８年度繰出基準第１、５(2)アに該当する事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費の額が150円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が282円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が186円以上であること。

［略］

［20～21　略］

22　平成十二年度から令和七年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資償還同意等額は、国庫の補助金を

［16～18　同上］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和七年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和七年四月一日付け総財公第二十八号）第１、５(2)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－148）×B

算式の符号

A　次の(1)から(3)までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費の額が148円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が279円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が181円以上であること。

［同左］

［20～21　同上］

22　平成十二年度から令和六年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資償還同意等額は、国庫の補助金を

受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（防災対策事業及び脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

23　広域化推進事業に係る令和元年度から令和七年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（第24項に規定する公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

24　公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるとき

受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

23　広域化推進事業に係る令和元年度から令和六年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（第24項に規定する公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［新設］

きは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25　市町村立看護師等養成所生徒数は、「繰出金等について」によつて報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の前年の四月一日現在の生徒数と保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）により都道府県知事が指定した当該市町村立保健師養成所及び助産師養成所の前年の四月一日現在の生徒数（当該年度に新たに設置される市町村立保健師養成所及び助産師養成所にあつては、当該年度の四月一日現在の実生徒数として総務大臣が調査した数）の合計数とする。

26　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \underline{0.649} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \underline{0.385}\}$$

24　市町村立看護師等養成所生徒数は、「繰出金等について」によつて報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の前年の四月一日現在の生徒数と保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）により都道府県知事が指定した当該市町村立保健師養成所及び助産師養成所の前年の四月一日現在の生徒数の合計数とする。

25　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \underline{0.600} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \underline{0.369}\}$$

算式アの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}623}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}899}$$

（c × 1,000）／d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 0.795}{A}$$

［略］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.515}{A}$$

［略］

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \left(\frac{B \times C \times 0.3627 \times 0.8 + 30 \times D \times E \times}{7{,}370} \right.$$

$$\left. \frac{0.1019 \times 0.8}{} \right)$$

算式エの符号

［略］

B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す

算式アの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}005}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}766}$$

（c × 1,000）／d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times 0.730}{A}$$

［同左］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.591}{A}$$

［同左］

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \left(\frac{B \times C \times 0.3425 \times 0.8 + 28 \times D \times E \times}{7{,}190} \right.$$

$$\left. \frac{0.1047 \times 0.8}{} \right)$$

算式エの符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す

る。）

算式

$$\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 17{,}462+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}680}{1{,}000}$$

算式の符号

［略］

E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$0.51 \leqq (a/b)$ のとき　$\dfrac{(a/b)}{0.51}$

$0.41 \leqq (a/b) < 0.51$ のとき　$\dfrac{(a/b)-0.41}{0.10}$

$(a/b) < 0.41$ のとき　0

［略］

28　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して27の規定を適用する。

［略］

29　１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア(1)

$$\frac{\alpha\times B\times 100}{A}$$

算式ア(1)の符号

［略］

十八歳以下人口

十　こども子育て費

る。）

算式

$$\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 16{,}501+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}464}{1{,}000}$$

算式の符号

［同左］

E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$0.52 \leqq (a/b)$ のとき　$\dfrac{(a/b)}{0.52}$

$0.42 \leqq (a/b) < 0.52$ のとき　$\dfrac{(a/b)-0.42}{0.10}$

$(a/b) < 0.42$ のとき　0

［同左］

27　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。

［同上］

28　１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア(1)

$$\frac{\alpha\times B\times 100}{A}$$

算式ア(1)の符号

［同左］

十八歳以下人口

十　こども子育て費

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数が０の場合は1.000とする。）

算式

$$1.2 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.105} + d \right) - 0.2 \times e$$

算式の符号

a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.106、100分の16地域の市町村にあつては1.075、100分の15地域の市町村にあつては1.068、100分の12地域の市町村にあつては1.043、100分の10地域の市町村にあつては1.030、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.977、その他地域の市町村にあつては0.955とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.708＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.708に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (y_i \times z_i)}{x}$$

$y_i \times z_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数が０の場合は1.000とする。）

算式

$$1.2 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.088} + d \right) - 0.2 \times e$$

算式の符号

a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.106、100分の16地域の市町村にあつては1.075、100分の15地域の市町村にあつては1.068、100分の12地域の市町村にあつては1.045、100分の10地域の市町村にあつては1.030、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.977、その他地域の市町村にあつては0.955とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.706＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.706に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (y_i \times z_i)}{x}$$

$y_i \times z_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

z_i　1 ≦ i ≦ 10 のとき　3.794
11 ≦ i ≦ 15 のとき　2.774
16 ≦ i ≦ 20 のとき　2.264
21 ≦ i ≦ 25 のとき　1.894
26 ≦ i ≦ 30 のとき　1.701
31 ≦ i ≦ 35 のとき　1.556
36 ≦ i ≦ 40 のとき　1.477
41 ≦ i ≦ 45 のとき　1.477
46 ≦ i ≦ 50 のとき　1.389
51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.325
56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.274
61 ≦ i ≦ 70 のとき　1.193
71 ≦ i ≦ 80 のとき　1.133
81 ≦ i ≦ 90 のとき　1.085
91 ≦ i ≦ 100 のとき　1.000
101 ≦ i ≦ 110 のとき　0.974
111 ≦ i ≦ 120 のとき　0.952
121 ≦ i ≦ 130 のとき　0.933
131 ≦ i ≦ 140 のとき　0.917
141 ≦ i ≦ 150 のとき　0.903
151 ≦ i ≦ 160 のとき　0.902
161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.891
171 ≦ i のとき　0.881

［略］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.008、3 級地の市町村にあつては 0.008、4 級地の市町村にあつては 0.006、激変緩和地域の市町村にあつては 0.004、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{422}$$

［同左］

z_i　1 ≦ i ≦ 10 のとき　3.773
11 ≦ i ≦ 15 のとき　2.761
16 ≦ i ≦ 20 のとき　2.254
21 ≦ i ≦ 25 のとき　1.867
26 ≦ i ≦ 30 のとき　1.679
31 ≦ i ≦ 35 のとき　1.537
36 ≦ i ≦ 40 のとき　1.478
41 ≦ i ≦ 45 のとき　1.478
46 ≦ i ≦ 50 のとき　1.390
51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.326
56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.275
61 ≦ i ≦ 70 のとき　1.194
71 ≦ i ≦ 80 のとき　1.133
81 ≦ i ≦ 90 のとき　1.086
91 ≦ i ≦ 100 のとき　1.000
101 ≦ i ≦ 110 のとき　0.974
111 ≦ i ≦ 120 のとき　0.952
121 ≦ i ≦ 130 のとき　0.933
131 ≦ i ≦ 140 のとき　0.917
141 ≦ i ≦ 150 のとき　0.903
151 ≦ i ≦ 160 のとき　0.903
161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.891
171 ≦ i のとき　0.881

［同左］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.009、3 級地の市町村にあつては 0.009、4 級地の市町村にあつては 0.006、激変緩和地域の市町村にあつては 0.005、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{382}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝0 かつ符号B＞0 の場合は 1.000 とする。

［略］

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 3 歳児数及び 4 歳以上児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.085} + d$$

算式の符号

［略］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.027、2 級地の市町村にあつては 0.024、3 級地の市町村にあつては 0.024、4 級地の市町村にあつては 0.018、激変緩和地域の市町村にあつては 0.012、その他地域の市町村にあつては－ 0.002 とする。

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c ＝0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{440{,}993}$$

｛（a － b）× 12 × 0.25｝／c に整数未満の端

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝0 かつ符号B＞0 の場合は 1.000 とする。

［同左］

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 3 歳児数及び 4 歳以上児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.070} + d$$

算式の符号

［同左］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.027、2 級地の市町村にあつては 0.023、3 級地の市町村にあつては 0.023、4 級地の市町村にあつては 0.017、激変緩和地域の市町村にあつては 0.012、その他地域の市町村にあつては－ 0.002 とする。

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c ＝0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{412{,}178}$$

｛（a － b）× 12 × 0.25｝／c に整数未満の端

数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{244{,}468}$$

(a × 12 × 0.25)／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

［略］

算式エ

(B × 0.071 ＋C × 0.079 ＋D × 0.079 ＋E × 0.079 ＋F × 0.079 ＋G × 0.079 ＋H × 0.079 ＋I × 0.143 ＋J × 0.238 ＋K × 0.238 ＋L × 1.071 ＋M × 0.714 ＋N × 0.714 ＋O × 0.714 ＋P × 2.143）／A

B × 0.071、C × 0.079、D × 0.079、E × 0.079、F × 0.079、G × 0.079、H × 0.079、I × 0.143、J × 0.238、K × 0.238、L × 1.071、M × 0.714、N × 0.714、O × 0.714、P × 2.143に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式オ

$$\frac{B \times 0.117}{A}$$

［略］

算式カ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.023$$

［略］

算式キ

数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{235{,}139}$$

(a × 12 × 0.25)／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

［同左］

算式エ

(B × 0.073 ＋C × 0.081 ＋D × 0.081 ＋E × 0.081 ＋F × 0.081 ＋G × 0.081 ＋H × 0.081 ＋I × 0.145 ＋J × 0.242 ＋K × 0.242 ＋L × 1.091 ＋M × 0.727 ＋N × 0.727 ＋O × 0.727 ＋P × 2.182）／A

B × 0.073、C × 0.081、D × 0.081、E × 0.081、F × 0.081、G × 0.081、H × 0.081、I × 0.145、J × 0.242、K × 0.242、L × 1.091、M × 0.727、N × 0.727、O × 0.727、P × 2.182に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式オ

$$\frac{B \times 0.116}{A}$$

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.024$$

［同左］

算式キ

［｛B × 1.211 ＋ C × 1.000 ＋ (D ＋ J) × 0.772 ＋ E × 0.981 ＋ F × 2.483 ＋ G × 0.931 ＋ H × 0.811 ＋ I × 0.794｝× 3.962］／A

B × 1.211、C × 1.000、(D ＋ J) × 0.772、E × 0.981、F × 2.483、G × 0.931、H × 0.811 及び I × 0.794 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{12{,}013}$$

｛(a － b) × 0.25｝／c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

［三・四　略］

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和八年四月十六日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和八年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和八年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

［｛B × 1.236 ＋ C × 1.000 ＋ (D ＋ J) × 0.815 ＋ E × 1.036 ＋ F × 2.439 ＋ G × 0.957 ＋ H × 0.848 ＋ I × 0.690｝× 3.601］／A

B × 1.236、C × 1.000、(D ＋ J) × 0.815、E × 1.036、F × 2.439、G × 0.957、H × 0.848 及び I × 0.690 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{11{,}272}$$

｛(a － b) × 0.25｝／c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

［三・四　同上］

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和七年四月十一日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和八年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第九号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和八年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　略］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和八年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和八年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和八年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～20　略］

21　児童扶養手当支給者数は、令和六年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22　略］

23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5.994}{A}$$

算式アの符号

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和七年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　同上］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～20　同上］

21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22　同上］

23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5.570}{A}$$

算式アの符号

［略］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、この表市町村の項第十号26の算式の符号Bが0の場合は1.000とする。

算式の符号

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b \diagup a) \times 1.227 + (c \diagup a) \times 1.000\} \times (1 \diagup 1.055)$

b／a、(b／a)×1.227又はc／aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_i　$1 \leqq i \leqq 15$のとき　3.154

$16 \leqq i \leqq 20$のとき　2.407

$21 \leqq i \leqq 25$のとき　1.958

$26 \leqq i \leqq 30$のとき　1.659

$31 \leqq i \leqq 35$のとき　1.550

$36 \leqq i \leqq 40$のとき　1.550

$41 \leqq i \leqq 45$のとき　1.396

$46 \leqq i \leqq 50$のとき　1.358

［同左］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、この表市町村の項第十号35の算式の符号Bが0の場合は1.000とする。

算式の符号

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b \diagup a) \times 1.225 + (c \diagup a) \times 1.000\} \times (1 \diagup 1.056)$

b／a、(b／a)×1.225又はc／aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_i　$1 \leqq i \leqq 15$のとき　3.153

$16 \leqq i \leqq 20$のとき　2.407

$21 \leqq i \leqq 25$のとき　1.959

$26 \leqq i \leqq 30$のとき　1.661

$31 \leqq i \leqq 35$のとき　1.552

$36 \leqq i \leqq 40$のとき　1.552

$41 \leqq i \leqq 45$のとき　1.399

$46 \leqq i \leqq 50$のとき　1.360

51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.329
56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.303
61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.162
76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.846
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.810
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.783
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.762
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.746
301 ≦ i のとき　0.693

［略］

［略］

δ　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.022、2 級地の市町村にあつては 0.019、3 級地の市町村にあつては 0.019、4 級地の市町村にあつては 0.015、激変緩和地域の市町村にあつては 0.010、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

算式イ

$$\frac{B \times 0.459}{A}$$

［略］

24　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times C \times 2.410}{A}$$

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b ＝0 のときは、1.000 とする。）

算式

51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.330
56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.303
61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.163
76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.927
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.845
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.809
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.782
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.762
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.745
301 ≦ i のとき　0.693

［同左］

［同左］

δ　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.023、2 級地の市町村にあつては 0.020、3 級地の市町村にあつては 0.020、4 級地の市町村にあつては 0.015、激変緩和地域の市町村にあつては 0.011、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

算式イ

$$\frac{B \times 0.467}{A}$$

［同左］

24　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times C \times 2.315}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b ＝0 のときは、1.000 とする。）

算式

	$\frac{a}{1,147,900} \times b \times 12$ a／b×12に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］	
	25　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票1　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和八年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和八年四月一日現在）」の「認定区分　一号」の「利用児童数合計」の数の合計とする。	
	26　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times C \times 5.994}{A}$ ［略］ C　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$ 算式の符号 α　この表市町村の項第十号23の算式の符号αの率と同じ率 β　この表市町村の項第十号23の算式の符号βの率と同じ率 γ　この表市町村の項第十号23の算式の符号γの率と同じ率 δ　この表市町村の項第十号23の算式の符号δの率と同じ率 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［略］ 算式イ	十一　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

	$\frac{a}{1,065,925} \times b \times 12$ a／b×12に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］	
	25　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票1　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　一号」の「利用児童数合計」の数の合計とする。	
	26　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times C \times 5.570}{A}$ ［同左］ C　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$ 算式の符号 α　この表市町村の項第十号32の算式の符号αの率と同じ率 β　この表市町村の項第十号32の算式の符号βの率と同じ率 γ　この表市町村の項第十号32の算式の符号γの率と同じ率 δ　この表市町村の項第十号32の算式の符号δの率と同じ率 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［同左］ 算式イ	十一　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

	B × 3.207 ＋ C × 6.395
	A

［略］

算式ウ

（B × 61.916 ＋ C × 78.383 ＋ D × 123.451）／ A

［略］

算式エ

B × 0.048 ／ A

［略］

2　養護老人ホーム被措置者数は、当該年度の四月一日現在において老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定によつて養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第三十三　養護老人ホームの措置人数」のうち当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に〇・七九八〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和八年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。

4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和八年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。

［5・6　略］

7　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和五年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」

	B × 3.375 ＋ C × 5.908
	A

［同左］

算式ウ

（B × 62.855 ＋ C × 79.572 ＋ D × 125.324）／ A

［同左］

算式エ

B × 0.049 ／ A

［同左］

2　養護老人ホーム被措置者数は、当該年度の四月一日現在において老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定によつて養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第三十三　養護老人ホームの措置人数」のうち当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に〇・八四〇〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。

4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。

［5・6　同上］

7　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和四年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」

の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。

［8　略］

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{0.079}) \ / \ A$$

［略］

2　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によって調査した表「令和7年度市区町村別データ」における表頭「2割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「5割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「7割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

十二　清掃費　人口

［1　略］

2　入湯税納税義務者数は、令和七年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）による令和六年度の入湯客数とする。

十三　農業行政費　農家数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\underline{0.0660} \times \alpha + \underline{0.0420} \times \beta + \underline{0.0060} \times \gamma) \ / \ A$$

［略］

2　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和七年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。

3　畑の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和七年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定し

の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。

［8　同上］

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{0.075}) \ / \ A$$

［同左］

2　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によって調査した表「令和6年度市区町村別データ」における表頭「2割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「5割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「7割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

十二　清掃費　人口

［1　同上］

2　入湯税納税義務者数は、令和六年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）による令和五年度の入湯客数とする。

十三　農業行政費　農家数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\underline{0.0659} \times \alpha + \underline{0.0420} \times \beta + \underline{0.0059} \times \gamma) \ / \ A$$

［同左］

2　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和二年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。

3　畑の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定し

た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{48 \times \alpha}{103{,}000 \times A}$$

［略］

［５　略］

［１　略］

２　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。

［３　略］

４　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における民有林野の面積とする。

５　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\{(B \times 2{,}354) \times 2 + (C \times 98{,}431) \times 2 + D \times 59 + E \times 61\} / (541{,}000 \times A)$$

算式の符号

［略］

D　市町村の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口

E　市町村の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口

［６　略］

７　市町村の森林環境譲与税の九月譲与の基準となる人口（以下「市町村九月譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。

８　市町村の森林環境譲与税の三月譲与の基準となる人口（以下「市町村三月譲与基準人口」という。）は、

十四　林業及び水産業の従業者数行政費

た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{50 \times \alpha}{95{,}800 \times A}$$

［同左］

［５　同上］

［１　同上］

２　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。

［３　同上］

４　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における民有林野の面積とする。

５　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 4{,}856 + C \times 203{,}796 + D \times 123) / (541{,}000 \times A)$$

算式の符号

［同左］

D　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

［６　同上］

７　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。

［新設］

十四　林業及び水産業の従業者数行政費

十五　地域振興費	当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口とする。ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、同令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口に、当該市町村の令和七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times 33.500 + (B \times 3{,}100.0 + C \times 400.0) \times \alpha$ ［略］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 5{,}226}{A \times 2.00}$ ［略］ 3　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $2{,}079 \times (B \times C) \times \alpha + 6{,}817 \times \{(D \times E) - (F \times G)\} \times \beta$ ／ $A \times 2.00$ 算式の符号 ［略］ B　「令和８年度における標準準拠システム への移行状況に関する調査について（照会）」（令和８年２月２日付け デ社第63号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）通知（以下「令和８年標準準拠システム通知」という。）に

十五　地域振興費	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times 34.184 + (B \times 3{,}163.3 + C \times 408.2) \times \alpha$ ［同左］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 5{,}176}{A \times 1.96}$ ［同左］ 3　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $6{,}817 \times (B \times C) \times \alpha$ ／ $A \times 1.96$ 算式の符号 ［同左］ B　「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」（令和７年２月18日付け デ社第81号）に基づいて令和７年５月31日までに報告された「ガバメントクラウドを利用する業

基づいてデジタル庁に報告された「標準準拠システム移行業務数」欄の数（以下「標準準拠システム移行業務システム数」という。）		
C　令和８年標準準拠システム通知に基づいてデジタル庁に報告された「平均年間稼働率」欄の数 D　「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行実績に関する調査について（照会）」（令和８年２月２日付けデ社第62号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）通知（以下「令和８年ガバメントクラウド通知」という。）に基づいてデジタル庁に報告された「ガバメントクラウド上で本番稼働する業務システム数」欄の数（以下「ガバメントクラウド利用業務システム数」という。） E　令和８年ガバメントクラウド通知に基づいてデジタル庁に報告された「平均年間稼働率」欄の数 F　令和８年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第92号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和８年改正前の省令」という。）第５条第１項の表市町村の項第15号３算式の符号Ｂの数 G　令和８年改正前の省令第５条第１項の表市町村の項第15号３算式の符号Ｃの数 α　当該市町村の人口に別表第１のＡに定める市町村の人口規模による補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める人口規模による数とを合算した数を当該市町村の人口で除して得た数に当該市町村の人口を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を100,000で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　令和８年改正前の省令第５条第１項の表市町村の項第15号３算式の符号αの数		

［２～４　略］

５　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、人口密度に別表第１に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とする。

務システム数」欄の数（以下「ガバメントクラウド利用業務システム数」という。）		
C　「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」に基づいて令和７年５月31日までに報告された「平均年間稼働率」欄の数 α　当該市町村の人口に別表第１のＡに定める市町村の人口段階による補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める人口段階による数とを合算した数を当該市町村の人口で除して得た数に当該市町村の人口を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を100,000で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）		

［２～４　同上］

５　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第１に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇二三を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七二を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・二九一を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・二五〇を控除した数に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一六を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五・〇〇七を控除した数に〇・一五〇を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・三九九を控除した数に〇・〇八〇を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五・〇〇六を控除した数に〇・一四九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・三九九を控除した数に〇・一〇一を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一八四を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・五〇三を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二九を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇三九を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四五を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八五を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一四七を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一四を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六〇を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三一を控除した数に〇・〇七五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六八を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三〇を控除した数に〇・〇九三を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一七九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・五〇〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一六六を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五四を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一七を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四五を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七七を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三七を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四八を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三〇〇を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇六三を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一二六を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七六を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九二を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一六三を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一七三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一四を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から〇・〇三〇を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇八を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一一を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・九九四を控除した数に〇・一〇五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一六一を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四四を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七三を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四六を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三〇二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇六二を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一二〇を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七二を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇八を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一六三を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・一一五を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一八五を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一三を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇八を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から一・〇三八を控除した数に〇・一〇二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正

の密度から一・九四四を控除した数に〇・〇四六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から三・九六九を控除した数に〇・〇二六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から六・一五〇を控除した数に〇・〇一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・三九四を控除した数に〇・一〇六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一〇を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五一を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇七三を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・一八八を控除した数に〇・〇三七を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇五を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五四を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇二六を控除した数に一を加えた率とする。

19　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八八六を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一六九を控除した率に一を加えた率とする。

20　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一一一を控除した数に、四・一二二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六六八を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一一を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇六六を控除した率に一を加えた率とする。

［21　略］

22　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六九五を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇八五一を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇四七五を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

の密度から二・〇五〇を控除した数に〇・〇四六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から四・〇一九を控除した数に〇・〇二五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から六・二〇〇を控除した数に〇・〇一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・三六九を控除した数に〇・一〇〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五二を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇七一を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・二一八を控除した数に〇・〇三〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五二を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇二六を控除した数に一を加えた率とする。

19　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した率に一を加えた率とする。

20　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一一七を控除した数に、四・〇九四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六六八を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇六二を控除した率に一を加えた率とする。

［21　同上］

22　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五六八を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇七二〇を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇四〇四を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・一〇六六を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

24　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・〇七四四を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

25　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇八八に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四四に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・四二七に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。

［26・27　略］

28　都道府県の「地域振興費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

［29　略］

する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九〇六を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

24　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・〇八三二を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

25　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇八八に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四四に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・四四三に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。

［26・27　同上］

28　都道府県の「地域振興費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度に一を加えた率とする。

［29　同上］

（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［略］

［２～８　略］

９　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・一五二を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・一〇八一五を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

10　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

算式Ⅱ

｛（Ａ－Ｂ）×0.9｝／Ｂ＋１

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは０とし、｛（Ａ－Ｂ）×0.9｝／Ｂに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

Ａ　算式Ⅰによつて算定した指数が４以上の市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口を合算した数

Ｂ　算式Ⅰによつて算定した指数が４以上の市町村の国勢調査令によつて調査した令和７年

（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［同上］

［２～８　同上］

９　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・一七八を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・一三八五七を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

10　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

算式Ⅱ

｛（Ａ－Ｂ）×0.1｝／Ｂ＋１

｛（Ａ－Ｂ）×0.1｝／Ｂに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

Ａ　算式Ⅰによつて算定した指数が４以上の市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月１日現在における人口を合算した数

Ｂ　算式Ⅰによつて算定した指数が４以上の市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年

10月1日現在における人口を合算した数

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に七五〇を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.9｝／B＋1

（A－B）が負数となるときは0とし、｛（A－B）×0.9｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数

B　当該都道府県内の区域内の各市町村の国勢調査令によつて調査した令和7年10月1日現在における人口を合算した数

11　前項第1号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和七年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

12　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和七年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［13　略］

14　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他の教育費」及び「こども子育て費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十三項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十三項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九七八とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九七八に満たないときは、〇・九七八とし、〇・九一二に満たないときは、〇・九一二）とする。

［一・二　略］

［15～17　略］

10月1日現在における人口を合算した数

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に七五〇を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.1｝／B＋1

｛（A－B）×0.1｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

B　当該都道府県内の区域内の各市町村の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数

11　前項第1号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和六年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

12　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和六年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［13　同上］

14　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他の教育費」及び「こども子育て費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十三項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十三項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九七七とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九七七に満たないときは、〇・九〇九とし、〇・九〇九に満たないときは、〇・九〇九）とする。

［一・二　同上］

［15～17　同上］

18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}880\times A}$$

4,880円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

7,202千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.875＋1

［略］

b_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

7,086千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.874＋1

［略］

c_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,644千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.22）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.22）、（d_2×1.22）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）

18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}590\times A}$$

4,590円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,765千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.891＋1

［同左］

b_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,668千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.890＋1

［同左］

c_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,276千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.23）、（d_2×1.23）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）

＋（$d_2 \times \underline{1.22}$）× d_3｝／（$d_1 + d_2$）＋ d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（$d_3 \times d_4$）＋（$d_2 \times \underline{1.22}$）× d_3｝／（$d_1 + d_2$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

d_5　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,536}$ 千円×e_1＋$\underline{4,439}$ 千円×e_2

［略］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × $\underline{36.292}$ ＋ C × $\underline{17.048}$）／ A

算式の符号

［略］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a － b ／ 1,000）／ 40

（a － b ／ 1,000）が負数となるときは０とする。

算式の符号

a　当該指定都市又は児童相談所設置中核市の児童相談所における虐待相談対応件数（当該年度の前年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間において児童相談所を設置した市にあつては、当該市の児童相談所における虐待相談対応件数に準ずる件数として総務大臣が調査した件数）

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該指定都市又は児童相談所設置中核市の人口

［略］

［20　略］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第１のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／$\underline{2.00}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7761}$）×（１／B）

α／$\underline{2.00}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／$\underline{2.00}$）×（１／A）、（α／$\underline{2.00}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7761}$）又は（α／$\underline{2.00}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7761}$）×（１／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

＋（$d_2 \times \underline{1.23}$）× d_3｝／（$d_1 + d_2$）＋ d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（$d_3 \times d_4$）＋（$d_2 \times \underline{1.23}$）× d_3｝／（$d_1 + d_2$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

d_5　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,470}$ 千円×e_1＋$\underline{4,240}$ 千円×e_2

［同左］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × $\underline{34.267}$ ＋ C × $\underline{17.224}$）／ A

算式の符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a － b ／ 1,000）／ 40

（a － b ／ 1,000）が負数となるときは０とする。

算式の符号

a　当該市町村の児童相談所における虐待相談対応件数

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該市町村の人口

［同左］

［20　同上］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第１のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／$\underline{1.96}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7748}$）×（１／B）

α／$\underline{1.96}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／$\underline{1.96}$）×（１／A）、（α／$\underline{1.96}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7748}$）又は（α／$\underline{1.96}$）×（１／A）×（１／$\underline{0.7748}$）×（１／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［22　略］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.9} + 1] + E + \{(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{2.00})\}$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.9}$ 又は $(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{2.00})$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口（以下「令和2年人口」という。）

［略］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

㈠、㈡及び㈢に定めるところにより、市町村をⅠの地域（一種地から十種地まで）及びⅡの地域（一種地から十種地まで）に区分する。

㈠　次の⑴、⑵、⑶及び⑷に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅠの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅠの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをⅠの地域八種地、七五〇点以上八五〇点未満となるものをⅠの地域七種地、六五〇点以上七五〇点未満となるものをⅠの地域六種地、五五〇点以上六五〇点未満となるものをⅠの地域五種地、四五〇点以上五五〇点未満となるものをⅠの地域四種地、三五〇点以上四五〇点未満となるものをⅠの地域三種地、二〇〇点以上三五〇点未満となるものをⅠの地域二種地、二〇〇点未満となるもののうち市及び国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「令和二年人口集中地区人口」という。）を有する町村をⅠの地域一種地とする。

⑴　令和二年人口集中地区人口に係る点数

次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が七五に満たないときは当該数を七五とし、当該数が六〇〇を超えるときは当該数を六〇〇とする。）

Aの区分	算式

［同左］

［22　略］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1} + 1] + E + \{(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{1.96})\}$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1}$ 又は $(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{1.96})$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口（以下「平成27年人口」という。）

［同左］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

㈠、㈡及び㈢に定めるところにより、市町村をⅠの地域（一種地から十種地まで）及びⅡの地域（一種地から十種地まで）に区分する。

㈠　次の⑴、⑵、⑶及び⑷に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅠの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅠの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをⅠの地域八種地、七五〇点以上八五〇点未満となるものをⅠの地域七種地、六五〇点以上七五〇点未満となるものをⅠの地域六種地、五五〇点以上六五〇点未満となるものをⅠの地域五種地、四五〇点以上五五〇点未満となるものをⅠの地域四種地、三五〇点以上四五〇点未満となるものをⅠの地域三種地、二〇〇点以上三五〇点未満となるものをⅠの地域二種地、二〇〇点未満となるもののうち市及び国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「令和二年人口集中地区人口」という。）を有する町村をⅠの地域一種地とする。

⑴　令和二年人口集中地区人口に係る点数

次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が七五に満たないときは当該数を七五とし、当該数が六〇〇を超えるときは当該数を六〇〇とする。）

Aの区分	算式

3,000 以上 25,000 未満	（A ／ 1,000）× 6.9333 ＋ 4.67
25,000 以上 50,000 未満	（A ／ 1,000）× 2.40 ＋ 118
50,000 以上 100,000 未満	（A ／ 1,000）× 1.38 ＋ 169
100,000 以上 400,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.43 ＋ 264
400,000 以上 900,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.208 ＋ 352.8
900,000 以上	（A ／ 1,000）× 0.0286 ＋ 514.26

A ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　各市町村の令和２年人口集中地区人口に、当該令和２年人口集中地区人口を各市町村の令和２年人口で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.80 未満となる市町村にあつては 1.00 を、当該率が 0.80 以上 1.00 未満となる市町村にあつては 1.05 を、当該率が 1.00 となる市町村にあつては 1.10 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［㈡～㈣　略］

［㈠・㈤　略］

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置

3,000 以上 25,000 未満	（A ／ 1,000）× 6.9333 ＋ 4.67
25,000 以上 50,000 未満	（A ／ 1,000）× 2.40 ＋ 118
50,000 以上 100,000 未満	（A ／ 1,000）× 1.38 ＋ 169
100,000 以上 400,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.43 ＋ 264
400,000 以上 900,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.208 ＋ 352.8
900,000 以上	（A ／ 1,000）× 0.0286 ＋ 514.26

A ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　各市町村の令和２年人口集中地区人口に、当該令和２年人口集中地区人口を各市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年 10 月１日現在における人口（以下「令和２年人口」という。）で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.80 未満となる市町村にあつては 1.00 を、当該率が 0.80 以上 1.00 未満となる市町村にあつては 1.05 を、当該率が 1.00 となる市町村にあつては 1.10 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［㈡～㈣　同上］

［㈠・㈤　同上］

［一～四　同上］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置

市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「生活保護費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市（福祉事務所設置町村を含む。）、都道府県の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、指定都市及び中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、「衛生費」及び「保健衛生費」にあつては特別区及び保健所設置市、指定都市、中核市並びにその他の市町村、都道府県の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「商工行政費」にあつては中小企業支援市、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四条に規定する市のうち中小企業支援市以外のもの（以下「計量市」という。）及びその他の市町村とする。

［六　略］

［２～６　略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては0.165、「中学校費」にあつては0.164

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$[A\times\{(C-1)\times\underline{0.106}+D\}+\{(B\times\underline{1.23})\times D\}]\ /\ (A+B)$$

(C－1)×0.106に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×{(C－1)×0.106＋D}、(B×1.23)又は{(B×1.23)×D}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

３　都道府県の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小

市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「生活保護費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市（福祉事務所設置町村を含む。）、都道府県の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、指定都市及び中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、「衛生費」及び「保健衛生費」にあつては特別区及び保健所設置市、指定都市、中核市並びにその他の市町村、都道府県の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「商工行政費」にあつては中小企業支援市、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四条に規定する市のうち中小企業支援市以外のもの（以下「計量市」という。）及びその他の市町村とする。

［六　同上］

［２～６　同上］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

［同左］

α　0.167

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$[A\times\{(C-1)\times\underline{0.107}+D\}+\{(B\times\underline{1.24})\times D\}]\ /\ (A+B)$$

(C－1)×0.107に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×{(C－1)×0.107＋D}、(B×1.24)又は{(B×1.24)×D}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

３　都道府県の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小

数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／A）－1.000｝×0.226］×B×C

0.154／Aが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A　18歳以下人口を令和２年人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B／（A×13.0）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

17.3×a×b－9.00×a×c

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.840を超えるときは2.840とする。

算式の符号

a　次の算式により算定した数（当該数に小数点第１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a1＋（a2－a1）×0.9

（a2－a1）が負数となるときは、０とする。

算式の符号

a1　当該合併関係市町村の人口

a2　令和８年改正前の省令第11条の２第４項算式の符号aの数

［略］

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Iは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A／0.280）×0.1＋0.9－1.000｝×B×C

A／0.280が1.000を下回る場合は1.000とする。

数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／A）－1.000｝×0.214］×B×C

0.154／Aが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B／（A×12.3）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.5×a×b－8.38×a×c

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.810を超えるときは2.810とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

［同左］

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Iは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A／0.280）×0.097＋0.903－1.000｝×B×C

A／0.280が1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A　65 歳以上人口を令和２年人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.37）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.9 × a × b × c

b が 3.310 を超えるときは 3.310 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

a　次の算式により算定した数（当該数に小数点第１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a1 ＋（a2 － a1）× 0.9

（a2 － a1）が負数となるときは、0 とする。

算式の符号

a1　当該合併関係市町村の人口

a2　令和８年改正前の省令第 11 条の２第６項算式の符号 a の数

b　a に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの合併関係市町村の人口段階による補正率の A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に定める率とを合算した率を a で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c　令和８年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧

算式の符号

A　65 歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.19）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.6 × a × b × c

b が 3.310 を超えるときは 3.310 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

b　当該合併関係市町村の人口に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの合併関係市町村の人口段階による補正率の A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c　令和７年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧

市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.152］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を令和２年人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.77＋（Ｃ／Ａ）×0.16

［略］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×2.00）

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

34.6×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

算式の符号

ａ　次の算式により算定した数（当該数に小数点第１位未満の端数があるときは、その端数

市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.154］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.78＋（Ｃ／Ａ）×0.15

［同左］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.96）

算式の符号

［同左］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

33.0×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

算式の符号

ａ　合併関係市町村の人口

を四捨五入する。）

算式

$(a1 + (a2 - a1)) \times 0.9$

（$a2 - a1$）が負数となるときは、０とする。

算式の符号

a1　当該合併関係市町村の人口

a2　令和８年改正前の省令第11条の２第９項算式の符号ａの数

ｂ　ａに別表第１（２）に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率をａで除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　［略］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によって算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　令和二年から令和六年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道

ｂ　当該合併関係市町村の人口に別表第１（２）に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　［同上］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によって算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　平成三十一年から令和五年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高

					市町村
路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	超過算定対象資本費単価	二　下水道費
［2　略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［三・四略］	［略］	［略］	［略］	［略］
海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した令和五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数				平成九年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係					［略］

					市町村
速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	超過算定対象資本費単価	二　下水道費
［2　同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［一　同上］
［同上］	［三・四同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数				平成八年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係					［同上］

る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十二を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十三円以上であること。

［⑵　略］

対象下水道事業に係る使用料単価を二一〇・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［略］

統合下水道であつて平成九年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（令和八年度繰出基準第７、８⑵アに該当する事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する

使用料単価比率

統合前の超過算定対象資本費単価

る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十五を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十六円以上であること。

［⑵　同上］

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇九・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［同上］

統合下水道であつて平成八年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合

使用料単価比率

統合前の超過算定対象資本費単価

組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十二を控除した数に、統合前対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十三円以上である

を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十五を控除した数に、統合前対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十六円以上である

			う。）を 0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 ［略］
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 0.702 ＋ 0.298 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 15.769 ［略］
	三　高等学校費	生徒数	算式 ｛（A ／ 1.789）× 0.8 ＋（B ／ 17.163）× 0.2｝× 0.44973 ［略］
	四　地域振興費	人口	算式 A × 247 ＋B × 99 ＋C ［略］
市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 A × α × 13.3 ＋B × 7.5 ＋C × 0.42 ＋D × 1.44 ＋E × 1.85 ＋F × β ［略］
	二　下水道費	人口	算式 1 ／（A × 110 円）×［（B × C × D × E）＋｛F －（B × C × D × E）｝× G］ F －（B × C × D × E）が負数となるときは、0 とする。 算式の符号 ［略］ E　平成 14 年度以降に供用を開始した事業　0.45 平成 9 年度から平成 13 年度までに供用を開始した事業　0.09 ［略］ G　次の算式によつて算定した数が 1 以上 5 以下のものにあつては 1.0、6 のものにあつては 0.9、7 のものにあつては 0.7、8 のものにあつては 0.5、9 のものにあつては 0.3、10 のものにあつては 0.1、それ以外のものにあつては 0

			う。）を 0.106（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 ［同左］
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 0.704 ＋ 0.296 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.113 ［同左］
	三　高等学校費	生徒数	算式 ｛（A ／ 1.760）× 0.8 ＋（B ／ 17.296）× 0.2｝× 0.52500 ［同左］
	四　地域振興費	人口	算式 A × 250 ＋B × 100 ＋C ［同左］
市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 A × α × 13.1 ＋B × 7.6 ＋C × 0.43 ＋D × 1.44 ＋E × 1.83 ＋F × β ［同左］
	二　下水道費	人口	算式 1 ／（A × 107 円）×［（B × C × D × E）＋｛F －（B × C × D × E）｝× G］ F －（B × C × D × E）が負数となるときは、0 とする。 算式の符号 ［同左］ E　平成 13 年度以降に供用を開始した事業　0.45 平成 8 年度から平成 12 年度までに供用を開始した事業　0.09 ［同左］ G　次の算式によつて算定した数が 1 以上 5 以下のものにあつては 1.0、6 のものにあつては 0.9、7 のものにあつては 0.7、8 のものにあつては 0.5、9 のものにあつては 0.3、10 のものにあつては 0.1、それ以外のものにあつては 0

算式 e － 2,018 ［略］			
三　地域振興費	人口		
算式 A ＋ B 算式の符号 ［略］ B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に 2.000 を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a × b 算式の符号 ［略］ b　人口 5,000,000 以上の市町村にあつては 6.999、人口 2,000,000 以上 5,000,000 未満の市町村にあつては 4.190、人口 1,000,000 以上 2,000,000 未満の市町村にあつては 3.072、人口 300,000 以上 1,000,000 未満の市町村にあつては 3.190、人口 300,000 未満の市町村にあつては 0.000			

４　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
市町村	一　その他の教育費	人口	算式 （B × 159 ＋ C × 173 ＋ D × 225）／ A ［略］ ［略］
	［二　略］	［略］	

算式 e － 2,017 ［同左］			
三　地域振興費	人口		
算式 A ＋ B 算式の符号 ［同左］ B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に 1.960 を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a × b 算式の符号 ［同左］ b　人口 5,000,000 以上の市町村にあつては 6.519、人口 2,000,000 以上 5,000,000 未満の市町村にあつては 3.936、人口 1,000,000 以上 2,000,000 未満の市町村にあつては 2.909、人口 300,000 以上 1,000,000 未満の市町村にあつては 2.914、人口 300,000 未満の市町村にあつては 0.000			

４　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
市町村	一　その他の教育費	人口	算式 （B × 207 ＋ C × 213 ＋ D × 306）／ A ［同左］ ［同上］
	［二　同上］	［同上］	

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=17}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}935{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}7}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}7}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}7}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{\text{令}7}(AJ_n \times AK_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{17} = \underline{0.00316}$ $C_{18} = 0.016$ $C_{19} = 0.016$

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=17}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}894{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{\text{令}6}(AJ_n \times AK_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{17} = \underline{0.017}$ $C_{18} = 0.016$ $C_{19} = 0.016$

C_{20} ＝ 0.01574

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{17} ＝ 0.00316

E_{18} ＝ 0.016

E_{19} ＝ 0.016

E_{20} ＝ 0.01574

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{17} ＝ 0.00526

G_{18} ＝ 0.027

G_{19} ＝ 0.026

G_{20} ＝ 0.02624

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

I_{17} ＝ 0.00842

I_{18} ＝ 0.042

I_{19} ＝ 0.042

I_{20} ＝ 0.04198

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財

C_{20} ＝ 0.01577

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{17} ＝ 0.017

E_{18} ＝ 0.016

E_{19} ＝ 0.016

E_{20} ＝ 0.01577

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{17} ＝ 0.031

G_{18} ＝ 0.027

G_{19} ＝ 0.026

G_{20} ＝ 0.02629

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

I_{17} ＝ 0.045

I_{18} ＝ 0.042

I_{19} ＝ 0.042

I_{20} ＝ 0.04206

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財

政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.01676

K_{22} ＝ 0.01677

L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.01676

M_{22} ＝ 0.01677

N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01676

O_{22} ＝ 0.01677

O_{23} ＝ 0.01683

政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.01678

K_{22} ＝ 0.01679

L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.01678

M_{22} ＝ 0.01679

N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01678

O_{22} ＝ 0.01679

O_{23} ＝ 0.01686

O_{24} ＝ 0.01702

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02794

Q_{22} ＝ 0.02795

Q_{23} ＝ 0.02806

Q_{24} ＝ 0.02837

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04470

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04471

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 17 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{17} ＝ 0.00526

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02863

O_{24} ＝ 0.01710

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02797

Q_{22} ＝ 0.02799

Q_{23} ＝ 0.02811

Q_{24} ＝ 0.02851

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04474

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04478

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 17 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{17} ＝ 0.031

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02866

W_{21} ＝ 0.02957

W_{22} ＝ 0.02864

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02957

Y_{22} ＝ 0.02864

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01642

AA_{24} ＝ 0.01657

AA_{25} ＝ 0.01679

AA_{26} ＝ 0.01734

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興

W_{21} ＝ 0.02959

W_{22} ＝ 0.02867

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02959

Y_{22} ＝ 0.02867

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01644

AA_{24} ＝ 0.01663

AA_{25} ＝ 0.01688

AA_{26} ＝ 0.01747

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興

特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01642

AC_{24} ＝ 0.01657

AC_{25} ＝ 0.01679

AC_{26} ＝ 0.01734

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04379

AE_{24} ＝ 0.04418

AE_{25} ＝ 0.04478

AE_{26} ＝ 0.04624

AE_{27} ＝ 0.04849

AE_{28} ＝ 0.0410

AE_{29} ＝ 0.0412

AE_{30} ＝ 0.04134

$AE_{令元}$＝ 0.04086

$AE_{令2}$ ＝ 0.04106

$AE_{令3}$ ＝ 0.04137

$AE_{令4}$ ＝ 0.04398

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

$AE_{令7}$ ＝ 0.01856

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02737

AG_{24} ＝ 0.02762

特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01644

AC_{24} ＝ 0.01663

AC_{25} ＝ 0.01688

AC_{26} ＝ 0.01747

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04385

AE_{24} ＝ 0.04434

AE_{25} ＝ 0.04500

AE_{26} ＝ 0.04658

AE_{27} ＝ 0.042

AE_{28} ＝ 0.0410

AE_{29} ＝ 0.0413

AE_{30} ＝ 0.0414

$AE_{令元}$＝ 0.0409

$AE_{令2}$ ＝ 0.04113

$AE_{令3}$ ＝ 0.04146

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02741

AG_{24} ＝ 0.02772

AG_{25} ＝ 0.02799
AG_{26} ＝ 0.02890
AG_{27} ＝ 0.03031
AG_{28} ＝ 0.0256
AG_{29} ＝ 0.0258
AG_{30} ＝ 0.02584
$AG_{令元}$ ＝ 0.02554
$AG_{令2}$ ＝ 0.02566
$AG_{令3}$ ＝ 0.02586
$AG_{令4}$ ＝ 0.02749
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721
$AG_{令7}$ ＝ 0.01160

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02737
AI_{24} ＝ 0.02762
AI_{25} ＝ 0.02799
AI_{26} ＝ 0.02890
AI_{27} ＝ 0.03031
AI_{28} ＝ 0.0256
AI_{29} ＝ 0.0258
AI_{30} ＝ 0.02584
$AI_{令元}$ ＝ 0.02554
$AI_{令2}$ ＝ 0.02566
$AI_{令3}$ ＝ 0.02586
$AI_{令4}$ ＝ 0.02749
$AI_{令5}$ ＝ 0.00479
$AI_{令6}$ ＝ 0.00721
$AI_{令7}$ ＝ 0.01160

AG_{25} ＝ 0.02813
AG_{26} ＝ 0.02912
AG_{27} ＝ 0.026
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0258
AG_{30} ＝ 0.02588
$AG_{令元}$ ＝ 0.02556
$AG_{令2}$ ＝ 0.02571
$AG_{令3}$ ＝ 0.02591
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02741
AI_{24} ＝ 0.02772
AI_{25} ＝ 0.02813
AI_{26} ＝ 0.02912
AI_{27} ＝ 0.026
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0258
AI_{30} ＝ 0.02588
$AI_{令元}$ ＝ 0.02556
$AI_{令2}$ ＝ 0.02571
$AI_{令3}$ ＝ 0.02591
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353
$AI_{令5}$ ＝ 0.00479
$AI_{令6}$ ＝ 0.00721

			AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 $AK_{26} = 0.02890$ $AK_{27} = 0.03031$ $AK_{28} = 0.0256$ $AK_{29} = 0.0258$ $AK_{30} = 0.02584$ $AK_{令元} = 0.02554$ $AK_{令2} = 0.02566$ $AK_{令3} = 0.02586$ $AK_{令4} = 0.02749$ $AK_{令5} = 0.00479$ $AK_{令6} = 0.00721$ $AK_{令7} = 0.01160$
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(G_n \times H_n)}{200{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令7}(I_n \times J_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $C_{17} = 0.00316$

			AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 $AK_{26} = 0.02912$ $AK_{27} = 0.026$ $AK_{28} = 0.0257$ $AK_{29} = 0.0258$ $AK_{30} = 0.02588$ $AK_{令元} = 0.02556$ $AK_{令2} = 0.02571$ $AK_{令3} = 0.02591$ $AK_{令4} = 0.00353$ $AK_{令5} = 0.00479$ $AK_{令6} = 0.00721$
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(G_n \times H_n)}{189{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令6}(I_n \times J_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $C_{17} = 0.016$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17} ＝ 0.00526

F　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和 50 年度において「昭和 50 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 50 年 12 月 1 日付自治地第 205 号各都道府県財政課長、地方課長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 50 年度補正予算債」という。）、昭和 51 年度において「昭和 51 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 1 月 10 日付自治地第 4 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 51 年度補正予算債」という。）、昭和 52 年度において「昭和 52 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 11 月 19 日付自治地第 192 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 52 年度補正予算債」という。）、昭和 53 年度において「昭和 53 年度地方債計画の改定に係る地方債の取扱いについて（昭和 53 年 9 月 26 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17} ＝ 0.027

F　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和 50 年度において「昭和 50 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 50 年 12 月 1 日付自治地第 205 号各都道府県財政課長、地方課長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 50 年度補正予算債」という。）、昭和 51 年度において「昭和 51 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 1 月 10 日付自治地第 4 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 51 年度補正予算債」という。）、昭和 52 年度において「昭和 52 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 11 月 19 日付自治地第 192 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 52 年度補正予算債」という。）、昭和 53 年度において「昭和 53 年度地方債計画の改定に係る地方債の取扱いについて（昭和 53 年 9 月 26 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地

方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 53 年度補正予算債」という。）、昭和 61 年度において「昭和 61 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 61 年 11 月 10 日付自治地第 189 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 61 年度補正予算債」という。）、昭和 62 年度において「昭和 62 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 62 年 9 月 19 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和 62 年度地方財政補正措置（第 2 次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和 63 年 2 月 26 日付自治地第 20 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 62 年度補正予算債」という。）、平成 4 年度において「平成 4 年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成 4 年 10 月 30 日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 4 年度補正予算債」という。）、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債並びに平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降におい

方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 53 年度補正予算債」という。）、昭和 61 年度において「昭和 61 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 61 年 11 月 10 日付自治地第 189 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 61 年度補正予算債」という。）、昭和 62 年度において「昭和 62 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 62 年 9 月 19 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和 62 年度地方財政補正措置（第 2 次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和 63 年 2 月 26 日付自治地第 20 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 62 年度補正予算債」という。）、平成 4 年度において「平成 4 年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成 4 年 10 月 30 日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 4 年度補正予算債」という。）、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債並びに平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降におい

て発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

G_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 17 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

H_{17} ＝ 0.00533
H_{18} ＝ 0.027
H_{19} ＝ 0.029
H_{20} ＝ 0.02863
H_{21} ＝ 0.02957
H_{22} ＝ 0.02864
H_{23} ＝ 0.02737
H_{24} ＝ 0.02762
H_{25} ＝ 0.02799
H_{26} ＝ 0.02890
H_{27} ＝ 0.03031
H_{28} ＝ 0.0256
H_{29} ＝ 0.0258
H_{30} ＝ 0.02584
$H_{令元}$ ＝ 0.02554
$H_{令2}$ ＝ 0.02566
$H_{令3}$ ＝ 0.02586

て発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

G_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 17 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

H_{17} ＝ 0.030
H_{18} ＝ 0.027
H_{19} ＝ 0.029
H_{20} ＝ 0.02866
H_{21} ＝ 0.02959
H_{22} ＝ 0.02867
H_{23} ＝ 0.02741
H_{24} ＝ 0.02772
H_{25} ＝ 0.02813
H_{26} ＝ 0.02912
H_{27} ＝ 0.026
H_{28} ＝ 0.0257
H_{29} ＝ 0.0258
H_{30} ＝ 0.02588
$H_{令元}$ ＝ 0.02556
$H_{令2}$ ＝ 0.02571
$H_{令3}$ ＝ 0.02591

			$H_{令4}$ ＝ 0.02749 $H_{令5}$ ＝ 0.00479 $H_{令6}$ ＝ 0.00721 $H_{令7}$ ＝ 0.01160				$H_{令4}$ ＝ 0.00353 $H_{令5}$ ＝ 0.00479 $H_{令6}$ ＝ 0.00721
			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額				I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
			$J_{令2}$ ＝ 0.07072 $J_{令3}$ ＝ 0.07126 $J_{令4}$ ＝ 0.07317 $J_{令5}$ ＝ 0.07505				$J_{令2}$ ＝ 0.07085 $J_{令3}$ ＝ 0.07142 $J_{令4}$ ＝ 0.07361 $J_{令5}$ ＝ 0.07566

			$J_{令6} = 0.07939$
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収
			$J_{令6} = 0.07869$ $J_{令7} = 0.08590$
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7} (C_n \times D_n)}{5{,}290\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収

に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17} ＝ 0.00533
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.027
D_{20} ＝ 0.02863
D_{21} ＝ 0.02957
D_{22} ＝ 0.02864
D_{23} ＝ 0.02737
D_{24} ＝ 0.02762
D_{25} ＝ 0.02799
D_{26} ＝ 0.02890
D_{27} ＝ 0.03031
D_{28} ＝ 0.0256
D_{29} ＝ 0.0258
D_{30} ＝ 0.02584
$D_{令元}$ ＝ 0.02554
$D_{令2}$ ＝ 0.02566
$D_{令3}$ ＝ 0.02586
$D_{令4}$ ＝ 0.02749
$D_{令5}$ ＝ 0.00479
$D_{令6}$ ＝ 0.00721
$D_{令7}$ ＝ 0.01160

漁港における外郭施設の延長	算式
	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(C_n \times D_n)}{4{,}260\text{円} \times A}$
	算式の符号

に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17} ＝ 0.030
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.027
D_{20} ＝ 0.02866
D_{21} ＝ 0.02959
D_{22} ＝ 0.02867
D_{23} ＝ 0.02741
D_{24} ＝ 0.02772
D_{25} ＝ 0.02813
D_{26} ＝ 0.02912
D_{27} ＝ 0.026
D_{28} ＝ 0.0257
D_{29} ＝ 0.0258
D_{30} ＝ 0.02588
$D_{令元}$ ＝ 0.02556
$D_{令2}$ ＝ 0.02571
$D_{令3}$ ＝ 0.02591
$D_{令4}$ ＝ 0.00353
$D_{令5}$ ＝ 0.00479
$D_{令6}$ ＝ 0.00721

漁港における外郭施設の延長	算式
	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n)}{4{,}430\text{円} \times A}$
	算式の符号

△

○

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年

○

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年

			度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
			D_{17} ＝ 0.00533
			D_{18} ＝ 0.027
			D_{19} ＝ 0.027
			D_{20} ＝ 0.02863
			D_{21} ＝ 0.02957
			D_{22} ＝ 0.02864
			D_{23} ＝ 0.02737
			D_{24} ＝ 0.02762
			D_{25} ＝ 0.02799
			D_{26} ＝ 0.02890
			D_{27} ＝ 0.03031
			D_{28} ＝ 0.0256
			D_{29} ＝ 0.0258
			D_{30} ＝ 0.02584
			$D_{令元}$ ＝ 0.02554
			$D_{令2}$ ＝ 0.02566
			$D_{令3}$ ＝ 0.02586
			$D_{令4}$ ＝ 0.02749
			$D_{令5}$ ＝ 0.00479
			$D_{令6}$ ＝ 0.00721
			$D_{令7}$ ＝ 0.01160
四	高等学校費	生徒数	算式
			$\dfrac{\sum_{n=13}^{14}(B_n \times C_n) + D_{令2} \times E_{令2}}{54{,}700\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			C_{13} ＝ 0.0072
			C_{14} ＝ 0.0093

			度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
			D_{17} ＝ 0.030
			D_{18} ＝ 0.027
			D_{19} ＝ 0.027
			D_{20} ＝ 0.02866
			D_{21} ＝ 0.02959
			D_{22} ＝ 0.02867
			D_{23} ＝ 0.02741
			D_{24} ＝ 0.02772
			D_{25} ＝ 0.02813
			D_{26} ＝ 0.02912
			D_{27} ＝ 0.026
			D_{28} ＝ 0.0257
			D_{29} ＝ 0.0258
			D_{30} ＝ 0.02588
			$D_{令元}$ ＝ 0.02556
			$D_{令2}$ ＝ 0.02571
			$D_{令3}$ ＝ 0.02591
			$D_{令4}$ ＝ 0.00353
			$D_{令5}$ ＝ 0.00479
			$D_{令6}$ ＝ 0.00721
四	高等学校費	生徒数	算式
			$\dfrac{\sum_{n=11}^{14}(B_n \times C_n) + D_{令2} \times E_{令2}}{52{,}000\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			C_{11} ＝ 0.0042
			C_{12} ＝ 0.0042
			C_{13} ＝ 0.0104
			C_{14} ＝ 0.0093

五　こども子育て費	十八歳以下人口	$D_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 $E_{令2} = 0.03765$ 算式 $\dfrac{\sum_{n=30}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(N_n \times O_n)}{107{,}000\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 $C_{30} = 0.03807$ $C_{令元} = 0.03794$ $C_{令2} = 0.03765$ $C_{令3} = 0.03036$ $C_{令4} = 0.03158$ $C_{令5} = 0.00665$ $C_{令6} = 0.01007$ $C_{令7} = 0.01623$ D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $E_{令2} = 0.02689$ $E_{令3} = 0.02169$ $E_{令4} = 0.02243$ $E_{令5} = 0.00475$ $E_{令6} = 0.00719$ $E_{令7} = 0.01160$

五　こども子育て費	十八歳以下人口	$D_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 $E_{令2} = 0.03006$ 算式 $\dfrac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{103{,}000\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 $C_{30} = 0.03813$ $C_{令元} = 0.03798$ $C_{令2} = 0.03006$ $C_{令3} = 0.03043$ $C_{令4} = 0.00483$ $C_{令5} = 0.00665$ $C_{令6} = 0.01007$ D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $E_{令2} = 0.02147$ $E_{令3} = 0.02174$ $E_{令4} = 0.00345$ $E_{令5} = 0.00475$ $E_{令6} = 0.00719$

六　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上	算式	F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.02689 $G_{令3}$＝0.02169 $G_{令4}$＝0.02243 $G_{令5}$＝0.00475 $G_{令6}$＝0.00719 $G_{令7}$＝0.01160 H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $I_{令6}$＝0.00719 $I_{令7}$＝0.01160 J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $K_{令6}$＝0.00431 $K_{令7}$＝0.00696 L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $M_{令6}$＝0.00719 $M_{令7}$＝0.01160 N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $O_{令6}$＝0.00431 $O_{令7}$＝0.00696

六　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上	算式	F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.02147 $G_{令3}$＝0.02174 $G_{令4}$＝0.00345 $G_{令5}$＝0.00475 $G_{令6}$＝0.00719 H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $I_{令6}$＝0.00719 J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $K_{令6}$＝0.00431 L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $M_{令6}$＝0.00719 N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $O_{令6}$＝0.00431

費

$$\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n)}{59{,}500\text{円}\times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = 0.053$

$C_{19} = 0.052$

$C_{20} = 0.05247$

$C_{21} = 0.05587$

$C_{22} = 0.05589$

$C_{23} = 0.05611$

$C_{24} = 0.03972$

$C_{25} = 0.04060$

$C_{26} = 0.04215$

$C_{27} = 0.04498$

$C_{28} = 0.0377$

$C_{29} = 0.0378$

$C_{30} = 0.03807$

$C_{令元} = 0.03794$

$C_{令2} = 0.03765$

$C_{令3} = 0.03036$

$C_{令4} = 0.03158$

$C_{令5} = 0.00665$

$C_{令6} = 0.01007$

$C_{令7} = 0.01623$

七　農業行政費　農家数

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 \\ + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times \\ 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=23}^{令7}(N_n \times O_n) + \sum_{n=23}^{令7}(P_n \\ \times Q_n) + \sum_{n=23}^{令7}(R_n \times S_n) + \sum_{n=23}^{令7}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(V_n \times W_n)\end{array}}{129{,}000\text{円}\times A}$$

費

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{58{,}700\text{円}\times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = 0.053$

$C_{19} = 0.052$

$C_{20} = 0.05258$

$C_{21} = 0.05593$

$C_{22} = 0.05597$

$C_{23} = 0.05621$

$C_{24} = 0.03991$

$C_{25} = 0.04086$

$C_{26} = 0.04254$

$C_{27} = 0.038$

$C_{28} = 0.0378$

$C_{29} = 0.0379$

$C_{30} = 0.03813$

$C_{令元} = 0.03798$

$C_{令2} = 0.03006$

$C_{令3} = 0.03043$

$C_{令4} = 0.00483$

$C_{令5} = 0.00665$

$C_{令6} = 0.01007$

七　農業行政費　農家数

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 \\ + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times \\ 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=22}^{令6}(N_n \times O_n) + \sum_{n=22}^{令6}(P_n \\ \times Q_n) + \sum_{n=22}^{令6}(R_n \times S_n) + \sum_{n=22}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(V_n \times W_n)\end{array}}{121{,}000\text{円}\times A}$$

$$+\sum_{n=23}^{令7}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=17}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=17}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が

$$+\sum_{n=22}^{令6}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=17}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=17}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が

平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団

平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団

から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限

から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限

る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

$O_{28} = 0.0422$

$O_{29} = 0.0422$

る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

$O_{28} = 0.0422$

$O_{29} = 0.0422$

O_{30} ＝ 0.04180 $O_{令元}$＝ 0.04180 $O_{令2}$ ＝ 0.04219 $O_{令3}$ ＝ 0.04259 $O_{令4}$ ＝ 0.04352 $O_{令5}$ ＝ 0.00450 $O_{令6}$ ＝ 0.00750 $O_{令7}$ ＝ 0.01189	O_{30} ＝ 0.04180 $O_{令元}$＝ 0.04180 $O_{令2}$ ＝ 0.04219 $O_{令3}$ ＝ 0.04259 $O_{令4}$ ＝ 0.00350 $O_{令5}$ ＝ 0.00450 $O_{令6}$ ＝ 0.00750
P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 23 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和 3 年度から令和 7 年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和 3 年度から令和 6 年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
Q_{23} ＝ 0.027	Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026	Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0241 Q_{30} ＝ 0.02364 $Q_{令元}$＝ 0.02337 $Q_{令2}$ ＝ 0.02377 $Q_{令3}$ ＝ 0.02443 $Q_{令4}$ ＝ 0.02565 $Q_{令5}$ ＝ 0.00700 $Q_{令6}$ ＝ 0.00975 $Q_{令7}$ ＝ 0.01475	Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0241 Q_{30} ＝ 0.02364 $Q_{令元}$＝ 0.02337 $Q_{令2}$ ＝ 0.02377 $Q_{令3}$ ＝ 0.02443 $Q_{令4}$ ＝ 0.00550 $Q_{令5}$ ＝ 0.00700 $Q_{令6}$ ＝ 0.00975
R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
S_{23} ＝ 0.044	S_{22} ＝ 0.045 S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044	S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044

S_{26} ＝ 0.043	S_{26} ＝ 0.043
S_{27} ＝ 0.042	S_{27} ＝ 0.042
S_{28} ＝ 0.0422	S_{28} ＝ 0.0422
S_{29} ＝ 0.0422	S_{29} ＝ 0.0422
S_{30} ＝ 0.04180	S_{30} ＝ 0.04180
$S_{令元}$＝ 0.04180	$S_{令元}$＝ 0.04180
$S_{令2}$ ＝ 0.04219	$S_{令2}$ ＝ 0.04219
$S_{令3}$ ＝ 0.04259	$S_{令3}$ ＝ 0.04259
$S_{令4}$ ＝ 0.04352	$S_{令4}$ ＝ 0.00350
$S_{令5}$ ＝ 0.00450	$S_{令5}$ ＝ 0.00450
$S_{令6}$ ＝ 0.00750	$S_{令6}$ ＝ 0.00750
$S_{令7}$ ＝ 0.01189	
T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
U_{23} ＝ 0.027	U_{22} ＝ 0.045
	U_{23} ＝ 0.027
U_{24} ＝ 0.026	U_{24} ＝ 0.026
U_{25} ＝ 0.026	U_{25} ＝ 0.026

U_{26} ＝ 0.025
U_{27} ＝ 0.024
U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.02443
$U_{令4}$ ＝ 0.02565
$U_{令5}$ ＝ 0.00700
$U_{令6}$ ＝ 0.00975
$U_{令7}$ ＝ 0.01475

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.02443
$W_{令4}$ ＝ 0.02565
$W_{令5}$ ＝ 0.00700
$W_{令6}$ ＝ 0.00975
$W_{令7}$ ＝ 0.01475

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規

U_{26} ＝ 0.025
U_{27} ＝ 0.024
U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.02443
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700
$U_{令6}$ ＝ 0.00975

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.02443
$W_{令4}$ ＝ 0.00550
$W_{令5}$ ＝ 0.00700
$W_{令6}$ ＝ 0.00975

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規

定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 23 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{23} ＝ 0.044

Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.04352
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

$Y_{令6}$ ＝ 0.00750
$Y_{令7}$ ＝ 0.01189

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふる

定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044

Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

$Y_{令6}$ ＝ 0.00750

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふる

さと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17} ＝ 0.00316

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01574

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{17} ＝ 0.00526

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02624

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01676

AE_{22} ＝ 0.01677

AE_{23} ＝ 0.01683

AE_{24} ＝ 0.01702

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か

さと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17} ＝ 0.016

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01577

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{17} ＝ 0.027

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02629

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01678

AE_{22} ＝ 0.01679

AE_{23} ＝ 0.01686

AE_{24} ＝ 0.01710

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か

八　林野行政費	公有以外の林野の面積	ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） AG_{21} ＝ 0.02794 AG_{22} ＝ 0.02795 AG_{23} ＝ 0.02806 AG_{24} ＝ 0.02837 算式 $\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}410\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 C_{17} ＝ 0.00316 C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01574 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） E_{17} ＝ 0.00526 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02624
八　林野行政費	公有以外の林野の面積	ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） AG_{21} ＝ 0.02797 AG_{22} ＝ 0.02799 AG_{23} ＝ 0.02811 AG_{24} ＝ 0.02851 算式 $\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}410\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 C_{17} ＝ 0.016 C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01577 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） E_{17} ＝ 0.027 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02629

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20} = 0.01574$

$G_{21} = 0.01676$

$G_{22} = 0.01677$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21} = 0.01676$

$I_{22} = 0.01677$

$I_{23} = 0.01683$

$I_{24} = 0.01702$

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21} = 0.02794$

$K_{22} = 0.02795$

$K_{23} = 0.02806$

$K_{24} = 0.02837$

九　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令7}(H_n \times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=17}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=18}^{令7}$$

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20} = 0.01577$

$G_{21} = 0.01678$

$G_{22} = 0.01679$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21} = 0.01678$

$I_{22} = 0.01679$

$I_{23} = 0.01686$

$I_{24} = 0.01710$

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21} = 0.02797$

$K_{22} = 0.02799$

$K_{23} = 0.02811$

$K_{24} = 0.02851$

九　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=17}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=17}^{令6}$$

$$\frac{563\text{円}\times A}{(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{令7}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} + AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令7}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令7}(AH_n \times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令7}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令6}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令7}(AT_n \times AU_n) + AV_{令4} \times AW_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AX'_n \times AY'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7}(AX''_n \times AY''_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AX'''_n \times AY'''_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AZ'_n \times BA'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7}(AZ''_n \times BA''_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=令7}^{令7}(BF_n \times BG_n)}$$

算式Ｉの符号

Ａ　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = \underline{0.00316}$

$C_{18} = 0.016$

$$\frac{750\text{円}\times A}{(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{令6}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} + AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令6}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令6}(AH_n \times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令6}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(AT_n \times AU_n) + AV_{令4} \times AW_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AX'_n \times AY'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AX''_n \times AY''_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AX'''_n \times AY'''_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AZ'_n \times BA''_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AZ''_n \times BA''_n)}$$

算式Ｉの符号

Ａ　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = \underline{0.016}$

$C_{18} = 0.016$

C_{19} ＝ 0.016
C_{20} ＝ 0.01574
C_{21} ＝ 0.01676
C_{22} ＝ 0.01677
C_{23} ＝ 0.01683
C_{24} ＝ 0.01702
C_{25} ＝ 0.01740
C_{26} ＝ 0.01786
C_{27} ＝ 0.01928
C_{28} ＝ 0.0162
C_{29} ＝ 0.0162
C_{30} ＝ 0.01632
$C_{令元}$ ＝ 0.01626
$C_{令2}$ ＝ 0.01613
$C_{令3}$ ＝ 0.01301
$C_{令4}$ ＝ 0.01353
$C_{令5}$ ＝ 0.00285
$C_{令6}$ ＝ 0.00431
$C_{令7}$ ＝ 0.00696

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{17} ＝ 0.00526
E_{18} ＝ 0.027
E_{19} ＝ 0.026
E_{20} ＝ 0.02624
E_{21} ＝ 0.02794
E_{22} ＝ 0.02795
E_{23} ＝ 0.02806
E_{24} ＝ 0.02837
E_{25} ＝ 0.02900
E_{26} ＝ 0.02977
E_{27} ＝ 0.03213
E_{28} ＝ 0.0270
E_{29} ＝ 0.0270

C_{19} ＝ 0.016
C_{20} ＝ 0.01577
C_{21} ＝ 0.01678
C_{22} ＝ 0.01679
C_{23} ＝ 0.01686
C_{24} ＝ 0.01710
C_{25} ＝ 0.01751
C_{26} ＝ 0.01823
C_{27} ＝ 0.016
C_{28} ＝ 0.0162
C_{29} ＝ 0.0162
C_{30} ＝ 0.01634
$C_{令元}$ ＝ 0.01628
$C_{令2}$ ＝ 0.01288
$C_{令3}$ ＝ 0.01304
$C_{令4}$ ＝ 0.00207
$C_{令5}$ ＝ 0.00285
$C_{令6}$ ＝ 0.00431

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{17} ＝ 0.027
E_{18} ＝ 0.027
E_{19} ＝ 0.026
E_{20} ＝ 0.02629
E_{21} ＝ 0.02797
E_{22} ＝ 0.02799
E_{23} ＝ 0.02811
E_{24} ＝ 0.02851
E_{25} ＝ 0.02919
E_{26} ＝ 0.03039
E_{27} ＝ 0.027
E_{28} ＝ 0.0270
E_{29} ＝ 0.02721

E_{30} ＝ 0.02720
$E_{令元}$＝ 0.02710
$E_{令2}$ ＝ 0.02689
$E_{令3}$ ＝ 0.02169
$E_{令4}$ ＝ 0.02256
$E_{令5}$ ＝ 0.00475
$E_{令6}$ ＝ 0.00719
$E_{令7}$ ＝ 0.01160

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.00526
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02624
G_{21} ＝ 0.02794
G_{22} ＝ 0.02795
G_{23} ＝ 0.02806
G_{24} ＝ 0.02837
G_{25} ＝ 0.02900
G_{26} ＝ 0.02977
G_{27} ＝ 0.03213
G_{28} ＝ 0.0270
G_{29} ＝ 0.0270
G_{30} ＝ 0.02720
$G_{令元}$＝ 0.02710
$G_{令2}$ ＝ 0.02689
$G_{令3}$ ＝ 0.02169
$G_{令4}$ ＝ 0.02256
$G_{令5}$ ＝ 0.00475
$G_{令6}$ ＝ 0.00719
$G_{令7}$ ＝ 0.01160

E_{30} ＝ 0.02724
$E_{令元}$＝ 0.02713
$E_{令2}$ ＝ 0.02147
$E_{令3}$ ＝ 0.02174
$E_{令4}$ ＝ 0.00345
$E_{令5}$ ＝ 0.00475
$E_{令6}$ ＝ 0.00719

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02629
G_{21} ＝ 0.02797
G_{22} ＝ 0.02799
G_{23} ＝ 0.02811
G_{24} ＝ 0.02851
G_{25} ＝ 0.02919
G_{26} ＝ 0.03039
G_{27} ＝ 0.027
G_{28} ＝ 0.0270
G_{29} ＝ 0.0271
G_{30} ＝ 0.02724
$G_{令元}$＝ 0.02713
$G_{令2}$ ＝ 0.02147
$G_{令3}$ ＝ 0.02174
$G_{令4}$ ＝ 0.00345
$G_{令5}$ ＝ 0.00475
$G_{令6}$ ＝ 0.00719

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03743

I_{22} ＝ 0.03745

I_{23} ＝ 0.03759

I_{24} ＝ 0.03802

I_{25} ＝ 0.03886

I_{26} ＝ 0.03989

I_{27} ＝ 0.04305

I_{28} ＝ 0.0361

I_{29} ＝ 0.0362

I_{30} ＝ 0.03644

$I_{令元}$＝ 0.03631

$I_{令2}$ ＝ 0.03603

$I_{令3}$ ＝ 0.02906

$I_{令4}$ ＝ 0.03022

$I_{令5}$ ＝ 0.00637

$I_{令6}$ ＝ 0.00963

$I_{令7}$ ＝ 0.01554

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 0.00526

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03747

I_{22} ＝ 0.03750

I_{23} ＝ 0.03766

I_{24} ＝ 0.03820

I_{25} ＝ 0.03911

I_{26} ＝ 0.04072

I_{27} ＝ 0.037

I_{28} ＝ 0.0362

I_{29} ＝ 0.0362

I_{30} ＝ 0.03649

$I_{令元}$＝ 0.03635

$I_{令2}$ ＝ 0.02877

$I_{令3}$ ＝ 0.02912

$I_{令4}$ ＝ 0.00462

$I_{令5}$ ＝ 0.00637

$I_{令6}$ ＝ 0.00963

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る

経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

N_{17} ＝ 0.00526

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02624

N_{21} ＝ 0.02794

N_{22} ＝ 0.02795

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

N_{17} ＝ 0.027

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02629

N_{21} ＝ 0.02797

N_{22} ＝ 0.02799

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

P_{20} ＝ 0.01020
P_{21} ＝ 0.01013
P_{22} ＝ 0.01076
P_{23} ＝ 0.01064
P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
P_{26} ＝ 0.012
P_{27} ＝ 0.000
P_{28} ＝ 0.0339
P_{29} ＝ 0.0000
P_{30} ＝ 0.00000
$P_{令元}$ ＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070
$P_{令5}$ ＝ 0.00000
$P_{令6}$　ア　栃木県、滋賀県及び鳥取県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01159
イ　三重県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02436
ウ　青森県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02898
$P_{令7}$ ＝ 0.01259

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
R_{17} ＝ 0.00421
R_{18} ＝ 0.021

P_{20} ＝ 0.01020
P_{21} ＝ 0.01013
P_{22} ＝ 0.01076
P_{23} ＝ 0.01064
P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
P_{26} ＝ 0.012
P_{27} ＝ 0.000
P_{28} ＝ 0.0339
P_{29} ＝ 0.0000
P_{30} ＝ 0.00000
$P_{令元}$ ＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070
$P_{令5}$ ＝ 0.00000
$P_{令6}$　ア　栃木県、滋賀県及び鳥取県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01159
イ　三重県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02436
ウ　青森県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02898

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
R_{17} ＝ 0.022
R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02099

R_{21} ＝ 0.02235

R_{22} ＝ 0.02236

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01676

T_{22} ＝ 0.01677

T_{23} ＝ 0.01683

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01676

V_{22} ＝ 0.01677

V_{23} ＝ 0.01683

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.02890

X_{27} ＝ 0.03031

X_{28} ＝ 0.0256

X_{29} ＝ 0.0258

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02103

R_{21} ＝ 0.02237

R_{22} ＝ 0.02239

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01678

T_{22} ＝ 0.01679

T_{23} ＝ 0.01686

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01678

V_{22} ＝ 0.01679

V_{23} ＝ 0.01686

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.02912

X_{27} ＝ 0.026

X_{28} ＝ 0.0257

X_{29} ＝ 0.0258

X_{30} ＝ 0.02584
$X_{令元}$＝ 0.02554
$X_{令2}$ ＝ 0.02566
$X_{令3}$ ＝ 0.02586
$X_{令4}$ ＝ 0.02749
$X_{令5}$ ＝ 0.00479
$X_{令6}$ ＝ 0.00721
$X_{令7}$ ＝ 0.01160

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.03213
Z_{28} ＝ 0.027

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0162

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和 6 年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AD_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行につ

X_{30} ＝ 0.02588
$X_{令元}$＝ 0.02556
$X_{令2}$ ＝ 0.02571
$X_{令3}$ ＝ 0.02591
$X_{令4}$ ＝ 0.00353
$X_{令5}$ ＝ 0.00479
$X_{令6}$ ＝ 0.00721

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.027
Z_{28} ＝ 0.027

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0162

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和 6 年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AD_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行につ

いて同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0270

AE_{30} ＝ 0.02720

$AE_{令元}$ ＝ 0.02710

$AE_{令2}$ ＝ 0.02689

$AE_{令3}$ ＝ 0.02169

$AE_{令4}$ ＝ 0.02256

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

$AE_{令6}$ ＝ 0.00719

$AE_{令7}$ ＝ 0.01160

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0162

AH_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01632

$AI_{令元}$ ＝ 0.01626

$AI_{令2}$ ＝ 0.01613

$AI_{令3}$ ＝ 0.01301

$AI_{令4}$ ＝ 0.01353

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

$AI_{令6}$ ＝ 0.00431

$AI_{令7}$ ＝ 0.00696

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数が

いて同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0271

AE_{30} ＝ 0.02724

$AE_{令元}$ ＝ 0.02713

$AE_{令2}$ ＝ 0.02147

$AE_{令3}$ ＝ 0.02174

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

$AE_{令6}$ ＝ 0.00719

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0162

AH_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01634

$AI_{令元}$ ＝ 0.01628

$AI_{令2}$ ＝ 0.01288

$AI_{令3}$ ＝ 0.01304

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

$AI_{令6}$ ＝ 0.00431

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数が

あるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。以下この号において同じ。）に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{30} ＝ 0.01632

$AK_{令元}$ ＝ 0.01626

$AK_{令2}$ ＝ 0.01613

$AK_{令3}$ ＝ 0.01301

$AK_{令4}$ ＝ 0.01353

$AK_{令5}$ ＝ 0.00285

$AK_{令6}$ ＝ 0.00431

$AK_{令7}$ ＝ 0.00696

β　当該都道府県の財政力指数に−0.20を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.58との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420に満たないときは0.420とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

あるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。以下この号において同じ。）に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{30} ＝ 0.01634

$AK_{令元}$ ＝ 0.01628

$AK_{令2}$ ＝ 0.01288

$AK_{令3}$ ＝ 0.01304

$AK_{令4}$ ＝ 0.00207

$AK_{令5}$ ＝ 0.00285

$AK_{令6}$ ＝ 0.00431

β　当該都道府県の財政力指数に−0.20を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.58との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420に満たないときは0.420とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0162
AM_{30} ＝ 0.01632
AM 令元＝ 0.01626
AM 令２ ＝ 0.01613
AM 令３ ＝ 0.01301
AM 令４ ＝ 0.01353
AM 令５ ＝ 0.00285
AM 令６ ＝ 0.00431

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01632
AO 令元＝ 0.01626
AO 令２ ＝ 0.01613
AO 令３ ＝ 0.01301
AO 令４ ＝ 0.01353
AO 令５ ＝ 0.00285
AO 令６ ＝ 0.00431
AO 令７ ＝ 0.00696

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01632
AQ 令元＝ 0.01626
AQ 令２ ＝ 0.01613
AQ 令３ ＝ 0.01301
AQ 令４ ＝ 0.01353
AQ 令５ ＝ 0.00285
AQ 令６ ＝ 0.00431
AQ 令７ ＝ 0.00696

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0162
AM_{30} ＝ 0.01634
AM 令元＝ 0.01628
AM 令２ ＝ 0.01288
AM 令３ ＝ 0.01304
AM 令４ ＝ 0.00207
AM 令５ ＝ 0.00285
AM 令６ ＝ 0.00431

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01634
AO 令元＝ 0.01628
AO 令２ ＝ 0.01288
AO 令３ ＝ 0.01304
AO 令４ ＝ 0.00207
AO 令５ ＝ 0.00285
AO 令６ ＝ 0.00431

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01634
AQ 令元＝ 0.01628
AQ 令２ ＝ 0.01288
AQ 令３ ＝ 0.01304
AQ 令４ ＝ 0.00207
AQ 令５ ＝ 0.00285
AQ 令６ ＝ 0.00431

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AS_{令3}$ ＝ 0.02169
$AS_{令4}$ ＝ 0.02256
$AS_{令5}$ ＝ 0.00475
$AS_{令6}$ ＝ 0.00719
$AS_{令7}$ ＝ 0.01160

AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AU_{令4}$ ＝ 0.02749
$AU_{令5}$ ＝ 0.00479
$AU_{令6}$ ＝ 0.00721
$AU_{令7}$ ＝ 0.01160

$AV_{令4}$　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$AW_{令4}$ ＝ 0.00838

γ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AX_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY_{令5}$ ＝ 0.00634

$AS_{令3}$ ＝ 0.02174
$AS_{令4}$ ＝ 0.00345
$AS_{令5}$ ＝ 0.00475
$AS_{令6}$ ＝ 0.00719

AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AU_{令4}$ ＝ 0.00353
$AU_{令5}$ ＝ 0.00479
$AU_{令6}$ ＝ 0.00721

$AV_{令4}$　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$AW_{令4}$ ＝ 0.00302

γ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AX_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY_{令5}$ ＝ 0.00634

$AY_{令6}$ ＝ 0.00908 $AY_{令7}$ ＝ 0.01363	$AY_{令6}$ ＝ 0.00908
AX'_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY'_{令5}$ ＝ 0.00380	AX'_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY'_{令5}$ ＝ 0.00380
$AY'_{令6}$ ＝ 0.00545 $AY'_{令7}$ ＝ 0.00818	$AY'_{令6}$ ＝ 0.00545
δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AX''_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY''_{令5}$ ＝ 0.00380	δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AX''_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY''_{令5}$ ＝ 0.00380
$AY''_{令6}$ ＝ 0.00545 $AY''_{令7}$ ＝ 0.00818	$AY''_{令6}$ ＝ 0.00545
AX'''_n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧、令和 6 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧及び令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧において定める事業（以下「電動バスの導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡	AX'''_n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧及び令和 6 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧において定める事業（以下「電動バスの導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合に

易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）	は、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）
$AY'''_{令5} = 0.00380$	$AY'''_{令5} = 0.00380$
$AY'''_{令6} = 0.00545$ $AY'''_{令7} = 0.00818$	$AY'''_{令6} = 0.00545$
AZ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA_{令5} = 0.00475$	AZ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA_{令5} = 0.00475$
$BA_{令6} = 0.00719$ $BA_{令7} = 0.01160$	$BA_{令6} = 0.00719$
AZ'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA'_{令5} = 0.00285$	AZ'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA'_{令5} = 0.00285$
$BA'_{令6} = 0.00431$ $BA'_{令7} = 0.00696$	$BA'_{令6} = 0.00431$
ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AZ''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA''_{令5} = 0.00285$	ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AZ''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $BA''_{令5} = 0.00285$
$BA''_{令6} = 0.00431$ $BA''_{令7} = 0.00696$	$BA''_{令6} = 0.00431$
BB_n　新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	

$BC_{令7} = 0.00696$

BD_n　「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）における集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いについて」（令和７年 10 月 22 日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）（以下「令和７年度集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いに係る事務連絡」という。）１(2)①（１(2)②又は１(2)③のいずれかに該当するもの。）に係るｎ年度において要した対象事業費から当該除却施設に係る土地価格相当額（令和７年度集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いに係る事務連絡２(2)①又は２(2)②）を控除した額に 9/10 を乗じて得た額に相当する額又は当該事業に要する経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の定める充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額のうち、いずれか少ない額

$BE_{令7} = 0.06128$

BF_n　「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて」（令和７年４月１日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市町村担当課、各都道府県情報政策担当課、各指定都市財政担当課及び各指定都市情報政策担当課あて事務連絡）（以下「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて」という。）１(1)①に係る経費（高等学校の学習用端末の整備を除く。）に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BG_{令7} = 0.10798$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令7}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令7}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(I_n \times J_n) + \sum_{n=18}^{令7}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + 563円 \times A}{\sum_{n=28}^{令7}(N_n \times O_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(P_n \times R_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令7}(P_n \times R_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令7}(Q_n \times R_n) \times 0.56}$$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令6}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(I_n \times J_n) + \sum_{n=17}^{令6}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + 750円 \times A}{\sum_{n=27}^{令6}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(Q_n \times S_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令6}(Q_n \times S_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令6}(R_n \times S_n) \times 0.56}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事

業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.021
D_{16} ＝ 0.018
D_{17} ＝ 0.01971
D_{18} ＝ 0.023
D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02331
D_{21} ＝ 0.02246
D_{22} ＝ 0.02202
D_{23} ＝ 0.02164
D_{24} ＝ 0.02167

業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.021
D_{16} ＝ 0.018
D_{17} ＝ 0.025
D_{18} ＝ 0.023
D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02333
D_{21} ＝ 0.02247
D_{22} ＝ 0.02204
D_{23} ＝ 0.02166
D_{24} ＝ 0.02171

D_{25} ＝ 0.02186
D_{26} ＝ 0.02197
D_{27} ＝ 0.02143
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0204
D_{30} ＝ 0.02006
$D_{令元}$ ＝ 0.01973
$D_{令2}$ ＝ 0.02022
$D_{令3}$ ＝ 0.00913
$D_{令4}$ ＝ 0.01229
$D_{令5}$ ＝ 0.00557
$D_{令6}$ ＝ 0.00799
$D_{令7}$ ＝ 0.01199

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.008
F_{17} ＝ 0.00876

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.047
H_{16} ＝ 0.041
H_{17} ＝ 0.04380
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05298
H_{21} ＝ 0.05104
H_{22} ＝ 0.05005
H_{23} ＝ 0.04919
H_{24} ＝ 0.04924

D_{25} ＝ 0.02193
D_{26} ＝ 0.02206
D_{27} ＝ 0.020
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0204
D_{30} ＝ 0.02008
$D_{令元}$ ＝ 0.01976
$D_{令2}$ ＝ 0.01078
$D_{令3}$ ＝ 0.00914
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557
$D_{令6}$ ＝ 0.00799

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.008
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.047
H_{16} ＝ 0.041
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05302
H_{21} ＝ 0.05106
H_{22} ＝ 0.05008
H_{23} ＝ 0.04923
H_{24} ＝ 0.04934

H_{25} ＝ 0.04969
H_{26} ＝ 0.04994
H_{27} ＝ 0.04870
H_{28} ＝ 0.0459
H_{29} ＝ 0.0463
H_{30} ＝ 0.04559
$H_{令元}$＝ 0.04485
$H_{令2}$ ＝ 0.04595
$H_{令3}$ ＝ 0.02074
$H_{令4}$ ＝ 0.02793
$H_{令5}$ ＝ 0.01267
$H_{令6}$ ＝ 0.01816
$H_{令7}$ ＝ 0.02725

I_n　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.01498
$J_{令4}$ ＝ 0.01706
$J_{令5}$ ＝ 0.00529
$J_{令6}$ ＝ 0.00908
$J_{令7}$ ＝ 0.01154

K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3

H_{25} ＝ 0.04983
H_{26} ＝ 0.05046
H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0459
H_{29} ＝ 0.0464
H_{30} ＝ 0.04564
$H_{令元}$＝ 0.04490
$H_{令2}$ ＝ 0.02449
$H_{令3}$ ＝ 0.02078
$H_{令4}$ ＝ 0.01005
$H_{令5}$ ＝ 0.01267
$H_{令6}$ ＝ 0.01816

I_n　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.01501
$J_{令4}$ ＝ 0.00406
$J_{令5}$ ＝ 0.00529
$J_{令6}$ ＝ 0.00908

K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3

第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

L_{18} ＝ 0.030

L_{19} ＝ 0.030
L_{20} ＝ 0.02959
L_{21} ＝ 0.02956
L_{22} ＝ 0.02970
L_{23} ＝ 0.02983
L_{24} ＝ 0.03073
L_{25} ＝ 0.03148
L_{26} ＝ 0.03304
L_{27} ＝ 0.03595
L_{28} ＝ 0.0301
L_{29} ＝ 0.0301
L_{30} ＝ 0.03018
$L_{令元}$ ＝ 0.02992
$L_{令2}$ ＝ 0.03027
$L_{令3}$ ＝ 0.03054
$L_{令4}$ ＝ 0.03257
$L_{令5}$ ＝ 0.00461

$L_{令6}$ ＝ 0.00731
$L_{令7}$ ＝ 0.01172
M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

L_{17} ＝ 0.030
L_{18} ＝ 0.030

L_{19} ＝ 0.030
L_{20} ＝ 0.02965
L_{21} ＝ 0.02960
L_{22} ＝ 0.02976
L_{23} ＝ 0.02991
L_{24} ＝ 0.03092
L_{25} ＝ 0.03176
L_{26} ＝ 0.03267
L_{27} ＝ 0.030
L_{28} ＝ 0.0301
L_{29} ＝ 0.0302
L_{30} ＝ 0.03024
$L_{令元}$ ＝ 0.02996
$L_{令2}$ ＝ 0.03033
$L_{令3}$ ＝ 0.03061
$L_{令4}$ ＝ 0.00321
$L_{令5}$ ＝ 0.00461

$L_{令6}$ ＝ 0.00731
M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額
N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

O_{28} ＝ 0.0630

O_{29} ＝ 0.0631

O_{30} ＝ 0.06325

$O_{令元}$ ＝ 0.06314

$O_{令2}$ ＝ 0.06343

$O_{令3}$ ＝ 0.06362

$O_{令4}$ ＝ 0.06537

$O_{令5}$ ＝ 0.00374

$O_{令6}$ ＝ 0.00561

$O_{令7}$ ＝ 0.00946

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$R_{令5}$ ＝ 0.01267

$R_{令6}$ ＝ 0.01816

$R_{令7}$ ＝ 0.02725

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.063

P_{28} ＝ 0.0631

P_{29} ＝ 0.0632

P_{30} ＝ 0.06339

$P_{令元}$ ＝ 0.06321

$P_{令2}$ ＝ 0.06354

$P_{令3}$ ＝ 0.06374

$P_{令4}$ ＝ 0.00261

$P_{令5}$ ＝ 0.00374

$P_{令6}$ ＝ 0.00561

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$ ＝ 0.01267

$S_{令6}$ ＝ 0.01816

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地

方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令7}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=28}^{令7}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令7}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$C_{13} = 0.0318$

$C_{14} = 0.0212$

$C_{15} = 0.0211$

$C_{16} = 0.0184$

$C_{17} = \underline{0.01971}$

$C_{18} = 0.0237$

$C_{19} = 0.0237$

$C_{20} = \underline{0.02384}$

方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令6}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$C_{13} = 0.0318$

$C_{14} = 0.0212$

$C_{15} = 0.0211$

$C_{16} = 0.0184$

$C_{17} = \underline{0.0248}$

$C_{18} = 0.0237$

$C_{19} = 0.0237$

$C_{20} = \underline{0.02386}$

C_{21} ＝ 0.02297
C_{22} ＝ 0.02252
C_{23} ＝ 0.02214
C_{24} ＝ 0.02216
C_{25} ＝ 0.02236
C_{26} ＝ 0.02260
C_{27} ＝ 0.02192
C_{28} ＝ 0.0207
C_{29} ＝ 0.0208
C_{30} ＝ 0.02052
$C_{令元}$＝ 0.02018
$C_{令2}$＝ 0.02068
$C_{令3}$＝ 0.00933
$C_{令4}$＝ 0.01257
$C_{令5}$＝ 0.00570
$C_{令6}$＝ 0.00817
$C_{令7}$＝ 0.01226

D　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

F　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

C_{21} ＝ 0.02298
C_{22} ＝ 0.02254
C_{23} ＝ 0.02215
C_{24} ＝ 0.02220
C_{25} ＝ 0.02242
C_{26} ＝ 0.02271
C_{27} ＝ 0.0202
C_{28} ＝ 0.0207
C_{29} ＝ 0.0209
C_{30} ＝ 0.02054
$C_{令元}$＝ 0.02021
$C_{令2}$＝ 0.01102
$C_{令3}$＝ 0.00935
$C_{令4}$＝ 0.00452
$C_{令5}$＝ 0.00570
$C_{令6}$＝ 0.00817

D　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

F　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

G_n　n 年度（平成 28 年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

H_{28} ＝ 0.0450
H_{29} ＝ 0.0450
H_{30} ＝ 0.04500
$H_{令元}$＝ 0.04500
$H_{令2}$ ＝ 0.04500
$H_{令3}$ ＝ 0.04500
$H_{令4}$ ＝ 0.04500
$H_{令5}$ ＝ 0.04500
$H_{令6}$ ＝ 0.04500
$H_{令7}$ ＝ 0.04500

I　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

J_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0300
K_{13} ＝ 0.0318
K_{14} ＝ 0.0212
K_{15} ＝ 0.0211

G_n　n 年度（平成 27 年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0450
H_{29} ＝ 0.0450
H_{30} ＝ 0.04500
$H_{令元}$＝ 0.04500
$H_{令2}$ ＝ 0.04500
$H_{令3}$ ＝ 0.04500
$H_{令4}$ ＝ 0.04500
$H_{令5}$ ＝ 0.04500
$H_{令6}$ ＝ 0.04500

I　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

J_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0300
K_{13} ＝ 0.0318
K_{14} ＝ 0.0212
K_{15} ＝ 0.0211

K_{16} ＝ 0.0184
K_{17} ＝ 0.01971
K_{18} ＝ 0.0237
K_{19} ＝ 0.0237
K_{20} ＝ 0.02384
K_{21} ＝ 0.02297
K_{22} ＝ 0.02252
K_{23} ＝ 0.02214
K_{24} ＝ 0.02216
K_{25} ＝ 0.02236
K_{26} ＝ 0.02260
K_{27} ＝ 0.02192
K_{28} ＝ 0.0207
K_{29} ＝ 0.0208
K_{30} ＝ 0.02052
$K_{令元}$ ＝ 0.02018
$K_{令2}$ ＝ 0.02068
$K_{令3}$ ＝ 0.00933
$K_{令4}$ ＝ 0.01257
$K_{令5}$ ＝ 0.00570
$K_{令6}$ ＝ 0.00817
$K_{令7}$ ＝ 0.01226

L　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地

K_{16} ＝ 0.0184
K_{17} ＝ 0.0248
K_{18} ＝ 0.0237
K_{19} ＝ 0.0237
K_{20} ＝ 0.02386
K_{21} ＝ 0.02298
K_{22} ＝ 0.02254
K_{23} ＝ 0.02215
K_{24} ＝ 0.02220
K_{25} ＝ 0.02242
K_{26} ＝ 0.02271
K_{27} ＝ 0.0202
K_{28} ＝ 0.0207
K_{29} ＝ 0.0209
K_{30} ＝ 0.02054
$K_{令元}$ ＝ 0.02021
$K_{令2}$ ＝ 0.01102
$K_{令3}$ ＝ 0.00935
$K_{令4}$ ＝ 0.00452
$K_{令5}$ ＝ 0.00570
$K_{令6}$ ＝ 0.00817

L　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地

方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2

方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2

条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業

条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業

（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 67 号）第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_{15}　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成 15 年度において発行を許可された地方債（平成 15 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係

（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 67 号）第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_{15}　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成 15 年度において発行を許可された地方債（平成 15 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係

るものを除く。）で総務大臣が調査した額

D_{15} ＝ 0.012

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事

るものを除く。）で総務大臣が調査した額

D_{15} ＝ 0.012

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事

業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.00210$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令7}(F_n \times G_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.00853$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04580$

業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.048$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04586$

C_{21} ＝ 0.04730	C_{21} ＝ 0.04734
C_{22} ＝ 0.04582	C_{22} ＝ 0.04586
D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額	D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額
E_{23} ＝ 0.04379	E_{23} ＝ 0.04385
E_{24} ＝ 0.04418	E_{24} ＝ 0.04434
E_{25} ＝ 0.04478	E_{25} ＝ 0.04500
E_{26} ＝ 0.04594	E_{26} ＝ 0.04658
E_{27} ＝ 0.04849	E_{27} ＝ 0.042
E_{28} ＝ 0.0410	E_{28} ＝ 0.0410
E_{29} ＝ 0.0412	E_{29} ＝ 0.0413
E_{30} ＝ 0.04134	E_{30} ＝ 0.04140
$E_{令元}$＝ 0.04086	$E_{令元}$＝ 0.04090
$E_{令2}$＝ 0.04106	$E_{令2}$＝ 0.04113
$E_{令3}$＝ 0.04137	$E_{令3}$＝ 0.04146
$E_{令4}$＝ 0.04398	$E_{令4}$＝ 0.00565
$E_{令5}$＝ 0.00766	$E_{令5}$＝ 0.00766
$E_{令6}$＝ 0.01154	$E_{令6}$＝ 0.01154
$E_{令7}$＝ 0.01856	
F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額	F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額
$G_{令元}$＝ 0.02554	$G_{令元}$＝ 0.02556
$G_{令2}$＝ 0.02566	$G_{令2}$＝ 0.02571
$G_{令3}$＝ 0.02586	$G_{令3}$＝ 0.02591
$G_{令4}$＝ 0.02749	$G_{令4}$＝ 0.00353
$G_{令5}$＝ 0.00479	$G_{令5}$＝ 0.00479
$G_{令6}$＝ 0.00721	$G_{令6}$＝ 0.00721
$G_{令7}$＝ 0.01160	
算式X	算式X
$\frac{B \times \alpha}{563円 \times A}$	$\frac{B \times \alpha}{750円 \times A}$
算式Xの符号	算式Xの符号
A　測定単位の数値	A　測定単位の数値
$B \quad \sum^{令7} (C_n \times D_n)$	$B \quad \sum^{令6} (C_n \times D_n)$

$\sum_{n=8}$	$\sum_{n=8}$
C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
$D_8 = 0.012$	$D_8 = 0.012$
$D_9 = 0.023$	$D_9 = 0.023$
$D_{10} = 0.025$	$D_{10} = 0.025$
$D_{11} = 0.024$	$D_{11} = 0.024$
$D_{12} = 0.025$	$D_{12} = 0.025$
$D_{13} = 0.015$	$D_{13} = 0.015$
$D_{14} = 0.009$	$D_{14} = 0.009$
$D_{15} = 0.000$	$D_{15} = 0.000$
$D_{16} = 0.000$	$D_{16} = 0.000$
$D_{17} = 0.00526$	$D_{17} = 0.027$
$D_{18} = 0.027$	$D_{18} = 0.027$
$D_{19} = 0.026$	$D_{19} = 0.026$
$D_{20} = 0.02624$	$D_{20} = 0.02629$
$D_{21} = 0.02794$	$D_{21} = 0.02797$
$D_{22} = 0.02795$	$D_{22} = 0.02799$
$D_{23} = 0.02806$	$D_{23} = 0.02811$
$D_{24} = 0.02837$	$D_{24} = 0.02851$
$D_{25} = 0.02900$	$D_{25} = 0.02919$
$D_{26} = 0.02977$	$D_{26} = 0.03039$
$D_{27} = 0.03213$	$D_{27} = 0.027$
$D_{28} = 0.0270$	$D_{28} = 0.0270$
$D_{29} = 0.0270$	$D_{29} = 0.0271$
$D_{30} = 0.02720$	$D_{30} = 0.02724$
$D_{令元} = 0.02710$	$D_{令元} = 0.02713$
$D_{令2} = 0.02689$	$D_{令2} = 0.02147$
$D_{令3} = 0.02169$	$D_{令3} = 0.02174$
$D_{令4} = 0.02256$	$D_{令4} = 0.00345$
$D_{令5} = 0.00475$	$D_{令5} = 0.00475$
$D_{令6} = 0.00719$	$D_{令6} = 0.00719$
$D_{令7} = 0.01160$	
α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の	α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の

端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = \underline{0.00105}$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = \underline{0.00525}$

$C_{21} = 0.00559$

$C_{22} = \underline{0.00559}$

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{令7}(D_n \times E_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において

端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = \underline{0.005}$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = \underline{0.00526}$

$C_{21} = 0.00559$

$C_{22} = \underline{0.00560}$

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{令6}(D_n \times E_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において

発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027
C_{19} ＝ 0.026
C_{20} ＝ 0.02624
C_{21} ＝ 0.02794
C_{22} ＝ 0.02795
C_{23} ＝ 0.02806
C_{24} ＝ 0.02837
C_{25} ＝ 0.02900
C_{26} ＝ 0.02977
C_{27} ＝ 0.03213
C_{28} ＝ 0.0270
C_{29} ＝ 0.0270
C_{30} ＝ 0.02720
$C_{令元}$ ＝ 0.02710
$C_{令2}$ ＝ 0.02689
$C_{令3}$ ＝ 0.02169
$C_{令4}$ ＝ 0.02256
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719
$C_{令7}$ ＝ 0.01160

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03673
E_{21} ＝ 0.03911
E_{22} ＝ 0.03912
E_{23} ＝ 0.03928
E_{24} ＝ 0.03972
E_{25} ＝ 0.04060

発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027
C_{19} ＝ 0.026
C_{20} ＝ 0.02629
C_{21} ＝ 0.02797
C_{22} ＝ 0.02799
C_{23} ＝ 0.02811
C_{24} ＝ 0.02851
C_{25} ＝ 0.02919
C_{26} ＝ 0.03039
C_{27} ＝ 0.027
C_{28} ＝ 0.0271
C_{29} ＝ 0.0271
C_{30} ＝ 0.02724
$C_{令元}$ ＝ 0.02713
$C_{令2}$ ＝ 0.02147
$C_{令3}$ ＝ 0.02174
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03681
E_{21} ＝ 0.03915
E_{22} ＝ 0.03918
E_{23} ＝ 0.03935
E_{24} ＝ 0.03991
E_{25} ＝ 0.04086

E_{26} ＝ 0.04167
E_{27} ＝ 0.04498
E_{28} ＝ 0.0377
E_{29} ＝ 0.0378
E_{30} ＝ 0.03807
$E_{令元}$＝ 0.03794
$E_{令2}$ ＝ 0.03765
$E_{令3}$ ＝ 0.03036
$E_{令4}$ ＝ 0.03158
$E_{令5}$ ＝ 0.00665
$E_{令6}$ ＝ 0.01007
$E_{令7}$ ＝ 0.01623

算式ＸⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) \times 0.00316 + \sum_{n=22}^{令7}(D_n \times E_n) \times 0.00316 + F_{21} \times G_{21} \times 0.01958 + \sum_{n=17}^{令7}(H_n \times I_n) \times 0.00526 + \sum_{n=17}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.00316 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=17}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.01052 + \sum_{n=17}^{令6}(N_n \times O_n) \times 0.00316 + \sum_{n=17}^{令7}(P_n \times Q_n) \times 0.00526 + \sum_{n=18}^{令7}(R_n \times S_n) \times 1.000 + \sum_{n=令7}^{令7}(T_n \times U_n) \times 0.00316}{563\text{円} \times A} - 0.04440 \times \beta$$

当該率が負数となるときは０とする。

算式ＸⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 17 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 1.000

E_{26} ＝ 0.04254
E_{27} ＝ 0.038
E_{28} ＝ 0.0378
E_{29} ＝ 0.0379
E_{30} ＝ 0.03813
$E_{令元}$＝ 0.03798
$E_{令2}$ ＝ 0.03006
$E_{令3}$ ＝ 0.03043
$E_{令4}$ ＝ 0.00483
$E_{令5}$ ＝ 0.00665
$E_{令6}$ ＝ 0.01007

算式ＸⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum_{n=22}^{令6}(D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times G_{21} \times 0.01959 + \sum_{n=17}^{令6}(H_n \times I_n) \times 0.030 + \sum_{n=17}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.018 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=17}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.060 + \sum_{n=22}^{22}(N_n \times O_n) \times 0.00008 \times 0.75 + \sum_{n=22}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00005 \times 0.50 + \sum_{n=17}^{令6}(R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=17}^{令6}(T_n \times U_n) \times 0.030 + \sum_{n=18}^{令6}(V_n \times W_n) \times 1.000}{750\text{円} \times A} - 0.04702 \times \beta$$

当該率が負数となるときは０とする。

算式ＸⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 17 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 1.000

C_{18} ＝ 5.038
C_{19} ＝ 4.943
C_{20} ＝ 4.98764
C_{21} ＝ 5.31084
C_{22} ＝ 5.31274
C_{23} ＝ 5.33365
C_{24} ＝ 5.39354
C_{25} ＝ 5.51331
C_{26} ＝ 5.72338
C_{27} ＝ 6.10837
C_{28} ＝ 5.1236
C_{29} ＝ 5.1331
C_{30} ＝ 5.17015
$C_{令元}$ ＝ 5.15209
$C_{令2}$ ＝ 5.11217
$C_{令3}$ ＝ 4.12262
$C_{令4}$ ＝ 4.28802
$C_{令5}$ ＝ 0.90304
$C_{令6}$ ＝ 1.36692
$C_{令7}$ ＝ 2.20437

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 5.31274
E_{23} ＝ 5.33365
E_{24} ＝ 5.39354
E_{25} ＝ 5.51331
E_{26} ＝ 5.72338
E_{27} ＝ 6.10837
E_{28} ＝ 5.1236
E_{29} ＝ 5.1331
E_{30} ＝ 5.17015
$E_{令元}$ ＝ 5.15209
$E_{令2}$ ＝ 5.11217
$E_{令3}$ ＝ 4.12262

C_{18} ＝ 0.981
C_{19} ＝ 0.963
C_{20} ＝ 0.97370
C_{21} ＝ 1.03574
C_{22} ＝ 1.03648
C_{23} ＝ 1.04093
C_{24} ＝ 1.05574
C_{25} ＝ 1.08093
C_{26} ＝ 1.12537
C_{27} ＝ 1.019
C_{28} ＝ 1.0000
C_{29} ＝ 1.0019
C_{30} ＝ 1.00870
$C_{令元}$ ＝ 1.00481
$C_{令2}$ ＝ 0.79519
$C_{令3}$ ＝ 0.80500
$C_{令4}$ ＝ 0.12778
$C_{令5}$ ＝ 0.17593
$C_{令6}$ ＝ 0.26630

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.03648
E_{23} ＝ 1.04093
E_{24} ＝ 1.05574
E_{25} ＝ 1.08093
E_{26} ＝ 1.12537
E_{27} ＝ 1.019
E_{28} ＝ 1.0000
E_{29} ＝ 1.0019
E_{30} ＝ 1.00870
$E_{令元}$ ＝ 1.00481
$E_{令2}$ ＝ 0.79519
$E_{令3}$ ＝ 0.80500

$E_{令4}$＝4.28802

$E_{令5}$＝0.90304

$E_{令6}$＝1.36692

$E_{令7}$＝2.20437

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}＝1.000

I_{18}＝5.038

I_{19}＝4.943

I_{20}＝4.98764

I_{21}＝5.31084

I_{22}＝5.31274

I_{23}＝5.33365

I_{24}＝5.39354

I_{25}＝5.51331

I_{26}＝5.72338

I_{27}＝6.10837

I_{28}＝5.1236

I_{29}＝5.1331

$E_{令4}$＝0.12778

$E_{令5}$＝0.17593

$E_{令6}$＝0.26630

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}＝1.000

I_{18}＝0.981

I_{19}＝0.963

I_{20}＝0.97370

I_{21}＝1.03574

I_{22}＝1.03648

I_{23}＝1.04093

I_{24}＝1.05574

I_{25}＝1.08093

I_{26}＝1.12537

I_{27}＝1.019

I_{28}＝1.0000

I_{29}＝1.0019

I_{30} ＝ 5.17015
$I_{令元}$ ＝ 5.15209
$I_{令2}$ ＝ 5.11217
$I_{令3}$ ＝ 4.12262
$I_{令4}$ ＝ 4.28802
$I_{令5}$ ＝ 0.90304
$I_{令6}$ ＝ 1.36692
$I_{令7}$ ＝ 2.20437

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 1.000
K_{18} ＝ 5.038
K_{19} ＝ 4.943

α　当該都道府県の財政力指数に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{17} ＝ 1.000
M_{18} ＝ 5.038
M_{19} ＝ 4.943

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると

I_{30} ＝ 1.00870
$I_{令元}$ ＝ 1.00481
$I_{令2}$ ＝ 0.79519
$I_{令3}$ ＝ 0.80500
$I_{令4}$ ＝ 0.12778
$I_{令5}$ ＝ 0.17593
$I_{令6}$ ＝ 0.26630

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 1.000
K_{18} ＝ 0.981
K_{19} ＝ 0.963

α　当該都道府県の財政力指数に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{17} ＝ 1.000
M_{18} ＝ 0.981
M_{19} ＝ 0.963

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{22} ＝ 1.00000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 5.038
O_{19} ＝ 4.943
O_{20} ＝ 4.98764
O_{21} ＝ 5.31084
O_{22} ＝ 5.31274
O_{23} ＝ 5.33365
O_{24} ＝ 5.39354
O_{25} ＝ 5.51331
O_{26} ＝ 5.72338
O_{27} ＝ 6.10837
O_{28} ＝ 5.1236
O_{29} ＝ 5.1331
O_{30} ＝ 5.17015
$O_{令元}$ ＝ 5.15209
$O_{令2}$ ＝ 5.11217
$O_{令3}$ ＝ 4.12262
$O_{令4}$ ＝ 4.28802
$O_{令5}$ ＝ 0.90304
$O_{令6}$ ＝ 1.36692

P_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

P_{17} ＝ 1.000
P_{18} ＝ 5.038

地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{22} ＝ 1.00000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{17} ＝ 1.000
S_{18} ＝ 0.981
S_{19} ＝ 0.963
S_{20} ＝ 0.97300
S_{21} ＝ 1.03574
S_{22} ＝ 1.03648
S_{23} ＝ 1.04093
S_{24} ＝ 1.05574
S_{25} ＝ 1.08093
S_{26} ＝ 1.12537
S_{27} ＝ 1.019
S_{28} ＝ 1.0000
S_{29} ＝ 1.0019
S_{30} ＝ 1.00870
$S_{令元}$ ＝ 1.00481
$S_{令2}$ ＝ 0.79519
$S_{令3}$ ＝ 0.80500
$S_{令4}$ ＝ 0.12778
$S_{令5}$ ＝ 0.17593
$S_{令6}$ ＝ 0.26630

T_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{17} ＝ 1.000
U_{18} ＝ 0.981

P_{19} ＝ 4.943
P_{20} ＝ 4.98764
P_{21} ＝ 5.31084
P_{22} ＝ 5.31274
P_{23} ＝ 5.33365
P_{24} ＝ 5.39354
P_{25} ＝ 5.51331
P_{26} ＝ 5.72338
P_{27} ＝ 6.10837
P_{28} ＝ 5.1236
P_{29} ＝ 5.1331
P_{30} ＝ 5.17015
$P_{令元}$ ＝ 5.15209
$P_{令2}$ ＝ 5.11217
$P_{令3}$ ＝ 4.12262
$P_{令4}$ ＝ 4.28802
$P_{令5}$ ＝ 0.90304

$P_{令6}$ ＝ 1.36692
$P_{令7}$ ＝ 2.20437

R_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{18} ＝ 0.021
S_{19} ＝ 0.021
S_{20} ＝ 0.02099
S_{21} ＝ 0.02235
S_{22} ＝ 0.02236
S_{23} ＝ 0.02244
S_{24} ＝ 0.02270
S_{25} ＝ 0.02320
S_{26} ＝ 0.02408
S_{27} ＝ 0.02570
S_{28} ＝ 0.0216
S_{29} ＝ 0.0216

U_{19} ＝ 0.963
U_{20} ＝ 0.97370
U_{21} ＝ 1.03574
U_{22} ＝ 1.03648
U_{23} ＝ 1.04093
U_{24} ＝ 1.05574
U_{25} ＝ 1.08093
U_{26} ＝ 1.12537
U_{27} ＝ 1.019
U_{28} ＝ 1.0000
U_{29} ＝ 1.0019
U_{30} ＝ 1.00870
$U_{令元}$ ＝ 1.00481
$U_{令2}$ ＝ 0.79519
$U_{令3}$ ＝ 0.80500
$U_{令4}$ ＝ 0.12778
$U_{令5}$ ＝ 0.17593

$U_{令6}$ ＝ 0.26630

V_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18} ＝ 0.021
W_{19} ＝ 0.021
W_{20} ＝ 0.02103
W_{21} ＝ 0.02237
W_{22} ＝ 0.02239
W_{23} ＝ 0.02248
W_{24} ＝ 0.02280
W_{25} ＝ 0.02235
W_{26} ＝ 0.02431
W_{27} ＝ 0.022
W_{28} ＝ 0.0216
W_{29} ＝ 0.0216

S_{30} ＝ 0.02176

$S_{令元}$ ＝ 0.02168

$S_{令2}$ ＝ 0.02151

$S_{令3}$ ＝ 0.01735

$S_{令4}$ ＝ 0.01804

$S_{令5}$ ＝ 0.00380

$S_{令6}$ ＝ 0.00575

$S_{令7}$ ＝ 0.00928

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興防災道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$U_{令7}$ ＝ 2.20437

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令7}(F_n \times G_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{17} ＝ 0.00473

C_{18} ＝ 0.024

C_{19} ＝ 0.023

C_{20} ＝ 0.02361

C_{21} ＝ 0.02514

W_{30} ＝ 0.02179

$W_{令元}$ ＝ 0.02170

$W_{令2}$ ＝ 0.01718

$W_{令3}$ ＝ 0.01739

$W_{令4}$ ＝ 0.00276

$W_{令5}$ ＝ 0.00380

$W_{令6}$ ＝ 0.00575

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{17} ＝ 0.024

C_{18} ＝ 0.024

C_{19} ＝ 0.023

C_{20} ＝ 0.02366

C_{21} ＝ 0.02517

C_{22} ＝ 0.02515
C_{23} ＝ 0.02525
C_{24} ＝ 0.02553
C_{25} ＝ 0.02610
C_{26} ＝ 0.02679
C_{27} ＝ 0.02892
C_{28} ＝ 0.0243
C_{29} ＝ 0.0243
C_{30} ＝ 0.02448
$C_{令元}$＝ 0.02439
$C_{令2}$ ＝ 0.02420
$C_{令3}$ ＝ 0.01952
$C_{令4}$ ＝ 0.02030
$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00647
$C_{令7}$ ＝ 0.01044

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{17} ＝ 0.00316
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01574
E_{21} ＝ 0.01676
E_{22} ＝ 0.01677
E_{23} ＝ 0.01683
E_{24} ＝ 0.01702
E_{25} ＝ 0.01740
E_{26} ＝ 0.01786
E_{27} ＝ 0.01928
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0162
E_{30} ＝ 0.01632

C_{22} ＝ 0.02519
C_{23} ＝ 0.02529
C_{24} ＝ 0.02565
C_{25} ＝ 0.02627
C_{26} ＝ 0.02735
C_{27} ＝ 0.025
C_{28} ＝ 0.0243
C_{29} ＝ 0.0243
C_{30} ＝ 0.02451
$C_{令元}$＝ 0.02442
$C_{令2}$ ＝ 0.01932
$C_{令3}$ ＝ 0.01956
$C_{令4}$ ＝ 0.00311
$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00647

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01577
E_{21} ＝ 0.01678
E_{22} ＝ 0.01679
E_{23} ＝ 0.01686
E_{24} ＝ 0.01710
E_{25} ＝ 0.01751
E_{26} ＝ 0.01823
E_{27} ＝ 0.016
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0162
E_{30} ＝ 0.01634

$E_{令元}$＝0.01626
$E_{令2}$＝0.01613
$E_{令3}$＝0.01301
$E_{令4}$＝0.01353
$E_{令5}$＝0.00285
$E_{令6}$＝0.00431
$E_{令7}$＝0.00696

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01740
G_{26}＝0.01786
G_{27}＝0.01928
G_{28}＝0.0162
G_{29}＝0.0162
G_{30}＝0.01632
$G_{令元}$＝0.01626
$G_{令2}$＝0.01613
$G_{令3}$＝0.01301
$G_{令4}$＝0.01353
$G_{令5}$＝0.00285
$G_{令6}$＝0.00431
$G_{令7}$＝0.00696

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令元}$＝0.01628
$E_{令2}$＝0.01288
$E_{令3}$＝0.01304
$E_{令4}$＝0.00207
$E_{令5}$＝0.00285
$E_{令6}$＝0.00431

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01751
G_{26}＝0.01823
G_{27}＝0.016
G_{28}＝0.0162
G_{29}＝0.0162
G_{30}＝0.01634
$G_{令元}$＝0.01628
$G_{令2}$＝0.01288
$G_{令3}$＝0.01304
$G_{令4}$＝0.00207
$G_{令5}$＝0.00285
$G_{令6}$＝0.00431

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令5}$＝0.00428

$C_{令6}$＝0.00647

$C_{令7}$＝0.01044

算式ⅩⅥ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円}\times A}$$

算式ⅩⅥの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24}＝0.03972

C_{25}＝0.04060

C_{26}＝0.04167

C_{27}＝0.04498

C_{28}＝0.0377

C_{29}＝0.0378

C_{30}＝0.03807

$C_{令元}$＝0.03794

$C_{令2}$＝0.03765

$C_{令3}$＝0.03036

$C_{令4}$＝0.03158

$C_{令5}$＝0.00665

$C_{令6}$＝0.01007

$C_{令7}$＝0.01623

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円}\times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24}＝0.02837

$C_{令5}$＝0.00428

$C_{令6}$＝0.00817

算式ⅩⅥ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ⅩⅥの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24}＝0.03991

C_{25}＝0.04086

C_{26}＝0.04201

C_{27}＝0.038

C_{28}＝0.0378

C_{29}＝0.0379

C_{30}＝0.03813

$C_{令元}$＝0.03798

$C_{令2}$＝0.03006

$C_{令3}$＝0.03043

$C_{令4}$＝0.00483

$C_{令5}$＝0.00665

$C_{令6}$＝0.01007

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24}＝0.02851

C_{25} ＝ 0.02900 C_{26} ＝ 0.02977 C_{27} ＝ 0.03213 C_{28} ＝ 0.0270 C_{29} ＝ 0.0270 C_{30} ＝ 0.02720 $C_{令元}$＝ 0.02710 $C_{令2}$＝ 0.02689 $C_{令3}$＝ 0.02169 $C_{令4}$＝ 0.02256 $C_{令5}$＝ 0.00475	C_{25} ＝ 0.02919 C_{26} ＝ 0.03039 C_{27} ＝ 0.027 C_{28} ＝ 0.0270 C_{29} ＝ 0.0271 C_{30} ＝ 0.02724 $C_{令元}$＝ 0.02713 $C_{令2}$＝ 0.02147 $C_{令3}$＝ 0.02174 $C_{令4}$＝ 0.00345 $C_{令5}$＝ 0.00475
$C_{令6}$＝ 0.00719 $C_{令7}$＝ 0.01160	$C_{令6}$＝ 0.00719
算式ⅩⅧ	算式ⅩⅧ
$\frac{\sum_{n=26}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{ 円}\times A}$	$\frac{\sum_{n=26}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{ 円}\times A}$
算式ⅩⅧの符号 A　測定単位の数値 B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 C_{26} ＝ 0.02977 C_{27} ＝ 0.03213 C_{28} ＝ 0.0270 C_{29} ＝ 0.0270 C_{30} ＝ 0.02720 $C_{令元}$＝ 0.02710 $C_{令2}$＝ 0.02689 $C_{令3}$＝ 0.02169 $C_{令4}$＝ 0.02256 $C_{令5}$＝ 0.00475	算式ⅩⅧの符号 A　測定単位の数値 B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 C_{26} ＝ 0.03039 C_{27} ＝ 0.027 C_{28} ＝ 0.0270 C_{29} ＝ 0.0271 C_{30} ＝ 0.02724 $C_{令元}$＝ 0.02713 $C_{令2}$＝ 0.02147 $C_{令3}$＝ 0.02174 $C_{令4}$＝ 0.00345 $C_{令5}$＝ 0.00475
$C_{令6}$＝ 0.00719 $C_{令7}$＝ 0.01160	$C_{令6}$＝ 0.00719
算式ⅩⅨ	算式ⅩⅨ
$B \times \alpha \times 0.475$	$B \times \alpha \times 0.475$

563 円× A

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{563\text{ 円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定

750 円× A

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{750\text{ 円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定

する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0378

D_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{29} ＝ 0.0270

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0270

C_{30} ＝ 0.02720

$C_{令元}$ ＝ 0.02710

$C_{令2}$ ＝ 0.02689

$C_{令3}$ ＝ 0.02169

$C_{令4}$ ＝ 0.02256

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

$C_{令6}$ ＝ 0.00719

$C_{令7}$ ＝ 0.01160

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令7}(D_n \times E_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育

する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0379

D_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{29} ＝ 0.0271

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0271

C_{30} ＝ 0.02724

$C_{令元}$ ＝ 0.02713

$C_{令2}$ ＝ 0.02147

$C_{令3}$ ＝ 0.02174

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

$C_{令6}$ ＝ 0.00719

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令6}(D_n \times E_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育

△

○

施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03807

$C_{令元}$＝ 0.03794

$C_{令2}$＝ 0.03765

$C_{令3}$＝ 0.03036

$C_{令4}$＝ 0.03158

$C_{令5}$＝ 0.00665

$C_{令6}$＝ 0.01007

$C_{令7}$＝ 0.01623

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03807

$E_{令元}$＝ 0.03794

$E_{令2}$＝ 0.03765

$E_{令3}$＝ 0.03036

$E_{令4}$＝ 0.03158

$E_{令5}$＝ 0.00665

$E_{令6}$＝ 0.01007

$E_{令7}$＝ 0.01623

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝ 0.03765

○

施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03813

$C_{令元}$＝ 0.03798

$C_{令2}$＝ 0.03006

$C_{令3}$＝ 0.03043

$C_{令4}$＝ 0.00483

$C_{令5}$＝ 0.00665

$C_{令6}$＝ 0.01007

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03813

$E_{令元}$＝ 0.03798

$E_{令2}$＝ 0.03006

$E_{令3}$＝ 0.03043

$E_{令4}$＝ 0.00483

$E_{令5}$＝ 0.00665

$E_{令6}$＝ 0.01007

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝ 0.03011

算式ＸＸⅣ	算式ＸＸⅣ
$\dfrac{\sum_{n=令5}^{令7}(B_n \times C_n)}{563円 \times A}$	$\dfrac{\sum_{n=令5}^{令6}(B_n \times C_n)}{750円 \times A}$
算式ＸＸⅣの符号 Ａ　測定単位の数値 $B_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため ｎ 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額 $C_{令5}$＝0.00665	算式ＸＸⅣの符号 Ａ　測定単位の数値 $B_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため ｎ 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額 $C_{令5}$＝0.00655
$C_{令6}$＝0.01007 $C_{令7}$＝0.01623	$C_{令6}$＝0.01007
算式ＸＸⅤ	算式ＸＸⅤ
$\dfrac{\sum_{n=令6}^{令7}(B_n \times C_n)}{563円 \times A}$	$\dfrac{B_{令6} \times C_{令6}}{750円 \times A}$
算式ＸＸⅤの符号 Ａ　測定単位の数値 B_n　沖縄産業創出支援事業に充てるため ｎ 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	算式ＸＸⅤの符号 Ａ　測定単位の数値 $B_{令6}$　沖縄産業創出支援事業に充てるため令和６年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額
$C_{令6}$＝0.00719 $C_{令7}$＝0.01160	$C_{令6}$＝0.00719
算式ＸＸⅥ	算式ＸＸⅥ
$\dfrac{\sum_{n=令6}^{令7}(B_n \times C_n)}{563円 \times A}$	$\dfrac{B_{令6} \times C_{令6}}{750円 \times A}$
算式ＸＸⅥの符号 Ａ　測定単位の数値	算式ＸＸⅥの符号 Ａ　測定単位の数値

B_n　沖縄観光景観形成支援事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令6}$＝0.00719

$C_{令7}$＝0.01160

算式ＸＸⅦ

$$\frac{B_{令7} \times C_{令7}}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅤの符号

A　測定単位の数値

$B_{令7}$　駐留軍用地跡地先行取得事業に充てるため令和７年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令7}$＝0.01160

$B_{令6}$　沖縄観光景観形成事業に充てるため令和６年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$C_{令6}$＝0.00719

市町村	一　消防費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n)}{13{,}000\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0378 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204 C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228 C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03383 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04362 C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03463 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04433 C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03584

市町村	一　消防費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{12{,}300\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211 C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237 C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04371 C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457 C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04525

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03763

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04709

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04093

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05002

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03324

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04313

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03279

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04286

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04335

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02461

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03627

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02625

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03756

$C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

$C_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

$C_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01578

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02465

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

$C_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

一一　道路橋りょう費	道路の延長	の　0.01740 算式 $\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + H_{20} \times I_{20} + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{193{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令7}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令7}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令7}(AF_n \times AG_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

一一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 $\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + H_{20} \times I_{20} + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{187{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AF_n \times AG_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.030

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02958

H_{20}　平成 20 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

I_{20} ＝ 0.04733

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

0.02964

H_{20}　平成 20 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

I_{20} ＝ 0.04742

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

O_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01450

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

O_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

O_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

O_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03116

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

R_{21}　平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21}＝0.04963

T_{22}　平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22}＝0.04982

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21}＝0.02689

W_{22}＝0.02638

X_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01528

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01853

の　0.03122

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

R_{21}　平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21}＝0.04969

T_{22}　平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22}＝0.04990

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21}＝0.02690

W_{22}＝0.02640

X_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01530

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01856

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01540
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01872
Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01578
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01902
Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01627
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01958

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01528
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01853
AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01540
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01872
AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01578
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01902
AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01627
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01958

AB_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04940
AC_{24} ＝ 0.04993
AC_{25} ＝ 0.05072

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01545
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880
Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01584
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913
Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01638
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01976

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01530
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01856
AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01545
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880
AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01584
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913
AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01638
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01976

AB_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04948
AC_{24} ＝ 0.05014
AC_{25} ＝ 0.05101

AC_{26} ＝ 0.05222
AC_{27} ＝ 0.05449
AC_{28} ＝ 0.0482
AC_{29} ＝ 0.0482
AC_{30} ＝ 0.04818
AC 令元＝ 0.04786
AC 令２＝ 0.04850
AC 令３＝ 0.04926
AC 令４＝ 0.05221
AC 令５＝ 0.00798
AC 令６＝ 0.01325
AC 令７＝ 0.02057

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02547
AE_{24} ＝ 0.02567
AE_{25} ＝ 0.02630
AE_{26} ＝ 0.02712
AE_{27} ＝ 0.02879
AE_{28} ＝ 0.0242
AE_{29} ＝ 0.0240
AE_{30} ＝ 0.02399
AE 令元＝ 0.02361
AE 令２＝ 0.02372
AE 令３＝ 0.02407
AE 令４＝ 0.02564
AE 令５＝ 0.00474
AE 令６＝ 0.00705
AE 令７＝ 0.01146

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

AC_{26} ＝ 0.05268
AC_{27} ＝ 0.048
AC_{28} ＝ 0.0482
AC_{29} ＝ 0.0483
AC_{30} ＝ 0.04825
AC 令元＝ 0.04791
AC 令２＝ 0.04858
AC 令３＝ 0.04937
AC 令４＝ 0.00600
AC 令５＝ 0.00798
AC 令６＝ 0.01325

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02550
AE_{24} ＝ 0.02575
AE_{25} ＝ 0.02641
AE_{26} ＝ 0.02730
AE_{27} ＝ 0.025
AE_{28} ＝ 0.0242
AE_{29} ＝ 0.0241
AE_{30} ＝ 0.02403
AE 令元＝ 0.02363
AE 令２＝ 0.02376
AE 令３＝ 0.02412
AE 令４＝ 0.00345
AE 令５＝ 0.00474
AE 令６＝ 0.00705

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG$_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264
AG$_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406
AG$_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301
AG$_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011
AG$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992
AG$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02372
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032
AG$_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079
AG$_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02564
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263

事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG$_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293
AG$_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AG$_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG$_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016
AG$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995
AG$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037
AG$_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
AG$_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	AG 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 AG 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 AG 令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \overset{令7}{\underset{n=17}{\sum}} (C_n \times D_n)}{5{,}290\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債並びに平成11年度において「平成11年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成11年9月29日付け自治地第159号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成11年12月14日付け自治地第190号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を

111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	AG 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 AG 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \overset{令6}{\underset{n=17}{\sum}} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債並びに平成11年度において「平成11年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成11年9月29日付け自治地第159号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成11年12月14日付け自治地第190号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を

許可された地方債（以下「平成 11 年度補正予算債」という。）、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.00912

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02645

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

許可された地方債（以下「平成 11 年度補正予算債」という。）、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03147
D_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02689
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03158
D_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02638
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147
D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02547
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03088
D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02567
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121
D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02630
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03170
D_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02712
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264
D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02879
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406
D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0242
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301
D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0240
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02399
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992
$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02372
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032

の　0.03150
D_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160
D_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02640
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150
D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02550
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093
D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02575
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134
D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02641
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188
D_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02730
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293
D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0242
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02403
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995
$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

漁港における外郭施設の延長	$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02407 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079 $D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263 $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 $D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 $D_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7} (C_n \times D_n)}{2{,}980\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された	

漁港における外郭施設の延長	$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086 $D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 $D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{3{,}120\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された	

地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.00912

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02645

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02689

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02690

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03158

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02638

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02547

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03088

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02567

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121

D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02630

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03170

D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264

D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301

D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02372

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032

$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079

の　0.03160

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02640

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02550

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02575

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02641

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

四　都市計画費	都市計画区域における人口	$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263 $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 $D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 $D_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286 算式 $\frac{\sum_{n=13}^{令7}(B_n \times C_n) + D \times \alpha + E \times 0.75 + \sum_{n=28}^{令4}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(H_n \times I_n) + J + K + L \times 0.3 + M \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(N_n \times O_n) + P + Q + R + S + \sum_{n=17}^{22}(T_n \times U_n) + \sum_{n=23}^{令7}(V_n \times W_n) + \sum_{n=令元}^{令7}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=12}^{令7}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=12}^{22}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=12}^{22}(AD_n \times AE_n)}{1{,}080\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号Eに係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額 C_{13} ＝ 0.0318

四　都市計画費	都市計画区域における人口	$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 $D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 算式 $\frac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令4}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.45 + M + N + O \times 0.3 + P \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(Q_n \times R_n) + S + T + U + V + \sum_{n=17}^{22}(W_n \times X_n) + \sum_{n=23}^{令6}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=12}^{令6}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=12}^{22}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=12}^{22}(AG_n \times AH_n)}{1{,}020\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号Eに係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額 C_{13} ＝ 0.0318

C_{14} ＝ 0.0212
C_{15} ＝ 0.0239
C_{16} ＝ 0.0243
C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800
C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340
C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02100
　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02345
C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02358
C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02087
　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02319
C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

C_{14} ＝ 0.0212
C_{15} ＝ 0.0239
C_{16} ＝ 0.0243
C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340
C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02104
　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352
C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366
C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0189
　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01891

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02184

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01851

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02147

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01866

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02231

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00791

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01058

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01096

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01435

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00800

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

$C_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01210

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

D　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01893

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02187

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01853

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02148

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00900

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01266

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00792

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01060

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00800

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金

相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

E　平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F_n　n年度（平成28年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

G_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

G_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

G_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.04500

相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

I_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

H_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$I_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令7}$ ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

K　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$K_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

M　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

N_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

O_{14} ＝ 0.0212

O_{15} ＝ 0.0239

O_{16} ＝ 0.0243

O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800

O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

R_{14} ＝ 0.0212

R_{15} ＝ 0.0239

R_{16} ＝ 0.0243

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補

助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T_n　都道府県の項第 9 号算式Ⅸの符号 B_n に同じ。

U_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01458
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000
U_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.040
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022
U_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.041
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023
U_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05034
U_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04302

助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

U　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

V　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

W_n　都道府県の項第 9 号算式Ⅸの符号 B_n に同じ。

X_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.046
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033
X_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.040
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022
X_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.041
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023
X_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04236
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05040
X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04304

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05052

U_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04220

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05034

V_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 D_n に同じ。

W_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04074

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04940

W_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04107

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04993

W_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04207

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05072

W_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04339

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05222

W_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04606

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05449

W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03838

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04818

$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03777

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04786

$W_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03795

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04850

$W_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03851

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05056

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04223

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05039

Y_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 D_n に同じ。

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04079

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04948

Z_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04120

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05014

Z_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04225

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05101

Z_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04367

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05268

Z_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.040

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.048

Z_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

Z_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

Z_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03844

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04825

$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03781

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04791

$Z_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03801

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04858

$Z_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03859

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04926

$W_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.04102

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05221

$W_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00758

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00798

$W_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01128

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

$W_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01833

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02057

X_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 F_n に同じ。

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992

$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02372

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032

$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079

$Y_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263

$Y_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$Y_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

$Y_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286

Z_n　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04937

$Z_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00552

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00600

$Z_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00758

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00798

$Z_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01128

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

AA_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 F_n に同じ。

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$AB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

AC_n　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄

の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるためn 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

AA_{12} ＝ 0.0300

AA_{13} ＝ 0.0318

AA_{14} ＝ 0.0212

AA_{15} ＝ 0.0239

AA_{16} ＝ 0.0243

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

AA_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

AA_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02100

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02345

道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるためn 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

AD_{12} ＝ 0.0300

AD_{13} ＝ 0.0318

AD_{14} ＝ 0.0212

AD_{15} ＝ 0.0239

AD_{16} ＝ 0.0243

AD_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

AD_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

AD_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AD_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

AD_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

AD_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

AD_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

AD_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352

AA_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02125 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02358
AA_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02160 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
AA_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02087 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02319
AA_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0194 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AA_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AA_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01891 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02184
$AA_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01851 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02147
$AA_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01866 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02231
$AA_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00791 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01058
$AA_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01096 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01435
$AA_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577
$AA_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00800 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897
$AA_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01210

AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02130 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366
AD_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02160 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
AD_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0189 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
AD_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0194 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AD_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AD_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01893 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02187
$AD_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01853 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02148
$AD_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00900 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01266
$AD_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00792 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01060
$AD_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460
$AD_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577
$AD_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00800 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AC_{12} ＝ 0.0375

AC_{13} ＝ 0.0398

AC_{14} ＝ 0.0360

AC_{15} ＝ 0.0399

AC_{16} ＝ 0.0405

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.03885

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AD_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AE_{12} ＝ 0.0300

AE_{13} ＝ 0.0318

AE_{14} ＝ 0.0212

AE_{15} ＝ 0.0239

AE_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AF_{12} ＝ 0.0375

AF_{13} ＝ 0.0398

AF_{14} ＝ 0.0360

AF_{15} ＝ 0.0399

AF_{16} ＝ 0.0405

AF_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300

AF_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

AF_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AF_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AF_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AG_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AH_{12} ＝ 0.0300

AH_{13} ＝ 0.0318

AH_{14} ＝ 0.0212

AH_{15} ＝ 0.0239

			AE_{16} ＝ 0.0243
			AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331
			イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800
			AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
			AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
			AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
			AE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
			AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五	公園費	人口	算式
			$\frac{B \times 0.3}{584\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調

			AH_{16} ＝ 0.0243
			AH_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
			イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
			AH_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
			AH_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
			AH_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
			AH_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
			AH_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五	公園費	人口	算式
			$\frac{B \times 0.3}{553\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調

六　下水道費　人口

査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金

（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。

算式

$$\frac{\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{令7}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{令7}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{令7}(J_n\times K_n)+\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{令7}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{30}(R_n\times Y_n)+(R_{令元}\times Y_{令元})\times\alpha\times 0.56+(R_{令元}\times Y_{令元})\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令7}(T_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令4}^{令7}(T_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令7}(U_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令7}(U_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\iota+\sum_{n=令2}^{令3}(V_n\times Y_n)\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令7}(W_n\times Y_n)\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令7}(X_n\times Y_n)\times 0.63+\sum_{n=18}^{令7}\{(Z_n+AA_n)\times AB_n\}+\sum_{n=18}^{令7}(AC_n\times AD_n\times\varepsilon_n)+\sum_{n=令3}^{令7}(AE_n\times AF_n)+AG_{令4}\times AH_{令4}\times\frac{\kappa}{0.30}+\sum_{n=令5}^{令7}(AI_n\times AJ_n)+\sum^{令7}(AK_n\times AL_n\times\frac{\kappa}{\quad})+\sum^{令7}(AM_n\times AN_n)}{110\text{円}\times A}$$

六　下水道費　人口

査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金

（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。

算式

$$\frac{\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{令6}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{令6}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{令6}(J_n\times K_n)+\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{令6}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{30}(R_n\times Y_n)+(R_{令元}\times Y_{令元})\times\alpha\times 0.56+(R_{令元}\times Y_{令元})\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令6}(T_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令4}^{令6}(T_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令6}(U_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令6}(U_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\iota+\sum_{n=令2}^{令3}(V_n\times Y_n)\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令6}(W_n\times Y_n)\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令6}(X_n\times Y_n)\times 0.63+\sum_{n=17}^{令6}\{(Z_n+AA_n)\times AB_n\}+\sum_{n=18}^{令6}(AC_n\times AD_n\times\varepsilon_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(AE_n\times AF_n)+AG_{令4}\times AH_{令4}\times\frac{\kappa}{0.30}+\sum_{n=令5}^{令6}(AI_n\times AJ_n)+\sum^{令6}(AK_n\times AL_n\times\frac{\kappa}{\quad})+\sum^{令6}(AM_n\times AN_n)}{107\text{円}\times A}$$

$$\frac{\text{n＝令5}\quad 0.30\quad \text{n＝令5}}{+\sum_{n=28}^{令7}(AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=28}^{令7}(AO_n \times AQ_n) \times (1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=28}^{令7}(AR_n \times AS_n) + AT - AU \times 0.5}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措

$$\frac{\text{n＝令5}\quad 0.30\quad \text{n＝令5}}{+\sum_{n=27}^{令6}(AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令6}(AO_n \times AQ_n) \times (1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{令6}(AR_n \times AS_n) + AT - AU \times 0.5}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措

置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場

置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場

合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。以下この号において同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 17 年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経第 68 号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に

合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。以下この号において同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 17 年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経第 68 号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に

係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第24条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$D_{12} = 0.0500$

係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第24条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$D_{12} = 0.0500$

D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.05180
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0486
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04968
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05521
D_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04833
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05343
D_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04694
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05266
D_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04682
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05205
D_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04667
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05206
D_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04723
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05241
D_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04751
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05303
D_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04637
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05153

D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04971
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525
D_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04835
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345
D_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04696
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05270
D_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04685
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210
D_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04675
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220
D_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04734
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258
D_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04769
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05332
D_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0424
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0425
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487
D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0426
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0493
D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04202
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04854
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04113
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04770
$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04146
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04958
$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01757
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351
$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02435
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03189
$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283
$D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006
$D_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.02687
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03020

$E_{12} = 0.0500$
$E_{13} = 0.0530$
$E_{14} = 0.0470$
$E_{15} = 0.0532$
$E_{16} = 0.0432$
E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.05180
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0426
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487
D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0426
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494
D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04207
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774
$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01999
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813
$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01760
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355
$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022
$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283
$D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006

$E_{12} = 0.0500$
$E_{13} = 0.0530$
$E_{14} = 0.0470$
$E_{15} = 0.0532$
$E_{16} = 0.0432$
E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0400
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0486 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
E_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04968 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05521
E_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04833 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05343
E_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04694 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05266
E_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04682 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05205
E_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04667 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05206
E_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04723 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05241
E_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04751 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05303
E_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04637 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05153
E_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0425 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487
E_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0426 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0493

	の　0.0400
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
E_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04971 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525
E_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04835 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345
E_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04696 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05270
E_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04685 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210
E_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04675 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220
E_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04734 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258
E_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.04769 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05332
E_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0424 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478
E_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0426 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487
E_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0426 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04202
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04854
$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04113
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04770
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04146
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04958
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01757
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02435
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03189
$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283
$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006
$E_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.02687
　　イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03020

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成２年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、平成５年度から平成11年度まで

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04207
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860
$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01999
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01760
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022
$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283
$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成２年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、平成５年度から平成11年度まで

の各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成 3 年度から平成 7 年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 3 年 4 月 30 日付け自治準企第 94 号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の 17 分の 1 に相当する額を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除

の各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成 3 年度から平成 7 年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 3 年 4 月 30 日付け自治準企第 94 号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の 17 分の 1 に相当する額を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除

く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として

く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として

取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

K_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02186

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02429

K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02127

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351

K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02065

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0226

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

K_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02187

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02431

K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02127

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352

K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02066

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02317

K_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02060

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02290

K_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02053

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02291

K_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02078

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02306

K_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02090

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02333

K_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02040

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02267

K_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0214

K_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217

K_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01849

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02136

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01810

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02099

$K_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01824

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02182

$K_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00773

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01034

$K_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.01071

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01403

の　0.02319

K_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02061

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02292

K_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02057

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02297

K_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02083

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02314

K_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02098

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02346

K_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0210

K_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0214

K_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217

K_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01851

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02138

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01811

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02101

$K_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01238

$K_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00774

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01036

$K_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00436

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00450

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00552
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00783
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

$K_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01182
　　イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01329

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01036
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00552
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00783
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0100
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）

（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.05180

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0486

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04968

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05521

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04833

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05343

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04694

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05266

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05205

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04667

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05206

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04723

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05241

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04751

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るも

（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0502

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04971

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04835

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04696

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05270

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04685

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04734

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04769

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.05303

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.04637

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05153

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

Q_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0426

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0493

Q_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04202

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04854

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04113

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04770

$Q_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04146

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04958

$Q_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01757

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351

$Q_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.02435

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03189

$Q_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$Q_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01779

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006

$Q_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.02687

イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03020

R_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち

の　0.05332

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0424

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0426

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

Q_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0426

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494

Q_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04207

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774

$Q_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01999

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813

$Q_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01760

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355

$Q_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Q_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$Q_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01779

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006

R_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち

同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

S_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

U_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

W_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12} = 0.0273$

$Y_{13} = 0.0292$

$Y_{14} = 0.0235$

$Y_{15} = 0.0266$

$Y_{16} = 0.0216$

Y_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02590

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るも

同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

S_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

U_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

W_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12} = 0.0273$

$Y_{13} = 0.0292$

$Y_{14} = 0.0235$

$Y_{15} = 0.0266$

$Y_{16} = 0.0216$

Y_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0251

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0200
Y_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0243
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188
Y_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0244
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182
Y_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02484
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02761
Y_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02417
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02347
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02633
Y_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02341
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02603
Y_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02334
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02603
Y_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02362
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02621
Y_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02376
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02652
Y_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02319
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02577
Y_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244
Y_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0213
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

	の　0.0200
Y_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0244
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188
Y_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0244
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182
Y_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02486
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02763
Y_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02418
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02673
Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02348
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02635
Y_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02343
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02605
Y_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02338
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02610
Y_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02367
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02629
Y_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02385
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02666
Y_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0212
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239
Y_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244
Y_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0213
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02104 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430 $Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774 $Y_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01999 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813 $Y_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01760 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355 $Y_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022 $Y_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283 $Y_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01779 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006	Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02101 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02427 $Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04113 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04770 $Y_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04146 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04958 $Y_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01757 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351 $Y_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.02435 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03189 $Y_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283 $Y_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01779 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006 $Y_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.02687 イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03020
Z_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものの額に相当する額 AA_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額	Z_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものの額に相当する額 AA_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額
AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0311 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311 AB_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0296 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296	AB_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0296 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296

AB_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0296 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296
AB_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02960 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958
AB_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02955 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02956
AB_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02969 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970
AB_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03015 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03022
AB_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03588 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03560
AB_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03136 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03170
AB_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03269 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03304
AB_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03557 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03470
AB_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0301 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301
AB_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0301 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AB_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03020 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011
$AB_{\text{令元}}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02988

AB_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0296 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296
AB_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02965 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964
AB_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02959 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960
AB_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02974 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
AB_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03020 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03029
AB_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03603 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03580
AB_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03161 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188
AB_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03306 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03343
AB_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0307 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
AB_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0302 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301
AB_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0302 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AB_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03025 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03015
$AB_{\text{令元}}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02991

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02990

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03025

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03027

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03050

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03084

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03233

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03257

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00426

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00528

$AB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00638

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00808

$AB_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01075

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01256

AC_n　ｎ年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

AD_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04144

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04141

AD_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04137

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04138

AD_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04156

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04158

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02993

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03030

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03031

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03090

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00399

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00426

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00528

$AB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00638

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00808

AC_n　ｎ年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

AD_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04151

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04150

AD_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04142

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04144

AD_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04164

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04166

AD_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.04169
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04180
AD_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04284
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04308
AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.04390
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04413
AD_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.04576
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04650
AD_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.04979
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05058
AD_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0421
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0421
AD_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0421
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0421
AD_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.04234
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04221
AD 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.04185
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04190
AD 令2	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの	0.04233
	イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04239
AD 令3	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの	0.04253
	イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04286
AD 令4	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの	0.04526
	イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04587
AD 令5	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00596

AD_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.04177
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04191
AD_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04308
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04337
AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.04425
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04451
AD_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.04628
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04711
AD_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0429
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0425
AD_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0421
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0421
AD_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0422
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0422
AD_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.04243
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04229
AD 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.04190
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04195
AD 令2	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの	0.04241
	イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04248
AD 令3	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの	0.04262
	イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04297
AD 令4	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00415
	イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00477
AD 令5	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00596

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AD令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00893

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01037

AD令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01505

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

AE_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額

AF令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01167

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378

AF令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01501

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607

AF令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00542

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

AF令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00786

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01074

AF令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01270

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01565

AG令4　令和４年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

AH令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00360

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00360

AI_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00499

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AD令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00893

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01037

AE_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額

AF令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01169

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378

AF令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607

AF令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00542

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

AF令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00786

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01074

AG令4　令和４年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

AH令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00360

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00360

AI_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00499

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

AJ令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01084
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01076

AJ令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01594
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01571

AKn　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち省エネ改修等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AL令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00299
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00455

AL令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00650
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AL令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00943

AMn　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち電動車の導入等に関する事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AN令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00299
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00455

AN令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00650
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AN令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00943

AOn　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

AJ令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01084
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01076

AKn　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち省エネ改修等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AL令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00299
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00455

AL令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00650
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AMn　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち電動車の導入等に関する事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

AN令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00299
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00455

AN令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00650
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

AOn　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について

同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
AP_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1432 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1432
AP_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1435 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1435
AP_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14374 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14363
$AP_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14350 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14355
$AP_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14415 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14422
$AP_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14458 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14500
$AP_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.14856 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14941
$AP_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922
$AP_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482
$AP_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.02150 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02346

同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
AP_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1434 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1433
AP_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1435 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1435
AP_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1436 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436
AP_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14406 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14392
$AP_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14367 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14373
$AP_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14442 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14451
$AP_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14486 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14535
$AP_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681
$AP_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922
$AP_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482
AQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1434 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1433

AQ_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.1432 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1432
AQ_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.1435 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1435
AQ_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.14374 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14363
$AQ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14350 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14355
$AQ_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.14415 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14422
$AQ_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.14458 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14500
$AQ_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.14856 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14941
$AQ_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00851 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922
$AQ_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482
$AQ_{令7}$	ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.02150 イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02346
AR_n	流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について

AQ_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.1435 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1435
AQ_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.1436 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436
AQ_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.14406 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14392
$AQ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14367 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14373
$AQ_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.14442 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14451
$AQ_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.14486 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14535
$AQ_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00593 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681
$AQ_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00851 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922
$AQ_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482
AR_n	流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について

同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AS_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0630
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0630
AS_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0631
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0631
AS_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.06325
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06320
$AS_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.06314
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06316
$AS_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.06343
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06346
$AS_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.06362
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06380
$AS_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.06537
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06574
$AS_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00374
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00406
$AS_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00561
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00652
$AS_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.00946
	イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01032

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県か

同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AS_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0631
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0631
AS_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0631
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0631
AS_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0632
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0632
AS_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.06339
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06332
$AS_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.06321
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06324
$AS_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.06354
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06358
$AS_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.06374
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06395
$AS_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00261
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00300
$AS_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00374
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00406
$AS_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00561
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00652

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県か

ら市町村に移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.5、25以上50未満の場合は0.42、50以上75未満の場合は0.35、75以上100未満の場合は0.28、100以上の場合は0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.45、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.44、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

ε_n　符号 AD_n に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

ζ_n　n年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下３位未満の

ら市町村に移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.5、25以上50未満の場合は0.42、50以上75未満の場合は0.35、75以上100未満の場合は0.28、100以上の場合は0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.45、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.44、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

ε_n　符号 AD_n に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

ζ_n　n年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下３位未満の

端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

η_n　n 年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0、25 以上 50 未満の場合は 1.143、50 以上 75 未満の場合は 1.071、75 以上 100 未満の場合は 1.048、100 以上の場合は 1.036

θ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

ι　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは

端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

η_n　n 年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0、25 以上 50 未満の場合は 1.143、50 以上 75 未満の場合は 1.071、75 以上 100 未満の場合は 1.048、100 以上の場合は 1.036

θ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

ι　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは

七　その他の土木費　人口

0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

算式Ⅰ

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=8}^{令7}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \times O_n) + \sum_{n=18}^{令7}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令7}(R_n \times S_n) + \sum_{n=17}^{令7}(T_n \times U_n) + \sum_{n=17}^{令7}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令7}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令7}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令7}(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=29}^{令7}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AM_n \times AN_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AO_n \times AP_n) + AQ_{令2} \times AR_{令2} + \sum_{n=13}^{19}(AS_n \times AT_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(AU_n \times AV_n)}{1{,}520\text{ 円} \times A}$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

C_n　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 C_n に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.00912

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02645

七　その他の土木費　人口

0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

算式Ⅰ

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=7}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \times O_n) + \sum_{n=18}^{令6}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令6}(R_n \times S_n) + \sum_{n=17}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=17}^{令6}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令6}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令6}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AM_n \times AN_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AO_n \times AP_n) + AQ_{令2} \times AR_{令2} + \sum_{n=11}^{19}(AS_n \times AT_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AU_n \times AV_n)}{1{,}460\text{ 円} \times A}$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

C_n　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 C_n に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02689

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03158

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02638

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02547

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03088

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02567

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121

D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02630

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03170

D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264

D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301

D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02372

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02690

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02640

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02550

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02575

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02641

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03032

$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079

$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263

$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

$D_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286

E　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号Ｂに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

F_n　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号C_nに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.00912

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02645

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02689

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03158

0.03037

$D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

E　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号Ｂに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

F_n　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号C_nに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02648

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160